

令和元年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 2 (2020) 年 3 月



目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1 使命・目的等	5
基準 2 学生	9
基準 3 教育課程	32
基準 4 教員・職員	59
基準 5 経営・管理と財務	74
基準 6 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	90
基準 A 地域貢献	90
基準 B 自校教育	99
V. 特記事項	101
VI. 法令等遵守状況一覧	102
VII. エビデンス集一覧	115
エビデンス集（データ編）一覧	115
エビデンス集（資料編）一覧	115

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

純真学園大学（以下「本学」という。）は、学校法人純真学園によって平成 23(2011)年に設置された大学である。

本学の設置母体である学校法人純真学園（以下「本学園」という。）の歴史は、学園祖・福田昌子によって「学校法人純真女子学園」が設立された昭和 31(1956)年 2 月に始まる。その際、福田昌子は女性の人間的尊厳の確立と社会的地位の向上を目指し、高度な学識と人間的教養を身につけ、豊かな知性を持ち奉仕の精神を身につけた気品ある女性として、また純真な心を持って社会に貢献することのできる、新しい時代を担うに相応しい女性を育成することを掲げ、学園訓を「気品・知性・奉仕」と定めるとともに、学園の名称に「純真」の文字を取り入れた。

同年 4 月、私学としては福岡県において戦後 3 番目となる「純真女子高等学校」（現在の純真高等学校）を開校し、翌昭和 32(1957)年に「純真女子短期大学」（現在の純真短期大学）を、また昭和 42(1967)年に「東和大学」を開学した。

また、産婦人科医でもあった福田昌子は、豊富な医療経験と知識を活かして、昭和 40(1965)年に准看護師養成課程としては私学で初となる衛生看護科を高等学校に設置した。その後、平成 14(2002)年には衛生看護科を「看護科」と改称するとともに、新たに 2 年制の看護専攻科を設置して 5 年一貫制の看護師養成課程を確立した。現在までに卒業生は千数百人を数え、各々が看護師・准看護師として医療の最前線で活躍するとともに広く社会に貢献している。

一方、東和大学においても創設当初より医療電子工学科を設け、その後臨床工学技士の資格取得を目指すことのできる、当時としては九州唯一の臨床工学コースを設置した。以来長年に渡って臨床工学技士教育に尽力し、多くの優秀な医療人を社会に送り出してきた。

学園設立より 50 余年、本学園は地域社会の求める実践的職業人を多数輩出し、また教育文化の振興に寄与するなど、多大な実績を上げてきたが、新たな 50 年に向けての大きな一歩として、平成 23(2011)年 4 月、福岡市南区筑紫丘のキャンパスに本学を開学し、医療系 4 学科を九州地区で初めて同時設置した。

平成 25(2013)年度には、本学と独立行政法人国立病院機構九州医療センターの間で協力協定が締結された。このことにより、本学の学生教育にあたって九州医療センターの設備と機器を活用して先端医療を学ぶことが可能となり、併せてチーム医療をより実践的に学ぶことのできる環境が整った。さらに平成 30(2018)年度からは、九州医療センターが設置していた附属看護助産学校（平成 30(2018)年 3 月に閉校）の校舎を借り受けることにより百道浜キャンパスを設け、筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスの 2 校地体制で純真学園大学大学院を開設するに至った。

本学は、これまで本学園が積み上げてきた医療人育成の伝統を継承するとともに学園訓をそのまま建学の精神として掲げることにより、高度化する現代医療に対応できる能力と、「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材の育成を目指している。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

- 昭和31(1956). 2. 1 福田昌子、学園用地その他私財を寄付し、学校法人純真女子学園を設立
4. 1 純真女子高等学校 開校
- 昭和32(1957). 3.15 法人名を「学校法人福田学園」に名称変更
4. 1 純真女子短期大学 開学
- 昭和40(1965). 4. 1 純真女子高等学校に衛生看護科を開設
- 昭和41(1966). 4. 1 福田学園中学校 開校
純真女子高等学校を男女共学化
純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園 開園
- 昭和42(1967). 4. 1 東亜共立大学 開学
7. 4 東亜共立大学を「東和大学」に名称変更
- 昭和43(1968). 7. 4 純真女子高等学校を「東和大学附属高等学校」に名称変更
福田学園中学校を「東和大学附属中学校」に名称変更
- 昭和48(1973). 4. 4 東和大学附属高等学校を「東和大学附属東和高等学校」に名称変更
- 昭和54(1979). 4. 1 東和大学附属昌平高等学校 開校
- 昭和58(1983). 4. 1 埼玉純真女子短期大学 開学
- 平成13(2001). 11.20 純真女子短期大学附属じゅんしん幼稚園を廃止
- 平成14(2002). 4. 1 東和大学附属東和高等学校 衛生看護科を「看護科」に名称変更、看護専攻科を設置
- 平成19(2007). 4. 1 法人名を「学校法人純真学園」に名称変更
純真女子短期大学を男女共学化、「純真短期大学」に名称変更
埼玉純真女子短期大学を「埼玉純真短期大学」に名称変更
東和大学附属東和高等学校を「純真高等学校」に名称変更
東和大学附属中学校を「純真中学校」に名称変更
東和大学附属昌平高等学校を学校法人昌平学園へ移管
- 平成23(2011). 4. 1 純真学園大学 開学
- 10.17 東和大学を廃止
- 平成24(2012). 3.30 純真中学校を廃止
4. 1 純真保育園 開園
- 平成28(2016). 3.31 純真保育園を社会福祉法人晶（きよら）へ事業譲渡
- 平成29(2017). 3. 7 公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価で「適合」の認定を受ける
- 平成30(2018). 4. 1 純真学園大学大学院 保健医療学研究科 開設

2. 本学の現況

- ・ 大学名 純真学園大学
- ・ 所在地 (筑紫丘キャンパス) 福岡県福岡市南区筑紫丘 1-1-1
(百道浜キャンパス) 福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1

・ 学部等の構成

学部名	学科名	
保健医療学部	看護学科 放射線技術科学科 検査科学科 医療工学科	
研究科名	専攻名	分野名
保健医療学研究科 (修士課程)	看護学専攻	看護の基礎分野 臨床実践看護分野 生活支援看護分野
	保健衛生学専攻	放射線技術学分野 臨床検査学分野 臨床医工学分野

・ 学生数、教員数、職員数

(1) 学生数 (令和元年 5 月 1 日現在)

純真学園大学

学部	学科	入学 定員	収容 定員	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	合計
保健医療 学部	看護学科	100	360	118	105	92	86	401
	放射線技術科学科	80	280	95	79	75	63	312
	検査科学科	75	270	91	69	70	58	288
	医療工学科	40	160	43	45	43	41	172
保健医療学部計		295	1,070	347	298	280	248	1,173
合計		295	1,070	347	298	280	248	1,173

純真学園大学大学院

研究科名	専攻名	入学 定員	収容 定員	1 年次	2 年次	合計
保健医療学 研究科	看護学専攻	6	12	5	5	10
	保健衛生学専攻	6	12	6	5	11
保健医療学研究科計		12	24	11	10	21
合計		12	24	11	10	21

純真学園大学

(2) 教員数 (令和元年 5 月 1 日現在)

学部	学科	専 任 教 員					助手	兼任 (非常勤) 教員
		教授	准教授	講師	助教	合計		
保健医療学部	看護学科	16	4	5	9	34	3	65
	放射線技術科学科	6	3	3	3	15	0	
	検査科学科	7	6	3	1	17	0	
	医療工学科	7	3	1	2	13	0	
保健医療学部計		36	16	12	15	79	3	65
うち、大学院を 兼担する専任教員		14	3	2	0	38	—	—

(3) 職員数 (令和元年 5 月 1 日現在)

正職員	嘱託	パート・アルバイト	派遣	合計
21	0	19	2	42

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

純真学園大学（以下「本学」という。）の使命・目的については、「純真学園大学学則」（以下「学則」という。）第1条に定めている【資料1-1-1】。また、この大学の目的をより具体化し、学部及び学科において育成する人材を明確に示したものを、「純真学園大学保健医療学部規則」第3条及び第4条に示している【資料1-1-2】。これらの目的については、本学公式ホームページ（<http://www.junshin-u.ac.jp/>、以下「本学ホームページ」という。）にも掲載している【資料1-1-3】。

また、学園訓であり、本学の建学の精神でもある「気品・知性・奉仕」については、その解釈をそれぞれ以下のように示している。

表1-1 建学の精神とその解釈

建学の精神	解 釈
気品	人を魅了し、良き師、良き友を得て、お互いを高めあい、他者をして犯すべからざる精神性の高さで行動すること
知性	広い視野に立ち、枝葉末節に拘泥することなく、物事の本質を見定め、考え、判断し、節度を持った行動をすること
奉仕	多くの人に支えられていることに感謝し、利害得失を捨てたときに、心の底から生まれる志に準じて行動すること

「建学の精神」及びその解釈については、本学の「大学案内」【資料 1-1-4】や全学生に配布している学生便覧【資料 1-1-5】を通じて、広く周知を図っている。また、入学式やその他の式典等の機会を通じて、学生や保護者等へその意義を説明している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の使命・目的は、建学の精神及び学則により定められている。また、学部・学科における教育研究上の目的は、学部規則により定められている。いずれも平易な文章を

用い、本学ホームページ、学生便覧及び大学案内に具体的かつ明確に掲載されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士という専門性の高い医療従事者の養成を通じて専門性を深く追求する一方、近年特に重視されている医療分野における多職種連携に鑑み、全学共通で必修となる「チーム医療」科目群を配置し、医師や他の医療従事者の視点も学ぶことができるようにカリキュラムを工夫している。また、6科目で構成される「純真学」科目群を導入し、建学の精神の理解を基盤として、人間力を兼ね備えた医療人を育成するなど、複眼的な視点の涵養を図っている。

こうした工夫・個性については、大学案内【資料 1-1-6】や純真の翼【資料 1-1-7】に明示するとともに、本学のディプロマ・ポリシー【資料 1-1-8】にも反映されている。

1-1-④ 変化への対応

平成 27(2015)年 4 月より、本学の将来計画を扱う機関として「将来計画協議会」が設置された【資料 1-1-9 将来計画協議会規程】。また、診療放射線技師及び臨床検査技師養成に係る関係法令が平成 27(2015)年 4 月より改正施行されたことを踏まえて教育課程の見直しを行い、平成 28(2016)年度入学生から新たなカリキュラムの運用を開始している。また、平成 30(2018)年 4 月に大学院を開設し、高度化・複雑化の進展する医療に対応できる人材育成に取り組んでいる。

こうした対応を通じて、法令遵守を図るとともに今後の 18 歳人口の減少や医療分野における教育研究環境の変化等、本学を取り巻く社会環境の変化に対応していくための体制を整備している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的は適切に設定されているものと判断しており、具体的な明文化及び簡潔な文章化を実現している。今後、大学改革や社会的要請等も踏まえながら、その実現にあたって本学の個性・特色を十分に発揮し、また各方面に明示できるよう、更なる改善・向上に努めていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の目的、及び本学が設置している学部・研究科などの教育研究上の目的は、前述のとおり大学の学則・学部規則、及び大学院の学則に明記されている。いずれの規程についても制定・改正は理事会での承認が必要であり、その前段階として理事会・評議員会に上申される原案が教授会又は研究科委員会での審議を経て学長により決定される。そして制定・改正された規程は学内のコミュニティサイト（電子掲示板）に掲示され、教職員に周知される。

現行の学則及び学部規則は以上のような手続きを経て定められている。よって、大学の目的・教育目標等について役員及び教職員の理解と支持は得られている。

1-2-② 学内外への周知

本学園の学園訓（及び本学の建学の精神）については、純真学園本館前に「気品・知性・奉仕」の石碑を設置することにより、教職員、学生のみならず来訪者にも目に留まりやすいようにしている。また平成 24(2012)年度から、純真学園本館 1 階に額縁を掲げているほか、前述の解釈を併記した額縁を学内の建物の入り口や学生ホール等の主だった場所に掲げている。さらに、学生便覧や大学案内にも建学の精神やその解釈を掲載することで、広く周知を図っている。

更に平成 28(2016)年度から実施している新カリキュラムでは、全学科 1 年次生の共通科目（必修）として「純真学入門」を開講している【資料 1-2-1「純真学入門」シラバス】。「純真学入門」は学長が自ら科目責任者として講義を行っており、到達目標の一つとして「純真学園大学という私学の持つ建学の精神を理解する」ことを挙げている。

また大学及び大学院の目的や学部・研究科などの教育研究上の目的についても、学生便覧に掲載しているほか、情報公開の一環として本学ホームページにも掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学は平成 23(2011)年 4 月の開学にあたって作成した「純真学園大学設置認可申請書」【資料 1-2-2 純真学園大学設置認可申請書（設置の趣旨）】の記載内容を誠実に履行することを、中長期的な計画として実施してきた。この成果は平成 27(2015)年 3 月の第 1 期生卒業によって結実することとなった。また、平成 30(2018)年 4 月に開学した大学院についても、「純真学園大学大学院設置認可申請書」【資料 1-2-3 純真学園大学大学院設置認可申請書（設置の趣旨）】の記載内容を誠実に履行することを、中長期的な計画として実施している。

このような大学の使命・目的を果たすため、また安定的で継続的な大学経営を可能とするため、(1) 医療系ブランド大学の構築、(2) 経営基盤の強化、(3) 組織基盤の強化、(4) 学園内の情報共有化、の 4 つを柱とした、平成 31(2019)年度までの中期計画を策定し、平成 28(2016)年 3 月の理事会で承認された【資料 1-2-4 純真学園大学 5 ヶ年計画】。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学を構成する1学部（4学科）、大学院研究科（2専攻）は、本学で定めている3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）【資料1-2-5 純真学園大学 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー／純真学園大学大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー】は、大学の使命・目的及び学部・各学科、大学院研究科・各専攻における教育研究上の目的から導き出されたものであり、その内容が色濃く反映されているものと判断する。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、学則第1条に掲げる本学の目的を達成するため、1学部4学科（保健医療学部看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科）を設置している。それぞれの学科においては医療職の養成を通じて専門性を深く追求する一方、前述のように学部全体の取り組みとして、学科の垣根を越えて「チーム医療」に関する科目を共通で学ぶことにより複眼的な視点の涵養を図っている。このことは、医療の現場において求められる広い視野と人間に対する理解力を修得する上で有益であり、「教養豊かにして学識高き人材を養成する」という本学の目的に資するものである。

また、平成30(2018)年度より大学院（修士課程）として1研究科2専攻（保健医療学研究科看護学専攻、保健衛生学専攻）を設置している。それぞれの専攻においては、本学保健医療学部でのそれぞれの学科における専門教育及びチーム医療や純真学という全人的医療教育を基盤とし、地域医療が抱える様々な保健医療福祉上の課題を多職種連携の視点から看護学、放射線技術学、臨床検査学、臨床医工学における課題を共通して学び、また研究を通して看護学系と保健医療系のそれぞれの専門性を深めて、地域医療で中核となって活躍することのできる人材を育成することを目指している。このことは、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の発展に寄与する」という本学の目的に資するものである。

本学の教育研究組織は、法令遵守及び本学の教育研究上の目的を達成するために適切な人数を配置しており、またディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに沿って適切な教育を行っている。

以上のように、本学の教育研究組織は本学の使命・目的及び教育目的に沿った形で設置・運営されており、整合性が取れている。

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育理念に対する教職員の理解は進んできており、今後はステークホルダーへ本学の教育理念の理解を更にはかる。特に高等学校の教職員、高校生及びその保護者への理解を深め、本学の理念に共感する有能で志の高い学生の入学を促進する。

また、今後は各ポリシーの客観評価を保証するアセスメントプランの策定に取り組む。

【基準 1 の自己評価】

本学園の建学の精神及び基本理念、本学の教育目標の周知は、本学ホームページ、大学パンフレット等、様々な媒体によって実施されており、十分達成できている。

本学が「看護・医療技術専門職として社会に貢献する人材」の養成を目的とする大学である点も、入試委員会、広報委員会、進路対策支援活動、臨地実習協議会、地元看護協会・技師（士）会等への支援を通じ、開学から 9 年を経て、高等学校や卒業生の主たる就職先である医療機関に認知されてきた。

今後は本学の中期計画の実施を通じて、地域と共存し、地域で活躍できる医療職の生涯学修の拠点として、それぞれの分野の研究力を高め、教育研究機関としてのアイデンティティを確立するよう継続的に努力する。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

全学科において、建学の精神及び教育目的と整合性のある入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、学生募集要項【資料 2-1-1】に明記して志願者全員に告知している。本学のアドミッション・ポリシーを表 2-1 に示す。

表 2-1 アドミッション・ポリシー

アド ミ ッ シ ョ ン ・ ポ リ シ ー	純真学園大学では、本学の建学の精神である「気品・知性・奉仕」に則り、幅広い教養と高い専門知識と技術を身に付け、社会に貢献しようとする意欲ある人を求めています。加えて、各学科では次のような人たちに来ていただきたいと願っています。	
	看護学科	○ いのちを大切に思い、人に対する思いやりをもち、人の苦しみに共感できる人 ○ 視野を広くもち、探求心をもって学習に取り組める人 ○ 看護への情熱をもち、協調性と実行力を備え、前向きに努力する人 また、本学科においては生物、化学、物理のいずれかを高等学校で出来る限り履修していることが望ましい科目としています。
	放射線技術科学科	○ 協調性に富み、かつ状況の変化に柔軟に対応できる人 ○ 放射線医療機器の開発進歩に強い関心を持つ人 ○ 課題発見と問題解決に意欲を持つ人 また、本学科においては数学、物理を高等学校で出来る限り履修していることが望ましい科目としています。
	検査科学科	○ 協調性があり、独創性と粘り強さで問題解決に意欲を持つ人 ○ 生命とバイオサイエンスに興味がある人 ○ 検査技術を基盤に多様な分野で活躍したい人 また、本学科においては生物、化学を高等学校で出来る限り履修していることが望ましい科目としています。
	医療工学科	○ 身近な自然現象や科学技術に興味のある人 ○ 好奇心旺盛で、創意工夫を好む人 ○ 最新の医療機器や技術に関心のある人 また、本学科においては数学、物理を高等学校で出来る限り履修していることが望ましい科目としています。

全学科がアドミッション・ポリシーを制定しており、学生募集要項、学科紹介、及び進学ガイダンス、オープンキャンパス、高校訪問等により明示・公表する体制を整えていることから、広く周知が図られている。

加えて、平成 30(2018)年 4 月より大学院修士課程（保健医療学研究科）が設置認可され開設した。全ての専攻及び分野において、本学の建学の精神及び教育目的と整合性のあるアドミッション・ポリシーを策定し、大学院の学生募集要項【資料 2-1-2】に明記して志願者全員に告知している。

なお、本学大学院修士課程におけるアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

本学の建学の精神に則り、保健医療福祉分野において看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士としての専門性をさらに高め、他職種の理論や技術、視点を併せ持ち、多職種連携の場において高い実践力、リーダーシップ力、管理力を身につけた高度専門職業人の育成を目指しており、専攻ないし各分野では次に示す独自の受入れ方針を加えている。

【看護学専攻】

- 専門分野の基礎知識を持ち、問題解決のために自律して行動できる人
- 責任感あふれる次世代のリーダーとなるべき高度専門職業人を目指す人
- グローバルな視野で物事を考え地域に貢献しようという意欲のある人

【保健衛生学専攻】

－放射線技術学分野－

- 現代医療が抱える保健・医療・福祉分野の問題解決に意欲のある人
- 多職種連携の実践を通して、全人的医療に貢献したい人
- 放射線技術学に関する高い専門性を身につけ、指導者・管理者を目指す人

－臨床検査学分野－

- 現代医療が抱える保健・医療・福祉分野の問題解決に意欲のある人
- 多職種連携の実践を通して、全人的医療に貢献したい人
- 臨床検査学に関する高い専門性を身につけ、指導者・管理者を目指す人

－臨床工学分野－

- 全人的医療をもとに多職種連携によるチーム医療の中で指導的立場を志す人
- 医療機器の開発や教育に携わることを希望する人
- 革新的医療技術の創出に関心のある人

これらアドミッション・ポリシーは、本学 4 年次生に進学ガイダンスを通じて周知しており、また学外実習先病院の職員へも訪問時に説明している。さらには本学卒業生や九州圏内の専門学校には、学生募集要項やリーフレットの郵送・案内等を実施して明示・公表する体制を整えていることから、広く周知が図られている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った学生受入れの実施とその検証

学部の学生受入の実施においては、アドミッション・ポリシーのみならず、出願資格、授業料及びその他、大学が徴収する費用に関すること等の基本情報を学生募集要項等の

印刷物、及び本学ホームページを通じて公表している。オープンキャンパスでは、各学科の教育の特徴や教育課程について説明会を実施するとともに、各学科においては職業紹介や過去の実績とともに、模擬授業に近い形で教育内容の一部も紹介している。希望者には個別面談を実施し、さらなる教育内容や教育課程の詳細な説明も行っている。また、年度初めには高校の進路担当者を本学に招き、本学の特徴と入試制度について説明会を開催している【資料 2-1-3 純真学園大学・純真短期大学説明会のお知らせとご参加のお願い】。また平成 31(2019)年度入試より、大阪と広島を新たな地方試験会場として追加し、それぞれの試験会場にて本学の特徴と入試制度について説明会を開催している【資料 2-1-4 純真学園大学説明会のお知らせとご参加のお願い（大阪）】【資料 2-1-5 純真学園大学説明会のお知らせとご参加のお願い（広島）】。

入学資格については、学則に基づいた出願資格を学生募集要項に明記しており、また入学者選抜の実施については、毎年度発表される文部科学省通知「大学入学者選抜実施要項」に則り実施している。

大学院・研究科の入学者選抜実施においても、アドミッション・ポリシー及び大学院入学者選抜実施要項（平成 20 年 5 月 29 日 20 文科高第 168 号文部科学省高等教育局長通知）に沿って、出願資格審査、専門科目、小論文、口述試験（面接含む口頭試問）の結果を数値化し、総合的に評価して選考している。

(a) 学生募集方法の工夫

学部における学生募集方法については、推薦入試、一般入試（一期、二期）、大学入試センター試験利用入試（Ⅰ期、Ⅱ期）、及び社会人入試の 4 つに区分している。各入試区分の試験科目の詳細は学生募集要項に示しているとおりである。また、平成 29(2017)年 5 月に文部科学省へ収容定員増に係る学則変更認可申請、認可に伴い、平成 30(2018)年度入試から保健医療学部全体での入学定員は 240 人から 295 人へ、また収容定員は 960 人から 1,180 人へ増加した。各入試区分の募集人員を表 2-2 に示す。

表 2-2 平成 31 年度入試における入学試験区分と学科の募集人数

学 科	入学 定員 (人)	募集人員（人）					
		推薦 入試	一般入試		大学入試センター試験 利用入試		社会人入 試
			一期	二期	I 期	II 期	
看護学科	100	30	52	10	5	3	若干名
放射線技術科学科	80	24	40	8	5	3	若干名
検査科学科	75	22	40	7	4	2	若干名
医療工学科	40	12	20	4	2	2	若干名

本学は推薦入試に比較して一般入試による志願者が圧倒的多数であるという特徴があるため、平成 26(2014)年度入試まで入学定員の 5 割を推薦入試で募集していたところを、平成 27(2015)年度入試からは推薦入試募集人員を 3 割に減じ、一般入試募集人員を一期

と二期合わせて 6 割に増員したところである。前述のとおり、平成 30(2018)年度より定員増となったが、推薦入試募集人員の割合は前年通り入学定員の 3 割とした。

大学院・研究科における学生募集方法については、一般入試と社会人入試の 2 つに区分している。いずれにおいても看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士のいずれかの免許を取得している者であり、大学院学生募集要項に明記するとともに、リーフレットやホームページにおいても説明を行っている。特に看護学専攻においては、社会人入試が中心であり募集人員は 6 人、保健衛生学専攻においては放射線技術学、臨床検査学、臨床医工学の各分野の合計が 6 人で、両専攻合わせて計 12 人としている。

(b) 入試区分ごとの選抜方法の特徴（学部）

入試区分それぞれの目的に相応しい方法で選抜を実施しているが、学部における全ての入試区分において全学科共通の筆記試験を課し、志願者の学力の把握を行っている。

入試区分ごとの選抜方法の特徴は以下のとおりである。

<推薦入試>

推薦入試では、高等学校と大学との信頼関係に基づいた学校長の推薦により受け入れる指定校制推薦入試、及び公募制推薦入試を実施している。また、アドミッション・ポリシーに基づいた本学での学修意欲と高い基礎学力を有する学生を受け入れるため、指定校制と公募制の別を問わず学力試験を課し、面接試験及び調査書とを合わせ総合的に合否を判定している。

推薦入試の学力試験は、コミュニケーション力と論理的思考力を把握する観点から、平成 27(2015)年度入試より国語総合と数学 I・A を課している。加えて、志願者の学力を担保する目的で、平成 27(2015)年度入試から出願条件を変更し、平成 26(2014)年度入試まで評定平均値 3.5 以上としていたところを、指定校制、公募制ともに 3.8 以上とした。この変更は、平成 23(2011)年度～平成 25(2013)年度入学生における高等学校の評定平均値と入学後の成績（GPA: Grade Point Average）との関連の統計解析結果を根拠としたものである。

<一般入試>

一般入試は併願可とし、一期、二期ともに筆記試験の合計得点により合否を判定している。一般入試一期では、本学会場に加えて、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄に試験会場を設け、さらには平成 31(2019)年度入試より、広島と大阪を新たな試験会場として加え、より受験しやすいよう地方志願者の便宜を図っている。

<大学入試センター試験利用入試>

大学入試センター試験利用入試は、基礎学力を備えた志願者を広範に募ることを目的としている。I 期、II 期ともに本学独自の試験は課さず、指定した教科・科目の成績によって合否を判定している。

<社会人入試>

社会人入試は、社会人経験を有する者を受け入れることを目的として実施しており、国語（言語分野常識問題を含む）と面接試験によって合否を判定している。

(c) 入試区分ごとの選抜方法の特徴（大学院・研究科）

大学院・研究科の入学選抜にあたっては、出願前に入学後の研究等について志望する専門領域の教員と研究計画、出願資格の有無、実務経験等について十分な相談を行う機会を設けている。また、受験者には入学願書に志望理由書、研究計画書等を添付させることとしており、これらの出願書類を基に面接を含む口頭試問、及び専門科目試験によって総合的に判断している。大学院・研究科における入試区分ごとの選抜方法の特徴は以下のとおりである。

<一般選抜>

一般選抜は、本学の学部学生をはじめ、広く他大学の学生及び社会人など上記の出願資格を有する者を対象とし、専門科目（英語による出題を含む）、小論文、及び面接を含む口頭試問により実施している。

<社会人選抜>

社会人選抜は、上記の出願資格を有し、入学年度の4月1日において、保健・医療・福祉施設、教育・研究機関、官公庁、企業等において3年以上の実務経験を有する者を対象とし、英語、小論文、及び面接を含む口頭試問により実施している。

(d) 入学選抜実施体制

入学選抜に関する事項については、学部及び大学院の「入学選抜規程」【資料 2-1-6、資料 2-1-7】に基づき入試委員会が審議・連絡調整を行っており【資料 2-1-8 入試委員会規程第4条】、入試委員会は入試区分ごとに学力試験監督要領、面接試験要領等の実施要領を作成している。また受験生の合否判定については、学部及び大学院の「入試判定会規程」【資料 2-1-9、資料 2-1-10】に基づき、学長が召集する入試判定会にて審議している。

入学選抜については、学長を中心に、各学科の連携のもと、全学的な体制で公正かつ適切に実施している。入学選抜試験の前々日に学部及び大学院・研究科共に入試担当事前申し合せ会議を開催し、実施に際しての注意事項や実施要領等についての説明を入試委員会が行っている。さらに、学長を本部長とする入試本部を設置し、入試状況の集中管理と統一した対応をとるための体制を整え、試験当日には全教職員が一堂に会する朝礼を実施して学長より改めて注意喚起を行っている。

学生センターでは、入学選抜における出願から入学手続きまでの各業務のほか、志願者からの相談を常時受け付けているが、特に、身体の機能に障がいのある志願者については、事前の打ち合わせにより、受験環境を整える等、適正な試験を実施している。

また、一般入試、推薦入試、及び社会人入試の試験問題は、入試委員会が作成した「入試問題作成・校正・採点マニュアル」に基づき、本学が自ら作成している。平成 31(2019)年度入試では、平成 25(2013)年度に更新したマニュアル【資料 2-1-9 入試問題作成・校正・採点マニュアル】に従っている。

大学院・研究科の試験問題は、学長が委嘱した本学の教員が各専門分野に応じて作問している。また採点においては、学長が委嘱した各専門分野の教員が、作問者の解答例及びキーワードに従って実施している。

なお、入学選抜に関する全ての事項は教授会で審議され、最終的には学長が決定しており、入学選抜方法及び入試科目等については、本学のアドミッション・ポリシー

に基づいて実施されている。さらに、学部及び大学院・研究科の入学選抜は学長を中心とした全学的な体制の下、文部科学省通達等に沿って実施され、入試状況の集中管理と統一した対応が取れており、公正かつ適正に行われている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

私立大学として安定的経営を図るとともに大学としての社会的責務を果たすために入学定員を設定しており、これを充足すべく合格判定を行い、できる限り正確に定着予測を行っている。

各学科・各専攻における入学定員充足率及び収容定員充足率については表 2-3 のとおりである。

表 2-3 入学定員充足率・収容定員充足率（令和元年 5 月 1 日現在）

学部 研究科	学科 専攻	入学定員 (a)	入学者数 (b)	入学定員 充足率 (b/a)	収容定員 (c)	在籍 学生数 (d)	収容定員 充足率 (d/c)
保健医療 学部	看護学科	100	118	1.18	360	401	1.11
	放射線技術科学科	80	93	1.16	280	312	1.11
	検査科学科	75	84	1.12	270	288	1.06
	医療工学科	40	42	1.05	160	172	1.07
保健医療学部計		295	337	1.14	1,070	1,173	1.09
保健医療学 研究科*	看護学専攻	6	5	0.83	12	10	0.83
	保健衛生学専攻	6	6	1.00	12	11	0.91
保健医療学研究科計		12	11	0.91	24	21	0.87

学部及び大学院における定員充足率はおおむね妥当であり、今後もこの水準が維持されるものと判断する。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

入学者受入れの方針の明確化と周知について、大学案内パンフレット及び本学ホームページにてアドミSSION・ポリシーをより明確に周知できるよう改善が必要である。

入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫について、一般入試における選択科目では、学科によって志願者がアドミSSION・ポリシーに沿わない選択をしている場合がある。医療系大学を志願する受験生に対して理系科目での選考を考慮した入試制度の検討や、集団面接などの導入について検討し、各学科の意見を調整しながら、次年度以降に入試科目の変更等を計画していく。

収容定員増に係る学則変更が文部科学省より認可されたことにより、平成 30(2018)年度より看護学科、放射線技術科学科、検査科学科の 3 学科は順次収容定員が増加し、最終的には保健医療学部全体で入学定員は 240 人から 295 人、また収容定員は 960 人から 1,180 人となるため、定員の確保は毎年重要な課題である。このため、今後入試委員

会において入学者選抜方法や、選抜方法ごとの募集定員の見直し、さらには広島と大阪に続く新たな地方入試会場での実施を検討していく。

また、広報委員会と連携して高校訪問や大学説明会、またオープンキャンパスの回数を増やすなど、新たな地方入試会場の地域を含めて学生募集活動の強化を図ることにより、適正な入学定員充足率の確保に努める。

オープンキャンパスは開学以来、7月と8月に2回開催してきたが、平成28(2016)年度から第3回目を12月に開催し、平成30(2018)年度からは10月開催も加え、計4回実施しており、今後も適正な入学定員の充足のためにも継続していく。

令和元(2019)年8月には、現在工事中の新棟が竣工予定であるが、2階には約400人を収容できる大講義室が完備され、また看護学科の講義や演習・実習等がこの新棟を中心として行われることとなる。このようなハード面の充実により、さらなる受験生の増加や、それに伴う学生の質の向上などが考えられる。

大学院・研究科においても現在の入学定員充足率は0.91であり、今後は1.0を目標とした活動が重要である。特に看護学専攻では社会人が対象となる傾向が高いため、本学の学外実習先の職員を対象に、積極的な広報活動が必要である。また、保健衛生学専攻では学部4年次生からの入学、又は卒業生が入学対象となる傾向が高い。したがって、授業料等にかかる金銭面でのバックアップ体制を整えることが課題であったが、平成30(2018)年度には近隣の検診センター等で各専門分野の資格を活かしたアルバイトをしながら修学できる体制がほぼ確立された。さらに、各学科の実験等の補助を行うTA(Teaching Assistant)制度も整い、より学びやすい環境となり、進学を希望する在学生も増えることが期待される。

今後も学部、大学院ともに学生募集活動の強化を図ることにより、適正な入学定員充足率の確保に努めていきたい。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【保健医療学部】

学修支援に関する事項は学部運営会議によって運営方針が決定され、履行状況の確認が行われている。方針に基づく実施や学修の現状に対する提案や対応については、教員と職員で構成している教務委員会が中心となり、学年暦の作成、学期オリエンテーション及び時間割の策定、定期試験計画の立案などを運営している。学修以外に関連する大学生活や個人もしくは社会的背景が推測される事案の場合は、適宜、学生委員会との連

携によって対応している。学生個々へのきめ細やかな学修支援を実現するため、学科の学年別に担任制を導入し、担任及び副担任が年間を通じたクラス運営の計画立案、実施の責任を担っている。さらに、SG（スモールグループ）制度を設け、全教員が少人数の学生を担当し、学修に係る学生生活全般にわたって相談できる体制も整えている。平成28(2016)年後期セメスターより導入した達成度自己評価システムの運用により、学生自ら科目ごとの到達目標の達成度を評価するシステムを導入し、主体的学修を促進している。

【大学院保健医療学研究科】

学修支援に関する事項は、研究科運営会議によって運営方針が決定され、履行状況の確認が行われている。方針に基づく実施においては、学部と同様に、教務委員会及び学生委員会を中心に教員と職員が協働して運営している。大学院生の修学支援は、修士論文・研究指導とともに、研究指導教員が中心となって相談できる体制を整えている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【保健医療学部】

各セメスターの開始時期に、全教員のオフィスアワーを記載したオフィスアワー一覧表【資料 2-2-1】を学生へ配布・明示している。現実には、オフィスアワー以外の時間帯に訪問する学生も多く、緊急を要する場合には、学生面談を積極的に実施している。

中途退学者の防止、休学者及び留年者への対応は、SG 教員を中心に面談し、学修を困難とする原因を探り、場合によっては保護者の面談を実施している。また、出欠管理システムで複数の欠席が確認された場合は、必ず面談を行って学修環境の調整や生活指導を実施している。指導内容は学年担任から学科長へ、学科長から学部運営会議に報告され、学修支援体制について検討されている。

このほか、身体障がい者のための車椅子の整備や危険個所の点検を行い、改善を図っている。

【大学院保健医療学研究科】

平成 30(2018)年 4 月の大学院開設後、学部生へのモデルとなるよう大学院生の TA 制度を導入している【資料 2-2-2 純真学園大学大学院 ティーチング・アシスタント取扱規程】。平成 30(2018)年前期より保健衛生学専攻の大学院生が、複数の科目で TA を実施している【資料 2-2-3 平成 30 年度前期 ティーチング・アシスタント実施計画】【資料 2-2-4 平成 30 年度後期 ティーチング・アシスタント実施計画】。さらに大学院生に対して、医療技術者としての資格を活かしながら修学に負担のない範囲で働くことのできる労働衛生研究所でのアルバイトやクリニックでの仕事を紹介し、現役技術者としての知識・技術向上につながるよう支援している。また、社会人で学生指導の経験のある大学院生に対しては、本学助手・非常勤助手として勤務しながら修学できるよう環境調整を行っている。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

【保健医療学部】

学修支援体制の整備・向上に向けて、個々の教職員の能力向上を図るため、FD/SD 研

修による継続的な支援を行う。また、「達成度自己評価システム」を通じた学生の自己達成度評価と、成績評価や学修態度等を把握し、効果的な学修指導につなげる体制の整備と検討を続けていく。心理面での支援を必要とする学生や発達障がい傾向の強い学生については、教員間で疾患を持つ学生への理解と情報及び指導方針の共有、さらには必要時に専門家への相談が可能な体制を目指して整備を進めていく。

休学・中途退学の予防へ向けた取組みとしては、同一授業で複数回の欠席が確認された学生に対する面談の実施を継続し、学修環境の調整や生活指導を行うことで学修困難な状況の克服を図り、中途退学・休学・留年の防止へつなげていく。また、学修意欲の維持・向上にとって重要となる国家資格の取得とその後の医療職への就職へ向けた学生のキャリアデザインを支援するため、卒業生や現場の専門職を招いた授業を積極的に企画していく。

【大学院保健医療学研究科】

今後のキャリアとして、大学教員への進路を希望する大学院生に対して、本学教員として勤務しながら修学する環境を整え、実習教育などの参加を促していく。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

(a) 進路対策委員会及び就職係による支援

進路に関する相談・支援に関し、就職については進路対策委員会、学年担任、SG担任、学生センター就職係による支援体制を、また進学については主に学年担任、SG担任による支援体制を整備している【資料2-3-1 2019大学案内p.15】【資料2-3-2 2019年度学生便覧p.18、pp.24-25】。また、本学では医療職の国家試験受験資格が得られるほかに、第1種・第2種放射線取扱主任者や健康食品管理士等の関連資格取得対策も実施して、資格取得のための支援を積極的に行っている。

本学はチーム医療の実践を目指すことから、教育課程内においても多職種連携教育の実践を通じて、専門職間の連携、相互理解、協働のあり方について理解しながら自身の目指す医療職以外について学び、また純真学の「社会人セミナー」や「ボランティアとキャリア形成」科目で、人間形成や社会的・職業的自立につながる教育を行うとともに、全学生を対象とした長期の学外実習を実施し、目指す職業への理解を深める契機としている。

進路対策委員会は進路対策委員長（就職部長）1人、各学科より選出された委員（教員）4人、学生センター就職係（事務）1人の総勢6人で構成されており、職業意識の育成、教育課程外の各種ガイダンス、進路支援講座等を実施している【資料2-3-3 純真学園大学進路対策委員会規程】。これらの支援は、入学時から自らの職業観・勤労観を養

い社会人として必要な資質能力を形成することを目標としている。

その達成方法は、各年次に将来へのステップアップとしての目標を設け、それに合わせたキャリアガイダンスを計画・実施している。具体的には、「病院で求められる人材とは？」をテーマとして2年次に「キャリア支援講演会」を実施し、講師には臨床現場で活躍されている看護部長、技師（士）長等を招いている。

また、求人情報の周知には学内の学科事務室やキャリア支援コーナーに設置した求人票ファイルを学生へ閲覧させているが、学外実習中は学生が帰学して求人票ファイルを確認することが難しいため、各学科の進路対策委員がメールでの求人情報配信を実施し、学生の利便性を確保している。

学生センター就職係には、大学を主担当とする職員1人、短大を主担当とする職員1人、パート職員1人の計3人が配属されており、常に学生の進路相談に応える体制をとっている。職員のうち1人は、キャリアカウンセラーの資格を取得している。

就職係が業務を行っている「キャリア支援コーナー」には、就職活動に使用する各種書式（履歴書、進路関係活動報告書等）や就職関連資料（求人票・募集案内、病院・企業のパンフレット、インターンシップ・病院見学・奨学金の案内、卒業生が提出した就職活動報告書等）、就職関連書籍、また情報インフラとして就職情報検索用のPC6台を備えており、学生がいつでも利用できるようにしている。

就職係は進路対策委員会と協働で、豊富な経験を有するキャリアカウンセラーを講師に招き実施している「自己分析講座」「履歴書ES作成講座」「面接試験対策講座」や、接遇教育としての基本マナー習得を目指した「ビジネスマナー講座」等の各種講習会、更に3年次生を対象に、内定を獲得した4年次生による「就職活動報告会」等の各種進路支援行事を企画・実施している。

進路支援行事以外の施策としては、講座資料を学生各自でファイルするように指導し活動に役立てているほか、就職試験、国家試験に欠かすことのできない証明写真の撮影も、撮影日を複数設定して学内で実施している。

これらの支援の結果、平成31(2019)年3月卒業生の進路状況は表2-4のとおりとなった。

表2-4 平成31年3月卒業生の進路状況（令和元年5月1日現在）

	看護学科	放射線技術 科学科	検査 科学科	医療 工学科	計
卒業者数	88	65	56	37	246
うち進学希望者数	1	3	2	5 ⁽¹⁾	11
うち就職希望者数	85	53	50	22	210
うち就職者数	85	49	50	20	204
国家試験合格者数	86	62	52	26	226
うち進学希望者数	1	3	2	4 [*]	10
うち就職希望者数	85	53	49	22	209
うち就職者数	85	49	49	20	203

国家試験不合格者数	2	3	4	11	20
うち就職者数	0	0	0	1	1
うち就職者数	0	0	1	0	1
国家試験合格者中の 就職者数/就職希望者数	100.0%	92.5%	100.0%	90.9%	97.1%
就職者数/就職希望者数 (国家試験不合格者を含む)	100.0%	92.5%	100.0%	90.9%	97.1%

※うち2人は大学院修士課程へ進学するとともに、臨床工学技士として病院への就職も果たしている。

(b) 国家試験等の資格取得に対する支援

看護師・保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の資格取得は、ほとんどの就職の必要要件となるため、国家試験合格のための支援は本学にとってキャリア教育の重要課題として位置づけられる。

本学の国家試験支援体制は、国家試験対策部長を委員長として委員に副学長、各学科長、及び各学科の4年次生学年担任で構成される国家試験対策委員会が中心となり遂行されている【資料 2-3-4 国家試験対策委員会規程】。委員会における審議事項や報告事項は、本学教授会で審議報告として、また各学科においては学科会議で報告され、全教員に周知徹底するようにしている。国家試験対策委員会は毎月開催し、各学科の国家試験対策案の調整、模擬試験の支援、補習授業の企画等を担当している。さらに各委員が中心となって定期的に学生の個人面談を実施し、個々の学生に関する傾向の把握や不得意分野の強化などを行っている。

平成30(2018)年度における本学の国家試験結果を表2-5に示す。

表2-5 平成30年度卒業生の国家試験合格率（令和元年5月1日現在）

学科	国家資格の種類	区分	受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)
看護学科	看護師	全国	63,603	56,767	89.3%
		本学	88	86	97.7%
	保健師	全国	8,376	6,852	81.8%
		本学	10	10	100%
放射線技術科学科	診療放射線技師	全国	3,202	2,537	79.2%
		本学	65	62	95.4%
検査科学科	臨床検査技師	全国	4,817	3,620	75.2%
		本学	56	52	92.9%
医療工学科	臨床工学技士	全国	2,828	2,193	77.5%
		本学	37	26	70.3%

注) 各職種ともに、「全国」は厚生労働省ホームページの数値。「本学」は新卒者における数値を示す。

なお、既卒者への対応としては、卒業年度の国家試験に合格しなかった者を聴講生として受け入れ、各学科専用の自習室を設けて学修しやすい環境を提供し、全補習授業及

び模擬試験の参加を可能とするとともに、就職活動を含めた適切な進路指導を行っている。

その他の資格取得については、在学中に以下の資格について取得可能である（表 2-6）。これらの資格取得は必須ではないが、取得を希望する学生に対しては各学科で試験対策を行うなどのサポートを行っている。その結果、平成 30(2018)年度は第 1 種放射線取扱主任者試験に 6 人、健康食品管理士認定試験に 2 人、第 2 種 ME 技術者に 23 人が合格している。

表 2-6 本学在学中に取得可能な認定資格

学科	資格	備考
放射線技術科 学科	第 1 種放射線取扱主任者（国家資格） 第 2 種放射線取扱主任者（国家資格）	原子力規制委員会登録試験機関の試験に合格後、資格講習を受講し、取得可能。
検査科学科	健康食品管理士（認定資格）	指定された科目を受講の上、試験に合格することで取得可能。（一社）日本食品安全協会より健康食品管理士養成校の認定を受けている。
	食品衛生管理者（国家資格） 食品衛生監視員任用資格（国家資格） ※平成 28 年度入学生より適用	所定の課程を修了することにより取得可能。食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設として福岡県知事の登録を受けている。
医療工学科	第 1 種 ME 技術者（認定資格） 第 2 種 ME 技術者（認定資格）	第 1 種・第 2 種 ME 技術実力検定試験に合格することで取得可能。

(c) 進学支援

進学については、学科長、学年担任、SG 担任が連携しながら小論文対策や面接指導等の入学試験対策に関する支援を行っている。平成 30(2018)年度実績としては大学院に 9 人、大学の専攻科に 1 人が進学している。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

就職については進路対策委員会、学年担任、SG 担任及び就職係の連携体制が、進学については学年担任や SG 担任、各学科の教員等による支援体制が成果を上げていることから、これらの体制を更に充実させ、学生の主体的な進路選択を支援していく。また、教員を対象とした履歴書添削・面接指導研修会を開催するなどして、学生支援体制の充実化を図っていく。

医療系職種への就職を目指す場合、国家試験合格が必須であるため、国家試験合格率 100%を目標に、特に学生の主体的な学修意欲を促し、全学的に支援を図る。また、自己管理を行うことのできる自立した医療人へ成長できるよう啓発活動に取組み、多様化・複雑化する学生の問題に対応するため、迅速かつ的確に問題解決を図る体制を整えていく。

既卒者への対応としては、平成 30(2018)年度に引き続き、卒業年度の国家試験に合格できなかった者のうち、本人が希望する場合は聴講生としての受入れや大学施設内での自主学修、模擬試験への参加受入れ、個別指導等の対応を行っていく。また、国家試験に合格した既卒者のうち未就職者への対応としては、「既卒者求職申込書」による就職の意思表示の確認と就職斡旋を平成 27(2015)年度より実施しており、今後も継続していく。

国家資格以外の資格の取得については、学生本人のスキルアップのためにも、今後も在学中に資格が取得できるよう試験対策補講を実施するなどしてサポートを続けていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

● 学生生活全般に関わる支援

学生委員会、各学科（学年担任及び SG 担任）、事務局学生センター学生係が連携しながら活動を行っている【資料 2-4-1 学生委員会規程】【資料 2-4-2 2019 年度学生便覧 p.1 及び pp.17-19】。

学生生活全般を支援する全学的な組織である学生委員会は、委員長（学生部長）1 人、各学科から選出された教員 4 人（副学生部長 1 人を含む）、学生係職員 2 人の計 7 人によって構成されている。通常月 1 回開催される定例会議では、学生生活全般に関わる案件について情報の共有及び検討を行うとともに、厚生補導に関しても適切な対応を行っている。なお 3 月の学位授与式から 4 月の入学式及び新入生研修は連続して行われる重要な行事であることから、運営をスムーズに行うために必要に応じて臨時会議を開催している。

各学科においては、学年担任及び SG 担任が学生生活支援の主要な役割を担っている。学年担任は、学年共通の学生に関する事項の連絡を行うほか、行事や学修態度等について学科長や SG 担任と連携しながら対応している。また SG 担任は、教学及び進路関係も含め、学生の大学生活全般に関する相談等についての初期対応窓口として、重要な役割を果たしている。

学生係は事務局における学生生活全般の対応窓口として、奨学金、学生保険、健康管理、課外活動、学生寮及びトラブル対応など、教学及び進路関係を除く学生生活の多方面についてサポートを行っている。

● 経済的支援

(a) 学内の奨学金制度

【保健医療学部】

本学独自の奨学金制度として、3種類の純真学園大学奨学金制度（純真学園大学入学者奨学生、純真学園大学在学者奨学生、純真学園大学在学者特待生）を設けている。いずれも卒業後の返済が不要な給付型として実施しており、純真学園大学入学者奨学生及び在学者奨学生においては年間授業料相当額の半額、また純真学園大学在学者特待生においては30万円を給付している。平成30(2018)年度は、純真学園大学入学者奨学生として9人、純真学園大学在学者奨学生として30人、純真学園大学在学者特待生として13人学生に対して給付を実施した【資料2-4-3 大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）】。

なお奨学生の選抜は、純真学園大学入学者奨学生については入学試験の成績をもとに、また純真学園大学在学者特待生については2年次以降の在籍者から前年度の成績をもとに対象者を選抜している。純真学園大学在学者奨学生については、2年次以降に在学中の奨学金希望者の中から、前年度の成績や経済的理由等を考慮の上で選考を行っている。

いずれの奨学生も当該年度限り有効のため、次年度も奨学金の給付を受けるためには、改めて奨学生採用の要件を満たす必要がある。

以上の情報については、学生募集要項【資料2-4-4 平成31年度学生募集要項（指定校推薦入試）p.7】【資料2-4-5 平成31年度学生募集要項（公募推薦入試・一般入試・大学入試センター試験利用入試・社会人入試）p.11】や学生便覧【資料2-4-6 2019年度学生便覧 p.6】に掲載するほか、掲示や学内説明会の開催等によって周知を図っている。

【大学院保健医療学研究科】

本学保健医療学部卒業生（見込み者含む）を対象に、入学金減免と独自奨学金制度を設けている【資料2-4-7 2019年度学生便覧 pp.6-7】。入学金減免は、入学金全額（20万円）を免除し、独自奨学金制度は授業料を減免するもので、学部卒業時にGPA 3.0以上を収めた者から選抜された若干名に対し、年間授業料相当額の半額を免除している。平成30(2018)年度は、入学金減免を受けた者が6人、授業料減免を受けた者が5人であった。なお、授業料減免が適用されるのは初年度のみである。

(b) 学外の奨学金制度

学生の経済的支援として、学生係において日本学生支援機構の奨学金に対する申請支援、地方自治体や民間企業等育英団体奨学金の募集に対する申請支援を行っている。

平成30(2018)年度の日本学生支援機構奨学金制度利用者（実数）は学部生・大学院生併せて654人となっており、そのうち学部生の利用者は給付型9人、貸与型第一種310人、第二種470人（重複利用者あり）となっている。また、大学院生の利用者は貸与型第二種1人である。

また自治体その他の団体による奨学金は7人が利用している。

このほか、就職係において病院・施設等が実施している奨学金の情報を収集しており、随時掲示等で学生への情報提供を行っている。

(c) 納入金納入延期制度

本学では、納入金を原則として前期及び後期の 2 回に分けて納入することとしているが、やむを得ない事由がある場合は、本学が指定する納入期日までに「納入金納入延期願」を提出することにより、納入金の分納及び延納を認めている。平成 30(2018)年度の「納入金納入延期願」の提出件数は、前期分で 24 件、後期分で 34 件であった。

● 課外活動支援

本学の課外活動は主として学友会が主体となっていて行われている。学友会は『建学の精神「気品・知性・奉仕」の理念に基づく学生の自主的活動により、学生生活の充実・会員間の親睦を図り、合わせて学園の発展に寄与することを目的』として組織されており

【資料 2-4-8 純真学園大学学友会会則第 2 条】、学生総会の開催や、併設の純真短期大学と合同で開催する「純真学園祭」の企画・運営などの活動を自主的に行っている。なお、学友会の顧問には学生部長が就任し、学生委員会及び学生係が学友会の活動に対するサポートを行っている。

学友会の下では、文化系・体育系合わせて 25 のサークル（2 サークル休部中）が活動を展開している【資料 2-4-9 2019 年度 純真学園大学サークル一覧】。各サークルには本学の教職員が顧問として就任しており、各サークルの活動をサポートしている。

また資金面での援助として、課外活動費から学友会及び各サークルに対して活動費が補助されている。さらに平成 27(2015)年度からの取組みとして、学園訓である「気品・知性・奉仕」を具現化する顕著な活動を行ったサークルに対し、「学生部長賞」として表彰を行うとともに、通常の活動費とは別に 10 万円を補助しており、平成 30 年度は軽音楽サークルが対象となった【資料 2-4-10 学生の課外活動への支援状況（前年度実績）】
【資料 2-4-11 賞状（学生部長賞、写し）】。

以上の課外活動について、学生係は学生委員会と連携して経費支出に関する指導を行うほか、活動に関する諸手続き（施設利用許可や大会参加等に関する手続き）についての支援を行っている。

● 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談

学生の健康相談や健康管理等、健康面でのサポートについては、主に保健室及び学生係が各学科（学年担任及び SG 担任）と連携して対応している。

保健室は基本的に週 5 日開室しており、看護師 1 人が常駐して学生の学内での負傷や急な発病時の応急処置に対応している。また、女子学生の在籍者数が多い本学の特性を考慮して、保健室は男子学生用と女子学生用の 2 部屋を設置し、学生のプライバシーに配慮している。

本学は全ての学科において病院・施設等での実習を行うことから、感染症予防対策が必須である。このため、年 1 回実施される定期健康診断の際には、新入生及び 3 年次生の全員に対して麻疹、風疹、ムンプス、水痘帯状疱疹及び B 型肝炎の抗原・抗体検査を実施し、これらの結果が基準値に達しない学生に対してはワクチン接種を行うよう指導している。加えて、新入生については結核感染診断（T-SPOT）も併せて実施している。これらの対応については、学生係が各学科と連携して行っている。

このほかの健康面での悩み等については、各学科の学年担任・SG 担任や学生係が窓

口となって指導・対応にあたっている。

心的支援については、各学科（学年担任及び SG 担任）、学生係のほか、カウンセリング室が対応を行っている。カウンセリング室は基本的に週 1 回開室し、本学が委嘱しているカウンセラーによるカウンセリングを受けることが可能である【資料 2-4-12 学生相談室、医務室等の状況】。カウンセリング室の利用件数は、平成 30(2018)年度実績で 79 件であった。

また、平成 26(2014)年度より「精神的健康度調査」(UPI: University Personality Inventory)を導入し、学生の心の健康度・疲労度の把握に努めている。この際、回答内容の分析をカウンセリング室が行い、心的支援が必要と考えられる学生に関する情報を学生の所属学科へフィードバックすることにより、学科における学生の心的支援をサポートしている。各学科においては、心的支援が必要な学生への面談を学年担任や SG 担任が実施して状況を把握するとともに、保健室・カウンセリング室とも連携しながら心的支援を行っている。

本学には九州・沖縄の各県からの入学生が多数在籍していることから、自宅外通学を希望する学生のために学生寮を設置している【資料 2-4-13 2019 大学案内 p.23】。学生寮は男子学生用の「向野寮」、女子学生用の「筑紫丘寮」の 2 つを設置しており、筑紫丘寮は大学敷地内に設置しているほか、向野寮も大学から徒歩数分と、通学に便利な位置に設置している。入居期間はいずれの寮も原則として 2 年間となっている。

また、大学周辺で一人暮らしを希望する新入生の住居確保を支援するため、株式会社学生情報センターに業務を委託して相談会を実施するほか、近隣の物件を紹介するパンフレットを作成・配布している【資料 2-4-14 2019 住まいのご案内】。

学生の飲酒・喫煙対策としては、学内での飲酒・喫煙を禁止するとともに、大学周辺の道路においても禁煙としている【資料 2-4-15 2019 年度学生便覧 p.11】。また、各学期開始時に実施するオリエンテーションでも飲酒・禁煙に関する注意を繰り返し行うことにより、周知を図っている。

(d) 保護者連絡会

平成 30(2018)年度は 12 月 15 日に保護者連絡会を開催した。当日は学長、後援会長による挨拶に続いて、国家試験対策部長、就職部長及び学外実習対策部長から、本学で実施している学生指導や支援体制についての説明を行った。また、純真学園大学副学長・国立病院機構九州医療センター名誉院長の村中 光先生による「最近の医療情勢と今後の展望」についての講演の後、午後から各学科に分かれて学科説明及び個別面談を実施した【資料 2-4-16 『純真の翼』第 6 号 p.48】。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

奨学金等の学生に対する経済的な支援や学生の課外活動への支援については、特に問題なく実施できていると考えているが、学生委員会、各学科、及び学生係をはじめとする事務部門が情報を共有し、連携することで学生生活をより充実したものとするために継続的に改善を図っていく。学生の健康面及び心的支援については、保健室とカウンセリング室の利用率が増加傾向にあり、健康や心に問題を抱える学生が増えつつある状況

に鑑み、特にカウンセリング室の開室日を増やすことや、業務内容の見直しを含めて、保健室及びカウンセリング室の整備と支援体制について改善を図っていく。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

(a) 校地

本学は、筑紫丘キャンパス及び九州医療センター敷地内の百道浜キャンパスを擁している【資料2-5-1 キャンパスマップ】。

ア 筑紫丘キャンパス

福岡県福岡市南区筑紫丘（最寄り駅：西鉄大橋駅）の住宅街に囲まれた小高い丘の上にあり、市街地の喧騒から隔てられている。そのため、落ち着いて学ぶことのできる立地環境にあるといえる。

福岡市中心部の天神地区から西鉄電車で約7分の大変交通アクセスの良い地区に立地しており、現在、校地等の面積は36,199.9㎡（校舎等敷地：21,277.1㎡、運動場用地：9,503.2㎡、その他：5,419.6㎡）を有し、教育にふさわしい環境を整備している。

キャンパス内には、多くの樹木が植えられている。平成16(2004)年に中庭を整備して花壇を設け、ベンチを配置したことにより、都心では親しむことが少なくなった鳥や草花に触れることができるため、学生の憩いの場となるばかりでなく、休日には地域の家族連れも散歩に訪れている。現在、校舎周辺では四季折々の草花を増やすキャンパス美化作業が継続して進められている。

運動場（用地：9,503.2㎡）については、キャンパスからバスで15分の場所にある福岡県筑紫郡那珂川町に整備しているほか、その他のスポーツ施設としてキャンパスから徒歩約5分の位置にテニスコート（2面）を設けている。

イ 百道浜キャンパス

百道浜キャンパスは福岡市中央区地行浜（最寄りバス停：九州医療センター、最寄り駅：地下鉄唐人町駅）の福岡市シーサイドももちに立地する独立行政法人国立病院機構九州医療センター内に設置されている。

筑紫丘キャンパスからは、車や公共交通機関で30分程度離れた場所にあり、また福岡市中心部の天神地区からはバスで11分若しくは地下鉄で5分、更に徒歩で15分の位置に立地しており、校地等の面積は2,269㎡を有し、全国でも屈指のウォーターフロントとし

て環境が整備された、海と近代的な建物に囲まれた安らぎの空間をもつ環境の中で学ぶことができる。

(b) 校舎・設備

ア 筑紫丘キャンパス

校地には、講義室及び教員研究室を有する 1 号館や看護学科及び放射線技術科学科の実習棟である 2 号館、検査科学科の実習棟である 3 号館、医療工学科の実習棟である 4 号館、また、純真短期大学と共用する図書館や管理部門、教員研究室、大学院生研究室等を含む本館等、あわせて 29,177.6 m²の建物を有する。このほか、体育館や食堂等を整備している【資料 2-5-2 2019 年度学生便覧 pp.30-34 (筑紫丘キャンパス見取図)】。

1 号館講義棟には、242 人を収容可能な大講義室 (252.0 m²) を整備しており、全学共通である教養教育科目や共通専門科目等に対応しているほか、2 号館、3 号館、4 号館も含め、各学科の科目展開に必要な規模の教室や PC 実習室を整備している。なお 1 号館については、旧耐震基準に基づく建造物であったことから、平成 26(2014)年度に大規模な耐震補強工事を実施済である。

大学院については、本館 5 階に学生の居室となる専用の大学院生研究室 (1 室、167.4 m²)、1 号館には講義、研究発表を行うゼミ室 (9 室) を整備しており、2 号館、3 号館、4 号館に設けられている各学科のゼミ室、演習室、実験・実習室を学部と共用する。大学院においては、昼夜開講制を実施し、研究科共通科目、専攻共通科目、分野専門科目については、月曜日と金曜日までの夜間及び土曜日の昼間に授業を行い、また、特別研究の指導については、学生と調整を図って昼間又は夜間で実施することになるが、学部学生の使用頻度が少ないゼミ室で指導を行うため、学部と施設を共用することについて問題はない。

校地・校舎・施設設備に関する大学設置基準と本学の現状との対比は表 2-7 に示すとおりである【資料 2-5-3 校地、校舎等の面積】。大学が立地する筑紫丘キャンパスの校地面積は 75,174.4 m² (うち本学専用面積 24,642.2 m²) であり、校舎面積は、34,982.3 m² (うち本学専用面積 21,312.3 m²) である。いずれも本学専用面積だけで大学設置基準に定められた面積を上回っており、基準を満たしている。

イ 百道浜キャンパス

別地となる百道浜キャンパスには、講義室、ゼミ室 (4 室)、大学院生研究室 (1 室、85.7 m²) 及び体育館等を有する校舎 (2,673.5 m²) を整備しており筑紫丘キャンパスと同様に十分な広さの学修環境であるといえる【資料 2-5-4 2019 年度学生便覧 p.35 (百道浜キャンパス見取図)】。

表 2-7 校地・校舎面積の大学設置基準との比較

	本学の専用面積※1	大学設置基準上の必要面積※2
校地面積	26,911.2 m ²	10,150 m ²
校舎面積	23,985.8 m ²	11,908.0 m ²

※1 筑紫丘キャンパス及び百道浜キャンパスの合計。

※2 平成 30(2018)年度より入学定員増を行っているため、完成年度における必要面積で算出。

専任教員には、学生への教育・指導を円滑に行うため、個室の研究室（平均 18.8 m²）を確保している。また、助手には共同の研究室（27.0 m²以上）を複数整備している。更に、教員間のコミュニケーションを円滑にするとともに、教育の活性化を図る目的で、各学科の専用ミーティング室を設けている。

(c) 学生寮

本学園には、敷地内に女子学生専用の「筑紫丘寮」が、また大学より徒歩数分の場所に男子学生専用の「向野寮」があり、それぞれを本学学生及び併設の純真短期大学の学生が利用している【資料 2-5-5 2019 大学案内 p.23】。

筑紫丘寮は鉄筋コンクリート造 4 階建ての建物で、全室個室となっている。寮全体の定員は 107 人だが、そのうち 50 人分を本学学生用に割り当てている。個室の室内にはクローゼット・ユニットバス・エアコン・ミニ冷蔵庫・IH コンロを備えており、また共用施設には乾燥機やパソコンルーム等を備えている。防犯面では 1 階玄関をオートロックとしており、また 24 時間監視カメラを稼働させている。

向野寮は鉄筋コンクリート 5 階建ての建物で、「筑紫丘寮」と同様に全室個室となっている。定員は本学学生及び短期大学学生を合わせて 53 人となっている。個室の室内にはユニットバス・エアコン・電気温水器を備えているほか、共用施設として洗濯機・乾燥機・自炊用キッチン及び談話室を備えている。防犯面では 1 階玄関をオートロックとしている。

なお、いずれの寮も入寮期間は原則として 2 年間となっている。

寮の管理については民間業者に委託しており、寮監を 1 人ずつ各寮に常駐させている。また学生の寮生活を把握するため、寮監には日報を提出させており、寮内での生活指導やトラブル対応については、学生委員会と学生係が連携して対応にあたっている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(a) 実習施設等

本学の各学科は医療系国家資格の取得を目標としているため、各資格の取得に必要な学内実習施設を多数設置している（表 2-8）。

表 2-8 学内の実習施設

区分	建物名	実習施設名
保健医療学部共通	2 号館	学部共通実習室 1～2
看護学科	2 号館	看護学実習室 1～6
放射線技術科学科	2 号館	基礎系実験実習室 1～3、基礎応用系実験実習室、応用系実験実習室 1、超音波回診用室、一般撮影室 1～3、暗室、CR 室、CT 操作室・CT 室、MRI 室・制御室、XTV 操作室・X-TV 室
検査科学科	2 号館	生理学実習室、生理機能実習室 1～3
	3 号館	学生実習室 1～3
医療工学科	4 号館	ME ラボ 1～2、シミュレーション・ラボ、CE・ラボ I～III

情報教育に関する PC 設備は、学部生用として 1 号館 2 階、3 階、5 階に整備され、講義以外の自習やサークル活動にも幅広く活用されている。また大学院生用としては本館 5 階、百道浜キャンパス 3 階に整備している（表 2-9）。

学部生用パソコン実習室（PC 実習室 1、PC 実習室 2、PC 実習室 3、放射 PC 室）では OS に Windows 10 Education、大学院生用研究室では OS に Windows 10 Pro を整備している。ソフトウェアは共通で Microsoft Office professional 2016、Windows Defender、環境復元ソフトを導入しており、教育、管理及びセキュリティ対策等に利用している。また Microsoft ActiveDirectory を利用し、ユーザ管理、ファイル管理を行っている。

表 2-9 学内の PC 設備

設置場所	教室名称	クライアント 端末台数	管理部署
1 号館 5 階	PC 実習室 1	80 台	庶務課 (情報管理担当)
1 号館 5 階	PC 実習室 2	40 台	
1 号館 2 階	PC 実習室 3	68 台	
1 号館 3 階	放射線技術科学科 パソコン実習室	66 台	放射線技術科学科
本館 5 階	大学院生研究室	12 台	庶務課 (情報管理担当)
百道浜キャンパス 3 階	大学院生研究室	24 台	庶務課 (情報管理担当)

(b) 図書館

純真学園本館の地下 1 階に位置する純真学園図書館は、本学と純真短期大学の共用施設であり、面積は 1,610.4 m²である。また、平成 30(2018)年 4 月の大学院開設に伴い、百道浜キャンパスに図書室を設置している。百道浜キャンパス図書室は資料の閲覧のみの利用で、座席数は 24 である。

純真学園図書館の総蔵書数は 67,380 冊で、このうち大学分は 32,523 冊（和書 29,518 冊、洋書 3,005 冊）である。この他に視聴覚資料 1,812 点、雑誌 174 種類（和雑誌 94、洋雑誌 80）を大学分として所蔵している。データベースは 6 種類、電子ジャーナルは 6 種契約している。

上記の資料については、医療系大学の教育及び研究活動に資することを念頭に、学科選定資料やシラバス掲載の教科書・参考書、自習用リクエスト図書等を購入し、充実を図っている。

館内には、閲覧室、自習室のほか、OPAC（蔵書検索システム）専用 PC（1 台）、契約データベース閲覧等に供する情報検索用 PC（13 台）、貸出用 PC（7 台）、視聴覚資料閲覧スペース（2 ブース、DVD・VHS デッキ各 1 台設置）、CD プレイヤー視聴コーナー（2 ヶ所）、文献複写用コピー機（1 台）、ミーティングルーム（2 室）を配置している。

なお、館内座席は 246 席設けているが、定期試験前や学外実習帰学日、国家試験前には満席になるため、一部の教室を学生自習室として開放することで対応している。

運営スタッフは館長のほか、司書 2 人と職員 2 人を配置している。

図書館運営についての審議及び連絡調整を行う機関として、館長が委員長を兼ねる図書館運営委員会が設けられている【資料 2-5-6 純真学園図書館運営委員会規程】。

図書館は原則として平日及び土曜日に開館しており、祝日については授業日であれば開館しており、平成 30(2018)年度の開館日数は 265 日であった。また、利用規程の改正に伴い、平成 28(2016)年 4 月より開館時間を平日 9 時～21 時、土曜日 9 時～17 時としている。

平成 30(2018)年度の入館者総数は 54,476 人で、1 日あたり平均で約 206 人が利用しており、その約 79%が大学生の利用である。利用月別では、定期試験が始まる 7 月と 1 月の入館者が多く、年間入館者総数の 27%を占める。大学生への年間貸出冊数は平成 30(2018)年度実績で 12,140 冊となっており、これを大学生（平成 30(2018)年 5 月 1 日現在の在籍者 1,113 人）1 人あたりの年間貸出冊数に換算すると約 11 冊となる【資料 2-5-7 平成 30 年度図書館運営状況】。

学外者の利用については、大学としての歴史が浅く蔵書数がまだ少ないことから、病院職員（臨地実習指導者）等への閲覧・複写サービスのみ行っている。ただし、地域貢献の一環として、夏休み期間中、近隣の中学生・高校生へ図書館を無料開放している。

図書のデータは OPAC にて公開しており、本学所蔵データを国立情報学研究所の目録所在サービス（NACSIS-CAT）に登録することにより、国内の大学図書館等との間で学術情報の有効利用を図っている。

また、未所蔵資料については NACSIS-ILL 等他機関との連携により、利用者のニーズに応えている。

図書館の情報（開館日、Library Letter（図書館だより）、利用案内等）は大学ホームページを介して、学内外に公開している。また『純真学園大学雑誌』の紀要論文を、平成 29(2017)年 10 月より『純真学園大学機関リポジトリ』を通じてインターネット公開している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学敷地内については、本館をはじめ 1 号館、2 号館、3 号館とバリアフリーとなっており、車いす用スロープ、エレベーター、多目的トイレを設置している。

4 号館は 3 階建てで、エレベーター、多目的トイレが設置されていないため、十分に整備できているとは言えない状況である。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

講義による授業形態は、1 学年を基本クラスとして授業運営を行っている。学内演習・実習に関しては、教育効果を高めるために、1 学年を複数クラス分けて運用している。また、学科横断的な選択科目で受講学生数が多い科目は、均等となるようクラス分けを行っている。また、高校までの学修格差の大きい科目に関しては、入学時に基礎学力試験を実施し、学力に応じたクラス編成を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

今後も入学時基礎学力試験を継続し、能力別のクラス編成による授業計画の立案、補講計画を実施する。平成 31(2019)年度には「(仮称) 医療講義・実習新棟」を建設予定としており、授業に関する機能については、新棟、1 号館、2 号館、3 号館に集約することで学生の学修の場としては解消できると考えている。特に、入学定員増の結果として 1 学年全員を収容できる教室の確保が必要となったこともあり、建設予定の新棟においては約 400 名を収容可能な大講義室を設ける予定である。

実習施設については、放射線技術科学科の MRI 設備を平成 30(2018)年度に更新しており、令和元(2019)年度には CT 設備の更新計画を行う予定である。その他の施設設備についても状況に応じて順次更新を進めていく。

また、医療講義・実習新棟には看護学科に関する実習施設が設けられる予定であり、これに合わせて各学科の実習施設についても見直しを進める予定である。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【保健医療学部】

学生の学修支援の要望は、主として FD 委員会が実施する授業評価アンケート【資料 2-6-1 授業評価アンケート（質問項目）】によって意見を汲み上げており、全学年で科目別に実施している。IR 室で集計・分析されたアンケート結果は、各科目責任者に渡され、学生へのフィードバックについて報告義務を課している。また、学修支援に対する学生の意見は、学年担任や SG 担任、科目担当教員等を通じて関係部署に伝達され、学科会議や教授会、教務委員会、学生委員会等で検討している。本学では、全学科の全学生がそれぞれの国家試験の受験を目指している。そのため、国家試験に関する学修支援は多くの学生・保護者が希望するものであり、国家試験全員合格に向けた学修について、国家試験対策委員会を中心に要望に応じて支援している。学生から補習の要望があれば、可能な限り開講して応えている。各学科に参考図書や問題集を配備し、夜間に教室を開放するなどの対応を行っている。

【大学院保健医療学研究科】

学部とは異なり在籍者数の少ない大学院生に対しては、アンケートという形態ではなく、研究科長・研究科長補佐・IR 室員と大学院生との意見交換会を開催し、大学院生か

らの意見・要望の把握につとめている。大学院生からの要望により、研究データ分析に必要な統計学的手法について、統計学を専門とする教員からの直接指導を受けられるよう調整を図っている。また、社会人大学院生の中には、研究手法に関する知識が不足している学生もいることから、学会主催の研修などの紹介を行った。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生が大学生活において感じ考えている大学に対する意見・要望は、各学科の学年担任・SG 担任から学生委員を通じて学生委員会に汲み上げられるほか、サークル顧問、学生係などを通じて寄せられるものもあり、これらの意見・要望については、学生委員会で適宜検討し、必要な対策を行っている。

このほか、学友会は独自に意見箱を設置して、学生の意見を集めている。集められた意見については学友会で検討を行うが、この中から学生代表として大学側へ要望したい案件については、学長・副学長と学生代表者との意見交換会にて大学側へ伝えられる。平成 30(2018)年度は、学生側から開催の要望がなかったために意見交換会を実施していないが、平成 27(2015)年度の意見会において要望の出された、学生の利用可能な無線 LAN(Wi-Fi)環境を整備し、平成 29(2017)年 5 月より学生が Wi-Fi を利用できるようになり、キャンパス内のほぼ全てで利用可能となっている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用 **【保健医療学部】**

学修環境に関する学生の意見・要望は、各科目の最終授業で実施される施設・設備に関する設問を取り入れた授業評価アンケートを通じて把握するようにしている。アンケート結果は、IR 室で集計・分析され、事務局（教務係）を通して教務委員会に意見があげられ、改善計画の立案へとつながっている。立案された改善計画を基に、法人への提案・予算計上がなされ、授業効果を高めるために、教育機材及び施設・設備の調整が行われている。また、教職員に対しては、教務委員会より情報提供を求めるメールを発信し、施設・設備に関する意見の聴取を行い、その意見を基に施設設備の点検整備を年 1 回実施している。加えて、卒業年次を迎える学生に対し、学生満足度調査【資料 2-6-2 学生満足度調査（質問項目）】を実施し、その結果は IR 室にて集計・分析され、次年度の改善計画に反映されるシステムを構築している。

【大学院保健医療学研究科】

在籍者数の少ない大学院生に対しては、アンケートという形態ではなく、研究科長・研究科長補佐・IR 室員と院生との意見交換会を開催し、院生からの意見・要望の把握につとめた。院生からの要望により、文具・事務用品の整備、パソコン環境の調整、百道浜キャンパス及び筑紫丘キャンパスの駐車スペースの調整を実施している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

【保健医療学部】

学生からの意見や要望を把握するために、科目ごとの授業評価アンケート及び卒業時

の学生満足度調査は継続して実施する。また、学生個々の相談に関しては、SG 教員を中心に対応し、大学全体としての改善が必要な場合は、クラス担任を通じて学科会議、学生委員会、教務委員会への提案を引き続き行っていく。

学生へのアンケートに対する結果、及びそれを受けての改善計画については、ホームページや文書等にて学生へフィードバックする。また、学生への情報開示とともに教職員への情報開示を併せて行い、学修支援体制及び学生環境整備のための改善計画立案につなげていく。

学生の学修状況の分析については、焦点化したアプローチを検討する上で不可欠であり、IR 室による分析と、結果に応じた学科会議、学生委員会、教務委員会による検討と提案、学部運営会議による審議と承認が行われる。一方で、個々の学生に応じた支援は、科目責任者及び SG 教員によるところが大きく、今後、教員への支援体制も充実させる必要がある。

学修環境の改善については、予算計上及び執行が次年度となるものが多いため、緊急性の高いものに関しては、即時対応できるよう、予備費での対応、補正予算等の対応を実施する。また、改善内容についても適宜、ホームページならびに文書での開示を行い、学生満足度の向上に努める。

平成 30(2018)年度から学生定員数が増加したことにより、高校までの学力格差が広がる傾向にある。初年次教育の充実を図るため、本学園が併設する純真高等学校との連携により、入学時基礎学力試験と、各学科専門科目の基盤を再学修できるリメディアル教育を企画し、リメディアル教育の評価を基にその実施方法や開講時期、学修意欲の促進など、引き続きより高い教育効果をめざした検討を行っていく。

【大学院保健医療学研究科】

大学院開設 2 年目を迎え、大学院生は修士論文をまとめる時期に入ることから、論文執筆に必要な知識や技術の向上を図ることを目的に、各学会での発表や研修会への参加について、より一層の積極的支援を行っていく。

【基準 2 の自己評価】

学生に関する受入れ、学修支援、キャリア支援、学生サービス、学修環境の整備、学生の意見及び要望への対応（以下学生支援等）については適切に毎年実施している。この評価結果は本学ホームページで公開し、事業計画に反映させることで学生支援等に関する PDCA の仕組みを構築し、この体制の改善・向上に繋げている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【保健医療学部】

「気品・知性・奉仕」の精神を備えた純真な人を育成するという本学の建学の精神に則り、各学科において示された知識・能力・態度を身につけ、かつ所定の単位を修得した者に対して、各国家試験受験資格並びに卒業を認定し、学士の学位を授与するとして、学科別のディプロマ・ポリシー【資料 3-1-1】を策定している。ディプロマ・ポリシーはホームページに掲載するとともに、学生便覧に提示することによりステークホルダーに周知している。加えて、入学時ガイダンス及びクラスアワーを通じて説明し、学生が意識して学修に取り組めるよう工夫している。

【大学院保健医療学研究科】

学部と同様、本学の建学の精神に則り、多職種連携能力をさらに向上させ、生活者の視点で地域の保健・医療・福祉への諸問題の解決と予防・健康増進及び高い生活の質を目指す社会へ貢献できるための汎用・実践能力と管理・指導能力を持った人材を育成することを教育目的とし、各専攻・分野（看護学専攻、保健衛生学専攻・分野）別にディプロマ・ポリシーを策定している【資料 3-1-2】。ディプロマ・ポリシーはホームページに掲載するとともに学生便覧に提示し、ガイダンスにおいて説明することによりステークホルダーに周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【保健医療学部】

(a) 成績評価

単位の認定は、履修規程【資料3-1-3】第2～26条の定めに従い、科目の履修と試験等に基づく学修の成績評価によって行われる。評価方法についてはシラバスに明記するなどして周知している。各科目の担当教員は、規程に沿って履修評価方法をシラバスに明記し、また初回の授業で言及するなど、学生に周知している。

授業科目の成績評価のための試験は、定期試験、追試験、再試験とすることを履修規程第18条～第22条に規定している。各セメスターの期末に定期試験を行い、やむを得ない事由により定期試験を受験できなかった場合には、追試験が受けられるよう配慮して

いる。定期試験等の結果、学修の評価が不合格になった者に対しては、当該授業科目の担当教員が必要と認めた場合、再試験を行うことができる。

成績評価は、平成27(2015)年度入学生から、これまで5点刻みで評定していた点数を1点刻みに変更し、A⁺ (100～97点)、A (96～93点)、A⁻ (92～90点)、B⁺ (89～87点)、B (86～83点)、B⁻ (82～80点)、C⁺ (79～77点)、C (76～73点)、C⁻ (72～70点)、D⁺ (69～66点)、D (65～60点)、F (59点以下、もしくは定期試験及び追試験又は再試験を欠席した者、受験資格のない者)の評語をもって表し、Fを不合格、その他を合格とする。それぞれの評価の意味は、「A⁺～A⁻：学習目標を十分満たし、秀でている」「B⁺～B⁻：学習目標を満たしている」「C⁺～C⁻：学習目標をほぼ満たしている」「D⁺, D：合格と認められる最低水準を満たしている」「F：合格と認められる最低水準を満たしていない」としている。なお、上記の評語以外に、T (既修得単位などの単位認定科目)、W (履修停止科目) という表記でそれぞれを示している。

(b) 既修得単位等の認定

本学入学前に大学又は短期大学等において修得した単位は、学則第38条の定めるところに従い、教育上有益と認めるときは60単位を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定することができる。これに該当する学生は、入学時ないし後期セメスター開始時に所定の手続きにより願い出ると、教務委員会及び当該授業科目の担当教員による判定の後、教授会の議を経て学長により単位認定される【資料3-1-4 純真学園大学入学前の既修得単位等の認定に関する規程】。医療職育成の教育課程であることから、専門科目の認定に至る例は少なく、ほとんどが教養科目としての認定である。また、学則第39条に定める「他の学科における授業科目の履修等」による単位認定、学則第40条に定める「他の大学等における授業科目の履修等」による単位認定、及び学則第41条に定める「大学以外の教育施設等における学修」による認定については、今のところ実績はない。

(c) 進級要件

進級要件は履修規程第 27 条に定めている。進級要件はカリキュラムを反映して学科により異なるが、基本的には各年次に配当される必修科目に未履修がないこと、また、履修した必修科目のうち単位未修得（不合格）科目が 1 科目以内で、且つ教養教育科目の単位を含む基準以上の単位を修得していることが各学科共通の要件となっている。

定期試験の受験資格に関わる授業への必要出席回数及び遅刻・早退の取扱いについては、履修規程第 15 条～第 17 条に定めており、出席回数不足による単位未修得の事態を防ぐために、出欠の記録を徹底するとともに授業への出席状況には常に注意を払っている。

(d) 卒業要件

卒業要件は学則第 43 条、学部規則第 11 条及び履修規程第 29 条に定められている。卒業要件単位数は、旧教育課程では学科によって 124～128 単位と異なっていたが、平成 28(2016)年度からの教育課程では全学科 124 単位となっている。

(e) 成績の通知

成績評価の結果は、Webサービスシステムを介してセメスターごとに学生個々に通知するとともに、保護者へも郵送している。これにより保護者との間で学修状況について認識の共有が進み、面談等においてもスムーズな意思疎通を可能としている。なお、保護者への成績送付については、個人情報利用について入学時に学生の了解を得た上で実施している。

学生が自身の学修過程における課題を認識し、学修意欲を向上させるよう、成績は個人指導の資料として活用している。評点以外にセメスターごとの GPA を算出し、学修指導の資料とするとともに、学修意欲を喚起させる制度として運用している。具体的には、GPA の結果に応じて、学科長、学年担任、SG 担任の面談による学修指導、生活指導が行われる。また、GPA の優秀な学生は、卒業時に学長表彰の対象となる。

【大学院保健医療学研究科】

(a) 成績評価

単位の認定は、保健医療学研究科履修規程【資料 3-1-5】第 2～25 条の定めに従い、科目の履修と試験等に基づく学修の成績評価によって行われる。評価方法についてはシラバスに明記するなどして周知している。また、「成績評価確認制度」は、学部同様に大学院でも導入している。

なお、保健医療学部で運用している GPA 制度について、大学院では設けていない。

(b) 本学外修得単位等の認定

本大学院の入学前の他の大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）について、本人の申請に基づき、研究科委員会の議を経て、10 単位を限度として本大学院における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる【資料 3-1-6 純真学園大学大学院 入学前の既修得単位等の認定に関する規程】。学部同様に入学時に申請することとなっているが、平成 30(2018)年度に申請した者はいなかった。また、他の大学院との協議に基づき、在学中に他大学院等において修得した単位を、同じく 10 単位を限度として認定できるとし、教育上有益であると認めるときは利用可能となっているが、平成 30(2018)年度に申請した者はいなかった。

(c) 進級要件

進級要件は定めていない。

(d) 修了要件

学則第 19 条に定められており、専攻毎に修了に必要な単位数を設定し、研究科共通科目、専攻共通科目、分野専門科目、特別研究に区分して学生便覧に提示している。修了要件は、本大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、30 単位以上を修得し、且つ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、

特に優れた研究実績を上げた学生については、1 年以上在学すれば足りるものとする
ことができる。また、職業を有する等の事情により、2 年以上の在学期間を必要とする場
合には、予め 3 年間の履修期間を認める長期履修制度を設けている【資料 3-1-7 純真
学園大学大学院 長期履修学生に関する規程】。

(e) 学位審査基準及び学位審査手続き

純真学園大学大学院学位審査規程【資料 3-1-8】を定め、学生便覧への提示をもって
周知している。学位審査基準の詳細については、ガイダンス時に別途提示することとし
ている。

(f) 成績の通知

成績評価結果は、Web サービスシステムを介してセメスターごとに院生個々に通知し
ている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【保健医療学部】

(a) 成績評価

各科目の担当教員は、ディプロマ・ポリシー及び履修規程に則り履修評価基準及び評
価方法を決定している。評価方法は授業科目により異なり、授業内容・形態に応じて、
筆記試験、実技テスト、レポート、出席状況、実習記録等を組み合わせて多面的に評価
している。同一科目を複数教員が分担する場合は、当該科目の責任者が全体を統括する。
科目責任者によってシラバスに記載された評価基準及び評価方法は、教務係に集約され、
教務委員で内容をチェックしたうえで学生に提示されている。

成績通知書は、セメスター毎に学生本人及び保護者に郵送されている。成績通知書の
記載事項に問い合わせたい場合は、定められた期間内に教務係に成績通知書を持参し、
「成績評価確認願」を申請することができる【資料 3-1-9 学生便覧 p.66】。「成績評価
確認願」による問い合わせに対して、科目責任者が回答し、学生へ通知される。また、
学生は定期試験の受験資格に必要な授業への出席状況、定期試験の可否について、WEB
システムで確認し、履修状況を把握できる。

(b) 進級要件・卒業要件

平成 27(2015)年度からは Web サービスシステムを導入したことにより、学生は自分
で出席状況や成績確認ができ、学修姿勢を修正することができる。また、教員は自分が
担当している SG 学生について、出席状況や成績を常時照会できるようになっている。
連続 2 回の欠席もしくは合計 3 回の欠席のある学生に対しては、科目担当教員から教務
係を通じて SG 担任へ連絡し、学年担任又は SG 担任から必要に応じて面談を実施する
などの対応が定着している。このようにして、履修成立の要件は厳格に守られている。
年度末には履修規程に従って進級判定に関わる教授会が開催され、進級の可否を決定す
る。原級に留め置かれることが決定した学生については、直ちに保護者宛に文書による
通知がなされ、三者面談等を実施して今後の対応を確認している。

最終学年においては、年度初めの履修登録時に、卒業に必要な単位、特に国家試験の受験資格として必要な科目の履修に関しては、SG 教員ともに確認を行い、履修登録漏れがないよう対応している。

【大学院保健医療学研究科】

入学時ガイダンスにおいて、学生便覧を用いて単位認定基準、修了認定基準の全体説明を行うとともに、指導教員による個別の履修指導を行っている。大学院生の半数が社会人であり、長期履修制度を利用した修学となっているため、大学院生個人の学修環境に沿った指導を心掛けている。

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

単位認定、進級及び卒業・修了認定については、学則、学部・大学院規程、履修規程、学生便覧に詳細に規定し掲載しており、今後も継続して学生に周知できるよう計画的にガイダンスの内容として盛り込む。

令和元(2019)年度に完成年度を迎える新カリキュラムの評価については、教務委員会を含めたプロジェクトチームを構成し、3 つのポリシーの整合性及び教育課程の再編について検討する。

ディプロマ・ポリシーに沿った評価基準については、学力を測る指標となる GPA に加え、人間力を測るルーブリック評価の導入も検討し、アセスメント・ポリシーの策定につなげる。

令和元(2019)年度は、本学大学院開設後初めて、保健衛生専攻の 4 人が修士の学位審査を受ける予定である。学位審査は、学位審査規程に基づき 3 人の指導教員による審査員にて実施予定である。また、最終試験は、審査委員の口頭試問によって行うこととしている。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【保健医療学部】

本学は、教育課程編成方針を「カリキュラム・ポリシー」として定め、本学ホームページに明示している【資料 3-2-1】。

大学の教育課程を編成するにあたっては、大学設置基準第 19 条第 2 項によって、「専

門の学芸を教授する」とともに「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養する」配慮が求められている。また、本学が掲げる教育目標（目的）は、基準1に示すとおりである。これらを承けて、本学の学士教育課程においては、それぞれの学科が育成しようとする医療職にふさわしい専門科目を学修するとともに、「気品・知性・奉仕」の建学の精神に則り、「医療倫理・生命倫理に基づく豊かな人間性（気品）」「科学性と問題解決能力（知性）」「奉仕の精神（奉仕）」を兼ね備えた人材を育成するような教育課程編成を追求している。

以上の観点に基づき、本学では、医療職者の育成について定めた学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）の基準に従いつつ、本学の編成方針のもとで教育課程を構想している。その編成方針は、平成22(2010)年の大学設置申請の折に提出した「設置の趣旨」の「教育課程の編成方針」を継承している。

また、教育課程の体系化に向けて、カリキュラムマップ【資料3-2-2 2019年度講義要項 pp.403-414】の策定及びナンバリング【資料3-2-3 2019年講義要項 pp.388-400】を行っている。

【大学院保健医療学研究科】

学部と同様、教育課程編成方針を「カリキュラム・ポリシー」として定め、本学ホームページに明示している【資料3-2-4】。

本研究科におけるカリキュラム・ポリシーは、大学院設置の趣旨及び必要性に則り、かつ本学の保健医療学部教育を土台として、大学院における人材養成の目標を実現するための教育課程を編成している。その教育課程は『研究科共通科目』、『専攻共通科目』、『分野専門科目』、『特別研究』から構成されている。

『研究科共通科目』では、自らの職種と他職種の視点から地域の保健医療福祉に係る課題と対策を理解し、併せて多職種連携能力向上のための判断能力、指導力、管理力等を身につけるために必要な科目を配置している。これらの科目の学びを通して培った相互理解の深まりや視野の広がり、保健医療福祉や地域の人々への貢献における各分野の役割の再認識等を基盤に、さらにその上に看護学専攻・保健衛生学専攻の専門性を追求していくことを目指して、各専攻の専門科目として『専攻共通科目』、『分野専門科目』を設けている。さらに、各専門分野又は領域の研究課題を深く探求し、発想力、思考力、分析能力を身につけ、専攻領域の発展に資する研究を遂行できる能力を養成するための演習科目として『特別研究』を配置している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学部・学科、研究科のカリキュラム・ポリシーは、大学の建学の精神、教育目的を踏まえ、学校教育法施行規則の改正（平成29(2017)年4月1日施行）に沿って明確に定められている。また、学部・学科、研究科・分野のディプロマ・ポリシーで掲げた能力を身につけさせるため、基礎から専門へと体系的に教育課程を編成している。また、学修成果を可視化し、各授業とディプロマ・ポリシーとの関係・整合性を確保するため、カリキュラムマップ及び科目の概念図を作成し、学生への資料配布とホームページでの掲載を行っている。

学部・学科のカリキュラムマップは、授業の順序性、科目の水準、科目間の関連性を明確にし、学修目標を達成するための体系的な教育課程が編成されている。

よって、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保できている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

＜保健医療学部＞

1. 編成方針に沿った体系的編成

本学の教育課程は、教養教育科目群、共通教育科目・共通専門科目群、専門科目群により構成する。また、本学で開講している全ての履修科目にナンバリングを行い、科目の分野、学修段階（レベル）や履修順序をカリキュラムマップとして明示し、順次性のある体系的な教育課程の構築や可視化を図っている。また、カリキュラムマップには、学生が卒業までに修得すべき授業科目がどのように配置され、どのような関連性を持つかを体系的に示している。

(a) 学科別専門科目（専門基礎科目・専門科目）の編成

看護学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は、人体を系統立てて理解するとともに、健康を取り巻く多様な社会システムを学び、人間を看護の対象として総合的な視点から理解を深めることができるための科目である。この専門基礎科目での学修を基盤として、専門科目における各看護学の特徴が発展的かつ統合的に展開されることになる。

以上から、教育課程の編成にあたっては、本学の学園訓、3つのポリシーを基盤に、まず「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」の基準を踏まえた上で、看護師国家試験受験資格取得及び保健師国家試験受験資格取得が可能となるようにしている。その上で具体的な教育課程の構造として、専門基礎科目では、『人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進』『健康支援と社会保障制度』という2区分24科目で構成している。

『人体の構造と機能・疾病の成り立ちと回復の促進』では、まず看護を実践する上で基礎となる人体の構造と機能を学ぶ科目を配置し、人体の構造と機能の学修内容を「基礎看護学方法論Ⅰ～Ⅲ」の講義や演習と関連付けて指導している。また、主な疾病の診断・治療や、生命現象理解の強化を図り、ライフステージや健康問題に関わる栄養を学ぶための科目を配置している。『健康支援と社会保障制度』では、健康の維持・増進に対する理解、地域社会における疾病予防・感染管理・生活環境の保全、科学的根拠に基づいた援助の必要性などを学ぶ科目を配置している。なお「疫学Ⅱ」については、保健師課程選択学生の受講を必修としている。

＜専門科目＞

専門科目は専門分野Ⅰに『基礎看護学』を、専門分野Ⅱに『成人看護学』『老年看護学』『母性看護学』『小児看護学』『精神看護学』を、統合分野に『在宅看護学』『公衆衛生看護学』『統合看護』の9区分59科目で構成している。なお、選択科目のうち8科目13単位については、保健師課程選択学生には受講を必修としている。

『基礎看護学』では、看護の概念について多様な視点から学ぶために「看護理論」を配置している。また「基礎看護学方法論Ⅰ」では主に看護行為に共通する技術を、「基礎看護学方法論Ⅱ」では日常生活を整えるための技術を、「基礎看護学方法論Ⅲ」ではフィジカルアセスメント技術を、「基礎看護学方法論Ⅳ」では診療に伴う技術を、「基礎看護学方法論Ⅴ」では看護過程展開技術をそれぞれ学ぶ。同様に『専門分野Ⅱ』については、各看護学の構成を「概論」「援助論」「方法論」で構成している。「援助論」では、各看護学の特徴的な対象や家族についての理解や看護の考え方を学ぶ。一方「方法論」においては、大半の科目において看護過程の展開を通して既修内容を統合するとともに、各看護学で特徴的な技術について演習を行うようにしている。

『統合看護』では、1年次に「看護基礎ゼミナール」を配置し大学で学ぶ基礎的能力の育成を図っている。2年次以降は専門職業人として必要不可欠な「看護倫理」「医療安全」や「看護管理」を配置している。4年次には、3年次までに学んだチーム医療の発展系科目として「統合看護論Ⅰ」「統合看護論Ⅱ」を配置し、がんや女性の健康課題をテーマに多職種連携について学ぶほか、「統合実習」を配置することにより、多様な場で実践されている看護について自身が設定したテーマに基づき、実習方法の計画立案から実践、評価の過程を理論や文献活用も含めて深めることを狙いとしている。

放射線技術科学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は、『医学の基礎』『理工学的基礎および放射線科学の基礎』の2区分31科目で構成している。

『医学の基礎』では、人体の組織や臓器構造と画像との関係、生体の病的変化、疾病の病因などを学ぶ科目を必修科目として配置している。3年次後期には、教科書や成書に載っていない新しい内容を学ぶ「基礎医学特論」や、救急医学の基礎的知識や対処法、国際化に向けて医療現場で必要とされる代表的な英語表現などを学ぶ科目を必修科目として配置している。『理工学的基礎および放射線科学の基礎』では、放射線生物学分野や放射性医薬品分野を学ぶ科目や、電気回路、医用画像情報システム、人間工学の基礎的な概念を学ぶ科目とともに、診療放射線技師教育の根幹をなす放射線と人体に対する影響に関する専門知識と技術、放射性核種の分離法や製造法、核反応、放射線防護を学ぶ科目を必修科目として配置している。また放射線取扱主任者（第一種又は第二種、国家資格）等に必要な知識を学ぶことができる「放射線取扱特論Ⅰ」「放射線取扱特論Ⅱ」を選択科目として配置している。3年次後期には、「放射線基礎科学特論Ⅰ」など教科書や成書に載っていない新しい内容を学ぶ科目を必修科目として配置している。

＜専門科目＞

専門科目は、『診療画像技術学』と『医用画像情報学』及び医療安全学の領域を含めた『放射線医療安全管理』の54科目59単位で構成されている。

『診療画像技術学』では、正常人体の各種検査画像の理解、医用画像機器の構成・動作原理の理解、各種画像の特徴及び機能画像と臨床画像との関係性、臨床現場における知識や諸問題について実験を通して学ぶ科目を必修科目として配置している。『医用画像情報学』では、最新のデジタル画像処理技術や画像解析技術学ぶ科目を必修科目として

配置している。『核医学領域』では、核医学検査に使用する装置の諸特性や、放射性医薬品、診断上の意義等について学ぶ科目を必修科目として配置している。『放射線治療領域』では、がんの放射線治療の対象となる腫瘍、放射線治療に用いられる高エネルギー放射線治療装置の構造や特徴を学ぶ科目を必修科目として配置している。『放射線医療安全管理』では、放射線安全管理の基礎的な知識や適切な安全管理法、各関連法規・規則を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、診療放射線技師学校養成所指定規則の改正に伴い、診療放射線技師の責任及び業務範囲を理解し、感染管理及び医療安全に配慮して造影剤の投与など適切に検査に伴う行為ができる能力等を身につける「医療安全管理学」を配置している。

『臨床実習』は、4科目10単位（必修）で構成している。この4科目（「画像検査技術学臨床実習Ⅰ」「画像検査技術学臨床実習Ⅱ」「核医学検査学臨床実習」「放射線治療技術学臨床実習」）は、学内において基礎的な技術を学んだ上で、放射線科学に関する技術が実際の医療現場でどのように用いられているかを体験すること目的をしている。なお、この4科目は旧教育課程では3年次後期から4年次前期にかけて配置していたが、新教育課程では全て3年次後期に配置している。

『総合科目』は、10科目14単位で構成しており、うち7科目7単位を選択科目としている。3年次後期からはじまる「臨床実習」の前段階として、臨床実習に必要な知識と技能を深め、活用できるように「臨床実習講座」を必修科目として配置している。さらにこれまでに学んできた内容をより深く学ぶ科目として本学教員のそれぞれの専門性に関連した4科目を選択科目として配置した。具体的には、マンモグラフィの知識と技術を修得する「乳腺検査学」、死因究明制度に活用されるオートプシーイメージング（Ai）の概念と倫理を学ぶ「オートプシーイメージング（Ai）学」、重粒子線治療など高エネルギー放射線治療に必要な線量計測法を学ぶ「高エネルギー線量計測学」、人工放射線による人体への影響について理解を深める「環境放射線特論」を配置している。また、4年次前期には、CT、MRI等の画像処理作成技術、核医学画像、放射線治療に必要な線量計算などの理解を深める科目を配置している。専門科目全ての習熟度を総括的に把握するために「放射線科学特論」を4年次に配置し、放射線技術科学科教育の集大成と位置付けている。

『卒業研究』は、診療放射線科学領域から研究テーマを設定し、研究過程を通して問題発見能力、問題解決能力、研究計画能力、ディスカッション能力、プレゼンテーション能力及び論文作成能力を養い、大学・企業・病院等の医療機関で適応できる資質を培い、自律的に問題を考え、積極的に問題解決にあたることのできる人材養成を目指して配置している。

検査科学科

<専門基礎科目>

専門基礎科目は『医学の基礎』『臨床検査の基礎』『医療工学』の3区分23科目で構成し、その多くは1年次から2年次に配置している。

『医学の基礎』では、医療に携わる者として共通認識しておくべき知識や心構え、人体の構造や各臓器・組織・細胞についての理解、疾病の成因、予防医学と疫学的分析方

法の理論と技術を学ぶ科目を必修科目として配置している。『臨床検査の基礎』では、医療における臨床検査の役割や心構え、機器を安全に使用するため知識を養う科目を必修科目として配置している。『医療工学』では、医用機器の構造や動作原理を理解し、利用技術・安全対策を学ぶ科目を必修科目として配置している。

＜専門科目＞

専門科目は『臨床病態学系』『形態検査学』『生物化学検査学』『病因・生体防御検査学』『生理機能検査学』『総合検査学』『臨地実習』及び『卒業研究』の 8 中区分 50 科目で構成している。

『臨床病態学系』では、疾患の成り立ちや病態、疾患と臨床検査データの関連性を理解する科目を必修科目として配置している。『形態検査学系』では、血液異常と疾患との関連性、臓器・組織・細胞等の形態、寄生虫とその検査法を学ぶ科目を必修科目として配置している。『生物化学検査学系』では、血清や尿等の分析法や疾患との関連性、遺伝子検査の原理・理論・応用、放射線の性質、測定、安全取扱いや使用について学ぶための科目を必修科目として配置している。『病因・生体防御検査学系』では、感染症・アレルギー・輸血等の検査に必要な知識と技術、病原微生物の検査法を修得する科目を必修科目として配置している。『生理機能検査学系』では、生理学的検査法の理解及び検査結果と臨床診断との関連性を学ぶ科目を必修科目として配置している。『総合検査学系』では、臨床検査の専門分野の知識を統合した「臨床検査特論」を必修科目として配置している。また、統計処理技法、検査情報管理、データ管理を学ぶ科目を必修科目として配置している。なお、臨床検査技師学校養成所指定規則の改正に伴い、感染管理及び医療安全に配慮して検体採取ができる能力を身につける「医療安全管理学」「医療安全管理学実習」を配置し、味覚・嗅覚検査を実施できる能力を身につける「生理学」「生理学実習」を配置している。専門ゼミナール」は、卒業研究に先立ち、各教員の行っている研究内容の理解と、研究のテーマ設定や進め方を学び、卒業研究に対応できる基礎能力を養うために必修科目として配置している。「法医科学」「法医科学実習」の科目設定は医療系大学として全国的にも珍しく、不妊治療に関する「生殖補助技術論」「生殖補助技術論実習」も特色の有る選択科目として配置している。一方、臨床検査の専門性を活かしつつ、健康食品管理士及び食品衛生管理者、食品衛生監視員に関連する科目群を選択科目として配置している。

『臨地実習』は、医療や臨床検査に対しての総合的な理解や、医療職としての責任感、協調性を高めることにつながるもので、3 年次後期に必修科目として配置している。

『卒業研究』は、自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実体験することで、生涯に渡っての研究テーマを見つけることにつながると考え、必修科目として配置している。

医療工学科

＜専門基礎科目＞

専門基礎科目は、『基礎医学』『医工学』の 2 中区分 26 科目で構成している。その多くは 1 年次から 2 年次に配置している。

『基礎医学』では人体の構造や各臓器との関係、疾病の原因・病態・診断・治療・予

後、人体における感染防御システム、予防医学と疫学的分析法などを学ぶ科目を必修科目として配置している。また、全人的医療を学ぶ「医療倫理学」や、国際化社会に対応するために「国際保健学」を選択科目として配置している。『医工学』では、電気・電子工学に関する分野、生体計測器・生体材料に関する分野、医用情報処理や医用機器・医用工学分野を学ぶ科目を配置している。

＜専門科目＞

専門科目は『医用機器学』『臨床工学』『総合臨床工学』『臨床実習』『卒業研究』の 5 中区分 34 科目で構成している。その多くは 2 年次からと 3 年時にかけて配置し、3 年次後期に実施される「臨床実習」に向けて、臨床工学技士に必要なとされる専門的知識を修得できるようにしている。

『医用機器学』では、臨床で応用されている計測機器・治療機器・生命維持装置の工学的理解とその適性且つ安全な使用法や保守点検を実践的に学ぶ科目を必修科目として配置している。『臨床工学』では、体外循環・呼吸療法・血液透析に関する知識と技術に加え、臨床工学技士としての業務を行う上で必要な関連疾患の病態と治療を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、より専門的に最新の生命維持管理装置による治療・管理を理解するために「循環制御特論」「呼吸管理特論」「代謝管理特論」を選択科目として配置している。『総合臨床工学』では、1 年次から 4 年次まで段階的に臨床工学技士に必要な医学と工学の知識を段階的かつ体系的に修得するための「ME 講座 1～3」

「CE 講座 1～3」を必修科目、専門的な臨床工学の知識を修得するための「CE 講座 4・5」を選択科目として配置している。また専門医療職としての生命科学に対する生物学的基礎知識のみならず、社会的人間としてのヒトを理解するために「生命科学概論」を 2 年次前期に必修科目として配置し、4 年次には人工臓器開発の現状を理解することで医療機器の研究開発に携わることができる素養を身に付ける「人工臓器学」を、日進月歩の最新医療機器を用いた治療方法について学ぶ「最新医療特論」を、病院内での医療機器を経営・経済的観点から総合的に管理するために必要な知識を修得する「病院管理学（関係法規）」を必修科目として配置している。なお、医療安全に関する知識をさらに深めるために「医療安全学」を選択科目として配置している。

『臨床実習』は、専門分野で学んだ生命維持管理装置の操作及び保守管理に関する知識と技術が、実際の臨床現場でどのように使われているのかを体験することで、医療や臨床工学に対しての総合的な理解や、医療職としての責任感、協調性を高めることにつながるもので、3 年次後期に必修科目として配置している。

『卒業研究』は、自主的に調査や実験を行い、自ら問題を発見し、解決する過程を実体験することで、科学的思考や研究する姿勢を身に付け、生涯にわたっての研究テーマをみつけることにつながるもので、4 年次通年の必修科目として配置している。

＜学士教育課程以外の編成＞

【大学院保健医療学研究科】

＜研究科共通科目＞

共通科目として、看護学専攻では 5 科目 5 単位を、保健衛生専攻では 4 科目 4 単位を必修とし、チーム医療を牽引していくリーダー養成につなげる科目群とともに、「予防・

健康増進」及び「生活の質の向上」の推進に欠かせない健康増進に関する知識を修得する科目群として位置づけている。医療政策や医療マネジメント分野、災害時の多職種連携、医療情報システムといった高度専門職業人に求められる高度な実践能力と、問題解決のための研究を自ら実践できる研究能力を養うための基盤となる科目を配置している。

看護学専攻

看護の基盤分野と臨床実践看護分野、生活支援看護分野の3分野で学修する「専攻共通科目」と、各分野の専門性を探究するための「分野専門科目」及び「特別研究」を配置している。

＜専攻共通科目＞

専攻共通科目は必修5科目を含む12科目で構成している。看護理論の成り立ちや看護における研究の意義と特徴の理解、解剖・生理学的知識に基づく画像や検査データを考慮したフィジカルアセスメント技術、人間の心の健康状態を把握するための理論を学ぶ科目を必修科目として配置している。また、高度専門職業人に必要な看護管理学の諸理論や看護教育における理論と技法、患者の満足度を高めるための看護の質や医療全体の質の向上を図る方法などを学ぶ科目を選択科目として配置している。

＜分野専門科目＞

分野専門科目は、選択した分野ごとに各分野における特有の看護現象の理論について学びを深めることができるように特論科目を配置し、さらに各分野の看護の現状及び研究の動向を把握するための演習科目を配置して、特別研究につながる内容としている。選択した看護分野科目から3科目6単位を取得し、他の看護分野の概論に位置する看護特論の1科目2単位を含む8単位以上の取得を課している。

—看護の基盤分野—

看護の基本理論、看護技術の構造、組織における人材育成や組織マネジメントに関する理解を深める「看護の基盤特論」、組織における人材育成や組織マネジメントに関して多角的に分析する方法を学ぶ「看護管理特論」、教育カリキュラム・教育方法・評価について学ぶ「看護教育特論」、看護技術の礎となる安全・安楽を目指した技術を学ぶ「看護技術特論」の中から科目選択できるように配置し、看護政策における現代及び将来的な課題について理解を深め、組織における人材育成や組織マネジメントに関して多角的に分析する方法を学ぶ「看護の基盤演習」を配置した。

—臨床実践看護分野—

小児から高齢者まで健康の段階に応じた個人や家族の特徴を理解して、生活が健康の回復に及ぼす影響について考察を深める「臨床実践看護特論」、様々な発達段階にある個人や家族が進歩する治療に対して意思決定でき、治療の効果を十分に発揮できるための看護に必要な理論と方法論の理解を深める「小児看護特論」「成人急性期看護特論」「成人慢性期看護特論」「老年看護特論」の中から科目選択できるように配置し、様々な発達段階にある個人や家族を対象として、健康の段階に応じた看護実践方法を分析し、探究する「臨床実践看護演習」を配置した。

—生活支援看護分野—

女性の健康ならびに地域で暮らす医療ニーズの高い療養者・障害者とその家族の特徴

を学び、保健医療福祉のニーズを包括した看護を実践する「生活支援看護特論」、地域で暮らす人々へ関わる看護職に対して相談・調整的役割を果たすために必要な理論や療養者・障害者の健康で自立した生活を送るために必要な看護実践に関する理論と方法論を理解する「ウィメンズヘルスケア特論」「メンタルヘルスケア特論」「在宅看護学特論」の中から科目選択できるように配置した。さらに、地域における新たな看護のあり方を探究する「生活支援看護演習」を配置した。

＜特別研究＞

特別研究は1科目6単位を必修として科目を配置している。各分野における先行研究について原書を講読し、各分野で行ってきた特論及び演習を通して、各自の研究課題を明確にし、課題解決へ向けた研究に取り組む。

保健衛生学専攻

放射線技術学分野、臨床検査学分野、臨床医工学分野の3分野共通で学修する「専攻共通科目」と、各分野の教育目標を達成するための「分野専門科目」及び「特別研究」を配置している。

＜専攻共通科目＞

専攻共通科目は必修3科目を含む10科目で構成している。各分野における科学的研究の種類・特徴や論理的思考、最新の研究テーマを題材により専門的な研究手法と科学研究の理論と方法、医療技術系における他職種の学術的な理論や科学的な思考及び専門的医療技術を幅広く学ぶ科目を必修科目として配置している。また、各分野で使用されている医療機器を課題解決のための先端技術や方法論の理解と研究への応用につなげる科目や、医療保険制度・診療報酬体系など医療制度と医療の質との関係、教育的指導を行う上で必要な知識、技術を学び、指導者・管理者としての資質を身につける科目等を選択科目として配置している。

＜分野専門科目＞

分野専門科目は特論、演習の教育科目から構成した。特論では、それぞれの分野における専門の内容を各医療職の視点で理解し、課題を発見して研究に結びつくようにした。演習は、各専任教員が各々の研究分野における高い専門性のある研究内容について、研究方法、研究理論、結果や考察の考え方、倫理観等について教育を進め、特別研究に関わる考え方に結びつく内容としている。選択した領域科目から特論、演習の2科目3単位を取得し、同一又は他領域の特論、演習の2科目3単位を含む6単位以上の取得を課している。

—放射線技術学分野—

応用放射線技術学領域では、放射線物理学における最新の理論と方法論を修得する「放射線物理学特論」、「放射線物理学演習」、様々な放射線の人体に対する影響について解析を行う「放射線生物学特論」「放射線生物学演習」を配置している。臨床放射線技術学領域では、臨床における医用画像機器の原理や医用画像の分析・評価を行う「医用画像解析・情報学特論」「医用画像解析・情報学演習」、放射線治療に関する最新の理論と方法論を修得する「放射線治療技術学特論」「放射線治療技術学演習」を配置している。

—臨床検査学分野—

病因解析検査学領域では、生体防御に関わる免疫機構や感染因子について解析する「病因・生体防御検査学特論」「病因・生体防御検査学演習」、血液や尿といった体液中の生体分子の代謝と疾患との関連性や病態解析を行う「生体化学検査学特論」「生体化学検査学演習」を配置している。病態機能検査学領域では、循環器系や呼吸器系の生体機能解析を行う「生体機能検査学特論」「生体機能検査学演習」、組織・細胞レベルで病態の解析・診断や疾病の要因を解析する「病態検査学特論」「病態検査学演習」を配置している。

—臨床医工学分野—

臨床工学領域では、循環器系、代謝系、呼吸器系疾患に対する医工学治療を行う「臨床工学特論」「臨床工学演習」、臨床医工学領域で扱う医療機器、人工臓器に関する機能、性能評価を実施するためのレギュラトリーサイエンスに関わる「臨床医工学特論」「臨床医工学演習」を配置している。医療機器学領域では、予防・診断を目的とした医療機器の操作・保守管理・開発に関わる「予防・診断医療機器学特論」「予防・診断医療機器学演習」、治療・福祉を目的とした医療機器の操作・保守管理・開発に関わる「治療・福祉医療機器学特論」「治療・福祉医療機器学演習」を配置している。

<特別研究>

特別研究は1科目10単位を必修としている。研究指導を受ける教員の掲げる指導領域について、研究計画から論文作成までの過程において、各自の専門領域における研究課題を探究し、新しい知見を導き、研究論文を作成することを通して、自身の専門性を高めるとともに、地域の保健医療福祉に寄与できる研究力を修得する。

2. 編成方針に沿った教授方法の工夫・開発

学士教育課程では、年次別登録単位数の上限を全学科一律に47単位としている。この数字は決して少なくないが、学外実習を組み込むカリキュラムの年次偏向を反映しているためである。また、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、GPAを活用し、50単位を上限として履修科目の登録を認めることで学修の機会を確保している【資料3-2-5 履修規程第4条】。また、シラバスには準備学修を明記し、学生に対して事前・事後に必要な学修内容と必要時間を指示している。

平成27(2015)年度前期セメスターより、Web サービスシステムを導入し、Web 上での履修登録をはじめ、シラバス・授業への出欠・成績等について、教員にあっては入力・確認が、事務職員及び学生にあっては確認がいつでもできるようになり、利便性が向上している。

シラバスは、科目責任者が作成し、教務係に提出される。集約されたシラバス内容を教務委員会でチェックし、評価内容・方法の事前・事後の学修時間の提示など適切に提示されているか判断を行っている。シラバスは、カリキュラム・ポリシーに基づいた到達目標と成績評価の方法が明示されており、それに即した成績評価がなされている。また、単位認定、進級及び卒業認定等の基準を適切に定め、厳正に適用している。シラバスにも科目毎の評価方法・基準を記載し、公平な成績評価を実施している。各科目の評価方法、評価基準のシラバスへのよりわかりやすい記載に努め、成績評価における公平性を確保しており、カリキュラム・ポリシーに基づきシラバスの整備は適切に行われている。

また、履修中止制度や GPA を用いた履修登録単位数の上限設定を設けることによって、学生自身の学修状況に合わせた履修計画を立案できるよう教育支援を行っている。

3-2-④ 教養教育の実施

＜教養教育科目＞

教養教育科目は、学校教育法第 83 条の大学教育の目的、本学の教育理念、教育目標、並びに「気品・知性・奉仕」という建学の精神を踏まえ、人文・自然・社会に関する諸科学を基盤として、幅広い教養と豊かな人間性の涵養とともに、国際的な視野・見識を深めるために、平成 28(2016)年度からの新教育課程にあつては、これまでの科目区分を見直し、『科学リテラシー』『人間と社会の理解』『外国語』の 3 中区分によって編成している。

『科学リテラシー』に「生物学」「化学」「物理学」「数学」「統計学」「情報科学入門」「情報科学応用」の 7 科目、『人間と社会の理解』に「倫理学」「国語表現法」「哲学」「心理学」「宗教と文化」「芸術と創造」「ジェンダー論」「法学」「教育学」「経済と社会」「地球と環境」「純真学園大学現代教養講座」の 12 科目を配置している。

中区分『外国語』については、全学科必修科目の「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英会話Ⅰ」「英会話Ⅱ」と、選択科目の「英語Ⅲ」「英会話Ⅲ」「中国語」「韓国語」を配置している。

これらの教養科目群は、各学科において育成する医療職のその専門性に鑑み、特に必要とする基礎知識を身につけさせるために必修としている科目を学科ごとに設け、それ以外を選択としている。また、大学生として身につけておくべき国語力を養う「国語表現法」、及び医学知識とは別の社会人として修めておくべき教養を身に付ける「純真学園大学現代教養講座」を全学科の必修科目として配置している。

科学リテラシー科目においては、高校までの科目履修状況の影響も大きく学生の理解度に差が生じるため、入学時基礎学力試験を実施し、成績結果に基づきクラス編成を行っている。

卒業要件総単位数に占める教養教育科目の量的配分については、保健医療分野の専門職者育成を目指す他大学の平均的な単位数と大幅に異なる範囲で配置している。学科によって相違があるが、27 科目が開講され、必修 11 単位～15 単位、選択 6 単位～13 単位以上、計 18 単位～27 単位以上の取得が卒業要件となっている。

＜共通専門科目・共通教育科目＞

平成 28(2016)年度からの教育課程では、旧教育課程の『現代医療』の科目を統廃合して学科専門科目へと配置し、新たに新設した『純真学』と『チーム医療』の 2 区分としている。

『純真学』は、医療人に共通して求められる基盤的な資質と汎用的能力の育成を目的として、1 年次から 3 年次に計 6 科目を必修ないし選択科目として配置している。「純真学入門」は、純真学を学ぶにあたっての導入科目と位置づけ、建学の精神の理解とともに自由に幅広い思考体系を養うことを目的に必修科目として 1 年次に配置している。「社会人セミナー」は、書と茶道の学びを通して、先人達の知恵と実践力を身に付けるとともに、円滑な人間関係を築く能力と態度を養うために必修科目として 1 年次に配置している。「コミュニケーション論」は、良好な人間関係を築くための意思疎通・協調性・自

己表現といったコミュニケーション能力を身に付けるために必修科目として1年次に配置している。「ボランティアとキャリア形成」は、地域におけるボランティア活動や病院実習前の早期体験を通して、自身のキャリアを高めることを目的に選択科目として2年次に配置している。「異文化交流」は本学とMOUを締結しているアジアを中心とした海外の大学ないし大学病院での研修を通して、異文化体験から国際的な視野を広げるとともに自国文化への再認識を目的に選択科目として2年次に配置している。「総合純真学」は、一流とされる人の視点・思考を知り、古典・伝統・文化関連施設の訪問体験を通して、建学の精神の理解とともに社会人として学ぶべき方向性を考える機会とすることを目的に必修科目として3年次に配置している。

『チーム医療』は、インタープロフェッショナル教育（多職種連携教育 InterProfessional Education、以下「IPE」とする。）科目と位置付け、1年次・2年次及び4年次の各年次に1科目ずつ、計3科目を全学科の学生が一堂に会して共に学ぶ必修科目として配置している。「医療連携の基礎」は旧教育課程の「チーム医療論Ⅱ」に相当する科目で1年次に配置している。「医療連携の構築」は旧教育課程の「チーム医療論Ⅰ」に相当する科目で2年次に配置している。3年次は各学科の学外実習において、チーム医療の実践を学ぶ。「総合チーム医療」は旧教育課程の「総合チーム医療」に相当する科目で4年次に配置している。

教養教育科目は、教務委員会で教育内容の評価及び運営を担い、共通専門科目・共通教育科目の『純真学』『チーム医療』については、各科目群の教育内容の検討・評価、運営を各専門部会が担当し、科目間の調整及び講師依頼を行っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

医療技術系学科の特徴として、既に学内演習、学内実習、学外実習というアクティブ・ラーニングの要素をもった授業形態がカリキュラムに配されている。特に、複数の教員が1つの演習・実習に参加することにより、お互いの教授活動を直接体験する機会ともなっている。また、学生参加型の授業形態では、教員間のブリーフィング、デブリーフィングの時間が設定されており、授業内容・方法、教授方法の見直しが行われている。

また、各授業の最終日には学生の授業評価アンケートを実施し、学生の意見の吸い上げと、評価指標に基づく得点評価を行っている。授業評価アンケートは、専任教員全員の科目で実施され、アンケート結果の年間得点上位3人には、ベストレクチャー賞の授与と研究費の補助が施されることとなっている。さらに受賞者から公開授業が実施される【資料3-2-6 純真学園大学 教育助成に関する規程】。

このほか、授業方法の改善を進めるためのFD活動の一環として、教員間の相互授業参観を実施している【資料3-2-7 平成30年度 相互授業参観実績】。相互授業参観では、参観後に授業担当者と授業参加者との意見交換を行う時間を設定し、そこから得た知見をレポートにまとめ科目責任者に渡されるシステムとなっている。

以上のことにより、教授方法の工夫・開発のための組織的な運用が実施できている。

以下に、本学の教育課程の特色である学内外での演習及び実習により実践能力を涵養する取り組みについての工夫を述べる。

(a) 教養教育科目・共通専門科目・共通教育科目での工夫

＜学科混成の合同授業＞

『チーム医療』は、他学科の学生とともに学ぶことを意識付けるよう全学科必修の合同授業として全学的に取り組んでいる。まず、「医療連携の基礎」と「チーム医療論Ⅰ」の科目では、自身の目指す医療職について理解を深めるとともに、将来、医療現場でチームとして連携・協働する他職種の職務内容や役割について理解することを主眼としている。「チーム医療論Ⅱ」では、各学科の学生が他の3学科で養成する医療職の全般的な職務内容や医療現場における役割をより深く理解することを目的に、各専門職の行う代表的な業務を演習にて実体験するものである。そして「総合チーム医療」では、学科混成の少人数グループによる課題解決型学修を取り入れており、他学科の学生との交流を深めることで共に学ぶことの意識付けをより高めている。本来、多くの職種は相互依存的にではなく、独立して働くように教育・訓練されるため、専門性も教育課程も全く異なった相手職種の専門性の理解不足が、チーム医療実践の阻害要因の一つとなっていた。本学においては、4学科混成の合同授業や小グループ学修を取り入れ、かつ自身の目指す医療職以外の職務内容を実体験するなど、専門領域を超えて同じ場所で共に学ぶことで、自分と異なる医療職に従事する人がどのような教育を受け、何を知っており、何ができるのかを知ることができ、同時に他職種の考え方や視点を知ること、他職種と連携・協働するにはどうすればよいかといった将来のチーム医療の実践に必要となる有用な資質の育成に役立っている。

平成28(2016)年度より設置した『純真学』科目群においても、他学科の学生とともに学ぶことを意識付けるよう全学科合同授業を取り入れながら全学的に取り組んでいる。

『純真学』では、1年次必修科目の「純真学入門」「社会人セミナー」「コミュニケーション論」、2年次選択科目の「ボランティアとキャリア形成」「異文化交流」、3年次必修科目の「総合純真学」の計6科目を展開している。「純真学入門」では、学長自らが教壇に立って建学の精神によって象徴される人物像や、建学の精神の解釈を説き、本学で学ぶ意義や、卒業後に社会に対してどのようなことを成していくかの思考力を深めている。「社会人セミナー」では、学生自身が「書」と「茶道」を実践して今日的な視点から自国の伝統・文化を捉えなおし、それらの土台にある精神文化の理解を通して、社会人としての基本的な在り方や人格形成に必要な知識、心構え、礼儀を身につけている。「コミュニケーション論」では、自立型トレーニングを応用したグループワークによって“伝える”“聴く”“問う”とはどういうことかの体験を通して自ら考えていくことで、意思疎通・協調性・自己表現といったコミュニケーション能力を身につけている。選択科目の「ボランティアとキャリア形成」では、夏季ないし春季の休暇期間を利用して、「区役所での案内係や駅周辺での清掃活動」「学会・研修会における運営体験」「保育園・在宅ケア施設での体験」など6つの授業内容から選択し、のべ2日間の体験学修を行って、大学では学ぶことのできない地域でのボランティア体験から“社会貢献とは何か”を学び、自身のキャリア形成を構築していくことで、建学の精神の具現化を図っている。同じく選択科目の「異文化交流」では、夏季ないし春季の休暇期間を利用して海外の大学ないし病院において海外研修を行い、グローバルな視点に立って歴史や異文化を理解す

るとともに、実践的な外国語能力やコミュニケーション能力を養い、国際的視野から地域の抱える諸問題を分析する能力を身につけ、国際社会において地域医療が担うべき課題解決に向けて意欲的に取り組むための内容を理解することにつなげている。

なお、1 年次よりボランティア活動や海外研修を実施する学生も多いことから、当該学生が 2 年次に「ボランティアとキャリア形成」及び「異文化交流」を履修した際には、1 年次に行った活動も含めて成績評価を行い、単位を認定するという配慮をしている。

(b) 学科別専門科目（専門基礎科目・専門科目）での工夫

看護学科

<学内演習>

学内演習では、主に演習科目について、看護技術の修得や看護過程展開の事例演習等を行っている。演習科目は『基礎看護学』において実施する基本的な看護技術を踏まえた上で、各領域の特徴に応じて内容を選択している。アクティブ・ラーニングとして、各領域の概論、援助論、方法論の科目の多くで課題を提示し、調べ、発表し、まとめる授業を行っている。例えば各領域の看護過程演習では、グループディスカッションを通じて、事例についての情報の分析や看護問題の抽出、看護計画立案を行い、併せてこれらの発表や全体ディスカッションを行うことで理解を深めることができるようにしている。

『基礎看護学』における演習科目は「基礎看護学方法論Ⅰ」「基礎看護学方法論Ⅱ」「基礎看護学方法論Ⅲ」「基礎看護学方法論Ⅳ」「基礎看護学方法論Ⅴ」の 5 科目となっている。ここでは原理原則を踏まえた上で、根拠に基づいた看護技術が修得できるよう、各技術の基本動作を学んだのち、チェックリストを活用して学生が技術練習を行うようにしている。学んだ看護技術のうちバイタルサイン測定技術、清潔・衣生活の援助技術、車椅子移動、採血・注射技術等については、全員の到達度を技術テストで評価し、合格できるまで個別指導をしている。「看護基礎ゼミナール」は、入学後早期に学修の方法や主体的能動的な学修姿勢を身に付けることを目的とした科目である。ゼミナール方式で複数の教員が学生グループを担当し、学生はグループ活動を通して、生命科学や健康に関するテーマを選択し、情報収集、課題の焦点化、課題に対する考察を深める過程を経ながら文献の活用方法、グループ活動の運営、プレゼンテーション方法等について学ぶことで、他科目の学修に活かすことを狙いとしている。

『専門分野Ⅱ』の各看護学では、「成人看護援助論Ⅰ」「成人看護援助論Ⅱ」「老年看護援助論」「母性看護援助論」「小児看護援助論」「精神看護援助論」「在宅看護援助論」（以上必修科目）、及び「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ」「公衆衛生看護管理論Ⅱ」（以上選択科目）の中で看護過程の事例演習のほか、デモンストレーションや技術練習を行うことで、各看護学特有の看護技術を修得できるようにしている。具体的な技術としては、「成人看護援助論Ⅱ」では慢性疾患を有する患者のセルフマネジメントを促す看護技術、自己血糖測定指導、自己インスリン注射指導、退院後の生活指導を行う。「母性看護援助論」においては周産期に必要な看護技術（妊婦のフィジカルアセスメント、妊婦の日常生活における援助、妊娠期の保健指導、以下分娩期、産褥期も同様）、沐浴演習、新生児フィジカルアセスメント、事例展開演習を行っている。「小児看護援助論」では、プリパレー

ション、吸入、吸引、内服薬、救急蘇生法等を、また「精神看護援助論」においては、プロセスレコード、コミュニケーション技術等を行っている。更に「公衆衛生看護活動展開論Ⅱ」においては保健活動の展開について演習を行い、「公衆衛生看護管理論Ⅱ」においては、地区診断をテーマにデータの分析、地域活動計画の策定とその評価を行うなど各領域の特徴に応じた学内演習を行っている。

＜学外実習＞

臨地実習は、看護師国家試験を受験する者については、12科目23単位を履修する。保健師課程選択学生はこれに加えて、2科目5単位を履修する。

臨地実習の展開順としては、1年次に「基礎看護学実習Ⅰ」、2年次に「基礎看護学実習Ⅱ」の2科目3単位を修得した上で、3年次後期から集中的に、各領域の臨地実習が開始するようになっている。

臨地実習前には、麻疹、風疹、ムンプス、水痘带状疱疹及びB型肝炎について抗体検査を行う。抗体価が基準値以下の場合は、臨地実習までにワクチン接種を行い、提出を求められた実習施設に提出する。また、個人情報保護に関しては「秘密保持誓約書」を提出する。このほか、実習開始後患者から受け持ちへの同意を得ることができた段階で「看護学生の臨地実習に関する説明書」を大学、実習病棟、患者で保管している。

臨地実習を行うにあたり、共通で必要な内容と領域別に必要な内容を区分しオリエンテーションを行っている。臨地実習に必要な内容は「臨地実習要綱」に明示しており、ここには看護学実習の目的・目標、科目、時期、履修要件、実習方法、評価・単位認定、個人情報取扱い、インシデント・事故・感染防止と対策、保険等について説明している。また指導者との打ち合わせや評価の際には、「臨地実習要綱」、及び各実習科目の要項を持参し内容の共有を図っている。臨地実習に関する指導内容は学科内の臨地実習対策委員会で精選している。領域別実習開始前の全体オリエンテーションでは、臨地実習の意義や必要性、領域共通のルールを確認するほか、共通課題テーマについてのディスカッションなどを行う。その後、領域別に具体的な実習内容の理解や技術練習等を行うことができるようにしている。

臨地実習での学修内容について理解を深めるために、臨地実習前後の学内実習で確認を行っている。具体的には、臨地実習前には実習目標・内容の理解、実習内容についての事前学修や看護技術の演習等を実施し、個人学修だけではなく、実習グループでの課題の学修や共有ができるようにしている。特に「情報管理」「安全管理」「看護倫理」については、実習毎に繰り返し指導を行っている。また臨地での実習が終了した後は、学内実習を通して実習内容を振り返り、学びと課題を全体で共有できるようにするとともに、学生の個人面談を行い、個人の到達度の確認を行っている。

実習期間中にインシデントが発生した場合は、「インシデント報告書」を記載し、報告と自己の振り返りを義務付けるとともに、臨地実習対策委員会（学科内）及び学外実習対策委員会での報告を行っている。

臨地実習施設や指導者との連携は、臨地実習の成果を左右する重要な要素であるため、以下のような工夫を行っている。まず各実習の前後には実習施設において実習指導者との会議を行う。領域別の実習要領の説明や学生のレディネスの説明、また前回実習の評価等について目標や課題を共有できるようにしている。その上で実習期間中は、教員が

担当施設において指導者と協力しながら学生の指導を行っている。

臨地実習の場合は 66 施設になり、大学近隣を中心に福岡県内、及び一部の臨地実習については佐賀県内の施設でも行っている。さらに、平成 30(2018)年度から国立病院機構九州医療センターとの連携協定締結により、基礎看護学実習、老年看護学実習、成人看護学実習（急性期・慢性期）、母性看護学実習、精神看護学実習、統合実習において、同じ施設での実習受入が可能となっている。

実習指導者との連携を深め指導力を向上させることを目的に毎年 1 回「臨地実習協議会」を実施している。これは実習指導者の要望に沿った講演会、共通の課題についての意見交換会及び交流会を行うものである。なお、平成 30(2018)年度の臨地実習協議会については台風のため開催が中止となったことから、参加予定施設に講師の許可を得た上で資料を配布し、また可能な施設とは実習指導者と大学との連携について短時間の協議を行った。

臨地実習施設数が多いことと、複数の領域別実習を同一施設で行うことが少なくないことから、主な施設には実習に関する調整を行う担当者を 1 人配置して対応を行うことで、スムーズな連携を図ることができるようにしている。

放射線技術科学科

<学内実習>

診療放射線技術学に関する実習は、講義で学んだ理論・知識・技術を統合させ、臨床に必要な実践能力と態度を涵養することを目的としている。学内実習においては、専門基礎科目及び専門科目を履修した後にそれぞれに実習科目を設定して、講義で学んだ知識と技術の統合を図るとともに、臨床実習に向けた実践能力と態度の基礎を身につけさせている。

1 年次前期に「診療放射線技術学概論」を配置し放射線診療部門における主要な検査、治療分野についての基礎を学び、その後は 1 年次後期に「医用工学実験」を、2 年次前期に「情報科学（含演習）」を、2 年次後期に「放射線計測学実験」「診療画像機器工学実験」「診療画像技術学実験Ⅰ」を、3 年次前期に「診療画像技術学実験Ⅱ」「医療画像工学実験」「放射線安全管理学実験」を必修科目として配置している。そして 4 年次前期には「診断画像処理演習」「核医学画像処理演習」「放射線治療計画演習」を選択科目として配置している。アクティブ・ラーニングとして、「臨床実習講座」では、教材を与えてグループ討論とロールプレイングにより臨床現場で想定される場面に対して疑似体験をさせることで、良い対応と悪い対応を学生自身で考える機会としている。また、「放射化学」では、放射線の原理と壊変のしくみ、原子構造について基礎知識を教授したあと、実際に X 線撮影の際に分子の目でみればどういふ変化が起きているかをグループ討論で考えて発表を行うことで、物理、撮影技術、放射化学とばらばらになりがちな知識を関連づけて考えさせることで、放射線の現象を知識に裏付けて理解できる機会としている。

<学外実習>

学外実習である臨床実習は、1 年次 3 月に半日間、「早期体験実習」として福岡県、佐賀県内にある医療関連施設 7 施設に分散して見学実習を実施している。また、本格的な

臨床実習については3年次後期に2週間、4年次前期に8週間実施している。臨床実習では、学内教育で修得した放射線技術科学に関する知識・技術が実際の臨床現場でどのように用いられ、また応用されているかを知り、同時に、医療職として、また医療チームの一員として、保健医療分野における診療放射線技師の役割と責任について理解を深めさせ、医療人としての自覚を育てていくとともに、医療職として求められる実践力や態度とは何かを自覚させている。

「画像検査技術学臨床実習Ⅰ」（3年次後期）では、主に胸部撮影・骨格撮影及び泌尿器系造影検査、消化管造影検査等に関する撮影技術法やエックス線診断装置の取扱法、撮影された画像処理及び評価方法、患者接遇やチーム医療について学ぶ。「画像検査技術学臨床実習Ⅱ」（4年次前期）においては血管造影検査、エックス線CT検査、MRI検査、超音波検査、眼底検査に関する各機器の撮影技術や取扱法、画像処理及び評価方法、一般医療廃棄物の取扱法、データ処理、患者接遇やチーム医療を、「核医学検査技術学臨床実習」（4年次前期）においては核医学装置の操作・取扱法、核医学検査技術学及び画像処理、放射性医薬品の取扱法、核医学診断、放射性廃棄物の取扱法、放射線管理の実際、患者接遇を、「放射線治療技術学臨床実習」（4年次前期）においては放射線治療装置の操作・取扱法、治療計画の策定・実施、線量測定、照射法、放射線管理の実際、患者接遇をそれぞれ学ぶ。

臨床実習の実施にあたっては、事前に麻疹、風疹、ムンプス、水痘帯状疱疹及びB型肝炎ワクチンについて抗体検査を実施し、抗体価が基準値以下の場合はワクチン接種を義務づけ、その結果を実習先に提出している。また各実習科目について「実習要綱」を作成し、個人情報保護、感染予防、災害時（台風や地震等）における対応、実習中の事故への対応、マナー教育や服装チェックなど実習に対する注意点、心構え等の基本的な知識・技術を事前に十分に学修し、職業人としての意識を高めて実習に臨むこととしている。

実習施設については、福岡県を中心とする中国・九州地区の実習協力機関と連携し、臨床現場の実践的な知識が修得できるようにしている。平成30(2018)年度の実習先は九州全県で3年次生は42施設、4年次生は51施設であった。また学生に対しては、事前に臨床実習施設希望調査を実施した上で、学科会議で学生の実習先を決定している。

実習中に事故が発生した場合は、状況・原因等を分析し、今後の再発防止のために臨床実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入する。大学へは事故・破損等報告書を提出する。

臨床実習終了後には「臨床実習報告会」を開催し、学生にプレゼンテーションを課して臨床実習でどのようなことを学んだのかを再確認させ、学修効果を高めている。また、各実習施設を担当する責任教員を配置して、実習先の臨床実習責任者と本学教員との相互連絡体制を構築している。実習前には実習病院に赴いて臨床実習指導者と臨床実習に関する内容と事故時の対応を確認し、また実習終了後には学生の実習態度、成績、トラブルの有無等について意見交換して次年度への改善に向けて取り組んでいる。

特に、各臨床実習病院での実習内容及び実習の質を担保するため、施設側臨床実習指導者と合同で臨床実習協議会を開催して、平成30(2018)年度臨床実習指導報告と次年度の実習計画や報告会（①4施設からの臨床実習経験と学生指導、②3人の学生から臨床

実習の経験と感想)で意見交換を行い、引き続き相互に連携して学生の指導にあたることにしている【資料 3-2-8 純真学園大学 放射線技術科学科 平成 30 年度臨床実習協議会プログラム】。

検査科学科

＜学内実習＞

臨床検査学に関する実習は、講義で学んだ知識を統合させ、臨床検査に必要な実践能力と態度を涵養することを目的としている。学内実習においては、専門基礎科目及び専門科目を履修した後にそれぞれに実習科目を設定して、臨地実習に向けた実践能力と態度の基礎を身につけさせている。アクティブ・ラーニングとして、実習ごとに実習班に割り当てられた課題について自ら調べ、パワーポイントを用いた発表会を実施している。教授方法の改善を進めるために実習終了に授業評価を実施し問題点等を教員にフィードバックし教授内容・方法を改善している。

1 年次前期に「臨床検査体験演習」、1 年次後期に「解剖学実習」「生理学実習」「生化学実習」を配置している。2 年次前期は「医用工学実習」、2 年次後期に「血液検査学実習」「病理検査学実習」「一般検査学実習」「遺伝子検査学実習」「免疫検査学実習」「生理機能検査学実習」、3 年次前期は「細胞診学実習」「臨床化学検査学実習」「輸血・移植検査学実習」「微生物検査学実習」「画像検査学実習」、3 年次後期に「医療安全管理学実習」と選択科目の「法医学実習」、4 年次は前期のみで「生殖補助技術論実習」が選択科目として配置されている。

＜学外実習＞

学外実習である臨地実習は、3 年次後期に展開し、学内教育で修得した臨床検査に関する知識・技術が実際の臨床現場ではどのように用いられているかを知り、学内教育と臨地実習の両者の相乗効果によって、より高い学修効果を期待するものである。実習期間は 8 週間で、臨地実習病院は福岡県を中心に九州地区の医療機関 74 施設と連携している。

臨床検査の現場で行われている検体採取から検査結果の報告という一連の流れを実際に体験し、的確な判断のもとに行動できる基礎能力や、正確な検査結果を導くための適切な対応といった実践的能力を身につけさせている。同時に、医療職として、また医療チームの一員として、医療・保健・健康分野における臨床検査及び臨床検査技師の役割と責任について理解を深めさせ、医療人としての自覚を育てている。実習内容として「生理機能検査学臨地実習」「臨床検査総論臨地実習」「病理組織細胞診学臨地実習」「臨床化学検査学臨地実習」「血液検査学臨地実習」「微生物検査学臨地実習」「免疫検査学臨地実習」「輸血移植検査学臨地実習」について、検査室内でそれぞれの領域を回りながら学ぶ。

臨地実習前には、麻疹、風疹、ムンプス、水痘帯状疱疹及び B 型肝炎ワクチンについて抗体検査を実施し、抗体価が基準値以下の場合はワクチン接種を義務づけ、その結果を実習先に提出している。

実習の実施にあたっては「臨地実習要項」【資料 3-2-9 2019 年度（前期）臨地実習要項（純真学園大学保健医療学部検査科学科）】を作成の上、臨地実習オリエンテーションとして以下の各点について説明し、実習に対する心構え等の基本的な知識・技術を事

前に学修してから実習に臨むこととしている。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 臨地実習の基本的考え方 | 6. 緊急連絡先 |
| 2. 臨地実習の構成と概要 | 7. 各種書類 |
| 3. 臨地実習の科目内容 | 8. 臨地実習の規則 |
| 4. 臨地実習施設との協力体制 | 9. 臨地実習の注意事項 |
| 5. 実習の評価 | 10. 事故発生時の対応について |

実習中に事故が発生した場合は、今後の再発防止のために臨地実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入する。大学へは事故・破損等報告書を提出する。

臨地実習終了後には「臨地実習報告会」を開催し、学生に臨地実習で体験した事を発表させ、学んだことを再確認することで学修効果を高めている。

また、各実習施設を担当する教員を配置して、実習先の臨地実習指導者と本学教員との相互連絡体制を構築している。実習前には実習病院に赴いて臨地実習指導者と臨地実習に関する内容を確認し、実習終了後には学生の実習態度、成績、トラブルの有無等について意見交換して次年度への改善に向けて取り組んでいる。

更に、年に1回、臨地実習病院での実習内容及び実習の質を担保するため、臨地実習指導者と本学教員合同で臨地実習協議会を開催している【資料 3-2-10 純真学園大学保健医療学部検査科学科 平成30年度臨地実習協議会・指導者会議プログラム】。主な内容は①臨地実習指導者による学生指導に関する討論、及び②臨地実習指導者と本学学生にアンケート調査を実施した結果を基に次年度の実習計画や臨地実習での問題点と課題について意見交換を行い、実習先と連携して学生の指導にあたることにしている。また教授方法の改善を進めるために実習終了に実習評価を実施し問題点等を現場の指導員にフィードバックし教授内容・方法を改善している。

医療工学科

<学内実習>

工学・医工学・臨床工学の各分野において、講義や演習等で学んだ基本的な原理及び特性に関する知識をより深めるために7科目の学内実習を必修科目として配置しており、多くは2年次から3年次にかけて開講される。

多くの医療機器は電気回路を使用しており、その制御には電子回路が重要な役割を果たしている。臨床工学技士としてそれら医療機器を保守点検するためには、電気及び電子工学的知識が必要である。そのため2年次後期に電気及び電子工学の講義で学んだ知識の理解を深めるために「電気電子実習」を配置している。3年次前期には、各種医用治療機器（電氣的治療機器、機械的治療機器、手術用機器等）の適切な操作と保守点検が行える能力を養うために「医用治療機器学実習」「生体計測装置学実習」「生体機能代行装置学実習」を配置している。3年次後期には、生命維持装置の中心となる、体外循環・血液浄化・人工呼吸器の構造、原理についての知識を深め、基本的操作方法を修得するために「体外循環医学実習」「呼吸療法学実習」「血液透析学実習」を配置している。

アクティブラーニングとして、生命維持装置に関する実習においては、実習班ごとに割り当てられた実際の疾患に対し、実習開始前に確定診断、臨床症状、手術手技等のリサーチを行い、実習開始時にパワーポイント等を用いた発表を行う事で、治療に対するイメージ作りを行っている。

＜学外実習＞

学外実習である『臨床実習』は3年次の学生を対象に10月より6週間行う。実習内容は人工心肺業務、血液透析業務、集中治療室・手術室業務、ME 機器管理業務などとなっている。臨床実習施設は10 大学病院を含む 25 施設である。

実習開始前には、臨床実習に必要な基本的な知識と技術を再修得させるためのオリエンテーリングを実施し、個人情報保護、感染予防、災害時（台風や地震等）における対応、実習中の事故への対応、マナー教育や服装チェックなどの注意を行い、医療に携わる職業人としての意識を高めて実習に送り出している。臨床実習前には『臨床実習の手引き』を配布している。また、実習前にラテックスアレルギー病歴聴取や負荷テスト、及び麻疹、風疹、ムンプス、水痘带状疱疹及びB型肝炎ワクチンについて抗体検査を実施し、抗体価が基準値以下の場合はワクチン接種を義務づけ、その結果を実習先に提出している。

実習中に事故が発生した場合は、状況・原因等を分析し、今後の再発防止のために臨床実習指導者及び担当教員から指導を受け、事故報告書を記入する。大学へは事故・破損等報告書を提出する。実習中の事故の対応と手続きについては、『臨床実習の手引き』『臨床実習指導書』に記載している。

実習終了後は、学生が企画・進行する臨床実習報告会を行い、実習施設紹介、実習内容、その成果及び反省点等をプレゼンテーションする。この報告会には、次年度の実習に対する自覚を促し、学修意欲を鼓舞するため3年次生も聴講させている。

また、年に1回施設側指導者と臨床実習協議会を開催している【資料3-2-11 平成30年度 医療工学科 病院実習施設協議会プログラム】。この会議では、施設側の実習指導者から実習実施時期、レポート、実習採点方法、欠席時の対応等臨床実習に関する感想、意見等を聞き、今後の臨床実習のあり方を検討している。

（c）大学院開講科目での工夫

保健医療学研究科

＜研究科共通科目＞

看護学専攻及び保健衛生学専攻の大学院生が合同で参加する共通科目の多くは、講師の講義とともに、大学院生のプレゼンテーションによって学修する授業スタイルをとっている。さらに、学部から直接大学院へ進学した学生と、臨床で実践者として働く社会人がともに議論する空間となることで、より実践的な知識・技術を学ぶ機会となっている。

特に、本学の特色ある科目の一つである「多職種連携医療論Ⅱ」では、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士の資格を有する教員がオムニバスで授業を展開するだけでなく、現役の医療技術職者の講義、共同運営する国立病院機構九州医療センターでの感染症対策チーム、栄養サポートチーム、緩和ケアチーム、退院支援部門

での臨床演習を体験することによって、チーム医療における専門職の役割と協働の必要性を考える機会となるよう準備されている【資料 3-2-12 「多職種連携医療論Ⅱ」シラバス】。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程全体については、平成 28(2016)年度から改正した新カリキュラムは令和元(2019)年度に完成年度を迎えるため、カリキュラム・ポリシーとカリキュラムマップの連動性、ディプロマ・ポリシーとの一貫性について評価する。また、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科においては、4 年次前期に配置されていた学外実習科目を 3 年次後期へと移動させた教育効果について、国家試験の合格率、就職活動状況などから評価していく必要がある。「純真学」「多職種連携教育」科目においても完成年度を迎えることから、各専門部会での評価をもとに、講師選択、教育内容・方法の検討を行い、教育効果の向上を図る。

また、看護学科及び診療放射線科学科においては、今後「看護師学校養成所指定規則」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則」の改正が予定されていることから、両学科ともカリキュラム改正を控えている。このため、現行カリキュラムの評価を新たなカリキュラムに活かすとともに、国家試験取得のとどまらず、医療人としての付加価値につながるキャリアプログラムの準備に取り組んでいく。

本学においては、全学科で各医療職の国家試験受験資格が得られるものであり、必然的に受験資格取得に係る必修科目が多い。看護・診療放射線・臨床検査・臨床工学の各基礎をしっかりと身につけ、その上で対応能力のある医療職者を育成するためには、学生個々に適した履修指導・学修指導を行う必要のあることを認識し、GPA を学生指導に活かす。科学リテラシー科目については、引き続き学力別クラス編成の評価を行い、今後の授業展開に反映させる。

学外実習については、国立病院機構九州医療センターとの協定締結により、高度医療施設での実習が可能となり、学外実習指導者との連携が取りやすくなった。今後も引き続き連携を強化しながら、将来の医療専門職を共に育てる意識を共有し、実習教育体制の充実を図る。

そのほか、授業方法の工夫・開発のために相互授業参観、ベストレクチャー受賞者の公開授業は継続的に実施していく。

大学院の「多職種連携医療論Ⅰ・Ⅱ」の授業では、国立病院九州医療センターの現役スタッフの協力により、大学院生との意見交換の場も設けられており、今後のさらなる発展が期待される。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

(a) 「入学時基礎学力試験」及び各開講科目を通じた評価

アドミッション・ポリシーに基づき、入学試験を実施し、入学してきた学生に対して、まずは学生の入学時における学力を把握するため、各学科において「入学時基礎学力試験」を実施している。この結果を受けて基礎学力の更なる底上げを図るよう、リメディアル教育の企画と関連科目の科目責任者への情報提供、各学科における指導が強化されている。各開講科目については、カリキュラム・ポリシーに基づいた到達目標と成績評価の方法がシラバスに明示されており、それらに沿った成績評価がなされている。

(b) 学修・資格取得・就職状況等の調査

本学は、全学科において医療職者の育成を教育目的に挙げていることから、国家試験対策委員会及び進路対策委員会が中心となって活動方針を掲げ、学生の学修支援を実施する学年担任・SG 担任と協働し、国家試験に対する学生の学修支援や就職活動の実績を把握することに努めている。

学修状況の調査については、IR 室が平成 27(2015)年度から全学科・全学年を対象とした「学生の学修成果の把握に関するアンケート」【資料 3-3-1】を実施している。設問は、大学生活（一日の学修時間、読書、食事、睡眠、アルバイト、IT 機器の使用等）、学修環境・学生サポート（図書館その他大学施設の使用や学生サポートに対する満足度等）、学修経験（授業方法の工夫、教員からのサポート、学生自身の学修への取組姿勢、修得できた知識・能力等）で構成されており、この集計結果は学内で共有し、問題点の把握と対策に努めている。なお、この調査は毎年度 1 回実施している。

国家資格を含む資格取得については、各学科からの情報を国家試験対策委員会が集約し、国家試験の結果に基づく要因分析がなされ、低学年からの教育方法の見直しが実施されている。

就職状況については、各学科及び就職係で情報を収集し、進路対策委員会で共有している。就職先からの卒業生の評価は、実習施設に入職した卒業生の状況を施設職員から情報提供していただいている。

(c) 授業評価アンケートの実施

学生に提供する教育の質向上を目的に、FD 委員会の企画による授業評価アンケートを前期・後期科目の最終授業終了後に実施している【資料 3-3-2 平成 30 年度後期授業評価アンケート（質問項目）】。このアンケートは、専任教員・非常勤講師を問わず全ての科目を対象としている。平成 28(2016)年度後期セメスターより、授業評価アンケートの実施を Web アンケートシステムに変更している。アンケートの項目は学生の自己評価、教員の授業内容・運営・工夫に関する内容、全体評価で構成しており、さらに学生の自由記載欄を設けている。アンケートへの回答は、学生が所持しているスマートフォ

ンを使って、Web 上のアンケート項目を直接チェックできるシステムとしたことにより、アンケートの回収率は平成 30(2018)年度全体では 87.6%（前期 88.6%、後期 86.6%）となっている。また、集計結果は、教員自身がシステムに直接アクセスして確認できるようになり、これまでより早く授業評価結果を科目担当者に情報提供できるようになっている。

(d) 達成度自己評価システムの導入

平成 28(2016)年度入学生から、シラバスに提示されている科目の到達目標に対して、学生自身が自己の到達度を Web 入力する「達成度自己評価システム」を導入している。入力はセメスター毎に行い、学生自身で目標に対する到達度が評価できるシステムとなっている。集計結果は Web 上で確認でき、その結果をもとに学修指導を行なうことができるようになっている。

(e) 大学院における学修成果の把握と評価

保健医療学研究科における学修成果は、科目ごとに実施されるレポート等での評価と、特別研究の進捗状況の確認、成果物の内容によって評価される。

大学院生は、各々の研究テーマにそって、1 年次には研究計画書の提出、研究倫理審査を申請する。提出された内容は、研究科委員会の議を経ることで、指導教員のみならず研究科委員会の構成員による助言を受ける機会ともなっている。2 年次には前期に中間発表会、後期には修士論文審査会によって最終的な学位審査を行う予定としている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

保健医療学部においては、平成 26(2014)年度から継続して、専任教員に対して、授業評価アンケート結果をフィードバックし、調査結果に対する教員からの意見・感想、実施した授業の自己評価内容、授業に対する改善点等を「教員授業評価報告書」に記入し提出するよう求めている【資料 3-3-3 教員授業評価報告書（書式）】。さらに、「教員授業評価報告書」の内容から、授業改善に対する内容及び学生への受講姿勢への要望について抜粋した資料を、前期のガイダンスにて学生に公表し、教員・学生の双方向からの改善を求めている。このほか、平成 24(2012)年度からの取組みとして、授業評価アンケートの分析結果より評価の高かった教員 3 人を「ベストレクチャー賞」として表彰し、公表している。

さらに、平成 28(2016)年度後期から実施した教員間相互授業参観によって、教員相互の意見を授業改善に反映できる機会としている。

大学院保健医療学研究科においては、中間発表会及び学位審査が公開にて行われることから、大学院生は教員からの助言を直接受ける機会を得ている。また、複数の教員がその場に参加することによって、お互いの指導内容をリフレクションする機会を兼ねることが可能となっている。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

入学時基礎学力試験結果を学科毎に要因分析し、関連する教養科目の科目責任者との情報共有とクラス運営による学修環境の調整、SG 教員からの教育的指導、補講の実施につなげていく。

学生に対して定期的に達成度自己評価システムへの入力を促しているが、入力状況にバラツキがあり、学修指導の活用には至っていないことから、自己評価システムの入力時期の調整や指示、結果に基づく SG 教員からの学修支援が必要である。

授業評価アンケートについては、現状としてアンケート結果から学生に不利益となるような重大な問題は確認されていないが、今後、授業改善を強く求められる事例が生じた場合は、担当教員への教育的指導を実施する。また、授業評価アンケートの結果や教員間授業参観で得られた意見は、ホームページでの公開、資料での学生への情報提供を行い、更なる教育の質の向上を図る。

大学院生に対しては修了時の満足度調査を実施し、その結果を分析して今後の教育改善の資料とする。

〔基準 3 の自己評価〕

「気品」「知性」「奉仕」の精神を備えた純真な人を育成するという本学の建学の精神に則り、学部（学科別）・大学院のディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページに掲載するとともに学生便覧に提示することによりステークホルダーに周知できている。

単位認定、進級及び卒業認定については、学則、履修規程、学生便覧に沿って円滑に実施されており、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、厳正に運用できている。

教育課程及び教授方法については、教育目的に沿ったカリキュラム・ポリシーを策定し、この方針に基づく教育課程を編成している。平成 28(2016)年度から運用している新カリキュラムは、旧カリキュラムの評価によって作成されたものであり、教育内容の精選を今後も進めていく。

学修成果の点検・評価として、入学時基礎学力試験の実施、学修・資格取得・就職状況等の調査の実施、達成度自己評価システムの運用を行っているが、成果に基づいた教育への反映は十分とは言えない。今後は、カリキュラム評価に基づく教育方法・内容の見直しとアセスメント・ポリシーの策定が必要となる。達成度自己評価システムを用いた学生の自己評価結果を活用し、学生への学修支援とともに、教育課程の評価システムを整備する。

以上のことにより、教育体制の基盤はできていると判断できるが、課題の抽出と運用については、引き続き改善が必要である。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長は、「純真学園大学 学長選考規程」【資料 4-1-1】に基づき理事会に設置される「純真学園大学学長候補者選考委員会」において選考された候補者の中から、理事会が選任している。

学長は、対外的には本学を代表している。また本学園の理事会においては、一方では大学の代表者として大学において計画・立案・審議された事項を理事会に提出する立場であり、他方では法人の理事として本学園の意思決定に加わり法人の経営管理の責任を分担する立場でもある。このことによって、法人と大学の間で合意を形成する役割を果たしている。

学長は学内に対しては、法令、学則及び諸規程に基づいて、大学を代表して校務を掌り、所属職員を統督している。また、学長は理事長と協議の上、理事会の議を経て副学長、学部長及び研究科長を選任する【資料 4-1-2 副学長選任規程】【資料 4-1-3 学部長選任規程】【資料 4-1-4 研究科長選任規程】ほか、副学長・学部長と協議の上で、研究科長補佐、各学科長及び各種委員会の長を選任している【資料 4-1-5 役職者等選任規程】。

学長は教育研究に関する重要事項を審議する教授会の議長となるほか、以下の機関・委員会について学長自ら議長（委員長）としてリーダーシップを発揮している。

表4-1 学長が議長である機関・委員会

委員会等	根拠規程
学部運営会議（Ⅰ・Ⅱ）※1	純真学園大学 学部運営会議規程 第4条【資料4-1-6】
将来計画協議会	純真学園大学 将来計画協議会規程 第2条第2項【資料4-1-7】
中期計画策定委員会	純真学園大学 中期計画策定委員会規程 第2条第2項 【資料4-1-8】
自己点検・評価委員会	純真学園大学 自己点検・評価委員会規程 第3条第2項 【資料4-1-9】
IR委員会	純真学園大学 IR委員会規程 第2条第2項【資料4-1-10】

教育改革検討委員会	純真学園大学 教育改革検討委員会規程 第3条第2項【資料4-1-11】
奨学生委員会	純真学園大学 福田昌子記念育英学生規程 第3条第2項 【資料4-1-12】

※1 令和元(2019)年5月現在、規程に基づき学長から指名を受けた学部長が議長を代行している。

将来計画協議会は本学の将来計画策定のため、①中期計画策定、②自己点検・評価、③IR、④教育改革の各事項を審議する機関であり、下部組織として中期計画策定委員会、自己点検・評価委員会、IR委員会、教育改革検討委員会を設けている。将来計画協議会の構成員には、学長のほか、副学長、学部長、研究科長、事務局長が加わっている。

本学では、大学改革をはじめとするさまざまな課題に対応していく必要があることから、学長がリーダーシップを発揮し、全学的な視点から効果的なガバナンス体制を構築できるよう、平成27(2015)年度から副学長を置いている。副学長は、学長の所掌事項が教学その他の大学運営の多岐にわたることから、適切な意思決定ができるよう学長を補佐する役割を担っている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

平成27(2015)年4月の学校教育法改正施行により教授会の役割及び学長の決定権が明確化されたことを受け、本学でも組織及び規程の見直しを実施した。この見直しを経て、大学の意思決定については、令和元(2019)年5月現在で以下のように組織の整備等を実施している。

(a) 副学長・学部長

学長の補佐体制を強化するため、副学長を1人配置している。

副学長は、学校教育法第92条第4項の規定に則り、学長を助けるとともに、学長裁定書に基づき指示された範囲における学務をつかさどっている。

また、大学院の開設に伴い、一時廃止していた保健医療学部長（以下、「学部長」とする。）の職を平成30(2018)年度から再び設け、1人を配置している。学部長は保健医療学部における学務をつかさどるとともに、学長によるリーダーシップの発揮を助けている。

(b) 教授会（学部）

教授会規程【資料4-1-13】第3条に基づき、教授会が審議する事項を以下のとおり定めている。

- ① 学生の入学、退学、休学、復学、卒業等に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育課程に関する事項

上記事項のほか、教授会は教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べるができることとしている。

(c) 研究科委員会（大学院）

研究科委員会規程【資料4-1-14】第3条に基づき、研究科委員会が審議する事項を以

下のとおり定めている。

- ① 教育、研究に関する事項
- ② 教育課程に関する事項
- ③ 学位の授与に関する事項
- ④ 学生の入学、修了、休学、復学、自主退学、除籍等に関する事
- ⑤ 学生の厚生補導に関する事
- ⑥ 学生の賞罰に関する事
- ⑦ その他、研究科に関する事

以上により、学校教育法等の関連法令を遵守するとともに、副学長、学部長、教授会及び研究科委員会の権限並びに役割を明確化し、学長を頂点とする大学の意思決定組織を整備している【資料 4-1-15 純真学園大学組織図】。また、以上の内容を定めた各種規程については本学の学内情報共有サイトに公開しており、教職員への周知を図っている【資料 4-1-16 純真学園情報共有サイト（トップページ）】。

全学的な教学マネジメントの実施については、本学が1学部1研究科のみを有する小規模大学であることから、教授会及び研究科委員会がその実施を担うこととなる。教授会及び研究科委員会は、各学科ないし各専攻が教務委員会を通じて教育課程に関する規程の改正提案を行った場合、①大学の設置目的に沿っているか、②大学の教育理念に沿っているか、③教育目的が実現可能か、などの観点から審議を行う。

なお、保健医療学部の各学科については、平成28(2016)年度入学生より新たな教育課程を実施しており、令和元(2019)年度現在は学年進行中である。また、保健医療学研究科については、修士課程を平成30(2018)年度に開設しており、令和元(2019)年度が完成年度となる。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

組織体制については「純真学園大学 組織規程」により定めている【資料 4-1-17 純真学園大学 組織規程】。また、事務組織は各部署に必要とする職員を適切に配置している。

教学マネジメントの遂行にあたり、本学では以下のとおり事務職員を配置・参画させる体制をとっている。

(a) 事務局長

事務組織の代表として、評議員会に評議員として加わっているほか【資料 4-1-18 理事・評議員・監事一覧】、教授会（オブザーバーとして出席）、学部運営会議（構成員として出席）等に加わっている。

(b) 教務係

教務係長が委員として教務委員会に加わっており、教職共同でカリキュラムの運営や改正作業にあたっている【資料 4-1-19 教務委員会規程】。

(c) IR 室

学生の実態について、在籍状況や成績の推移等に関するデータを収集・分析して学長・副学長・学部長に報告を上げているほか、アンケートにより学修成果や学修行動に関するデータの収集・分析作業を行っている。【資料 4-1-20 IR 室規程】

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

「教学マネジメント」は、中央教育審議会が平成 24(2012)年 8 月に答申した、いわゆる「質的転換答申」において明記されている。

この答申では、将来の予測が困難な時代の到来にあたり、大学が社会から期待される人材を養成するためには、従来のような知識の伝達・注入を中心とした授業から、ディスカッションやディベートといった双方向の授業の実施や授業外学修プログラム（インターンシップやサービスラーニングなど）によって、学生が主体的に問題を発見し解を見出していく能動的学修（アクティブ・ラーニング）へ転換することが必要と説いている。そしてそのためには「事前の準備、授業の受講、事後の展開といった能動的な学修過程に要する十分な学修時間が不可欠」だが、現状では「我が国の大学生の学修時間が諸外国の学生と比べて著しく短い」という認識に基づき、学修時間の実質的な増加・確保によって質的転換の好循環を生み出すための 4 つの方策の 1 つとして「全学的な教学マネジメントの確立」が示されている（他の 3 つは、「教育課程の体系化」「組織的な教育の実施」「授業計画（シラバス）の充実」）。

この答申を受け、平成 25(2013)年度から始まった「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ 1（建学の精神を活かした大学教育の質向上）調査票において「全学的な教学マネジメント体制の構築」が質問項目に取り上げられ、以後毎年度同様の質問が掲載されてきた。そしてこの質問は、平成 30(2018)年度からは、私立大学等経常費補助金の一般補助に新設される「教育の質に係る客観的指標」において「全学的な教学マネジメント体制の構築」に関する設問が設けられた。

補助金におけるこの一連の動きは、「全学的な教学マネジメント体制の構築」が一部の先進的な大学における取組みという段階を終え、各大学が学長のリーダーシップの下で当然に取り組むべき段階へ進んだことを示している。

本学においては、完成年度を迎えた翌年の平成 27(2015)年度以降、組織体制の見直しを進める中で徐々に教学マネジメント体制の構築を進めてきたところであるが、これまでの取組みを基礎としながら、全学的な教学マネジメント体制の構築を一層進めていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

(a) 教員数の充足

大学設置基準と本学の各学科の教員の現員数は、表 4-2 のとおりとなっている【資料 4-2-1 教員組織】。

学部・学科等の教員数について、本学の大学設置基準上必要な最低専任教員数は「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数」である加算定員を含めて50人であるが、本学の助教以上の教員数は79人で、基準を大幅に上回っている。また、設置基準による各学科別の教員数の基準を大幅に上回っているほか、必要教授数についても基準を上回っている。教員数の充足率の高さは、保健医療系学部に通ずる学内演習・実習科目及び学外実習科目等の実技・実験を伴う科目の多いことに由来する。本学の教育課程は、看護学科・放射線技術科学科にあつては看護師・保健師及び診療放射線技師の育成について定めた学校養成所指定規則（文部科学省令、厚生労働省令）と関係があり、また検査科学科及び医療工学科にあつても「臨床検査技師等に関する法律」及び「臨床工学技士法」に基づき「厚生労働大臣が指定する科目」を開講していることから、大学設置基準とともに関係法令にも沿うものとなっている。教員数及び教員の専門領域との整合性については、1学部4学科（保健医療学部：①看護学科、②放射線技術科学科、③検査科学科、④医療工学科）において十分に確保されており問題ない。また、専任教員としてカウントしていないが、看護学科では学外実習を支援するため非常勤助手が1人配置されている。

表 4-2 大学設置基準に基づく必要教員数と現員数（令和元年 5 月 1 日現在）

学部・学科		収容定員	専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数
			教授	准教授	講師	助教	計			
保健医療学部	看護学科	360	16	4	5	9	34	3	12	6
	放射線技術科学科	280	6	3	3	3	15	0	8	4
	検査科学科	270	7	6	3	1	17	0	8	4
	医療工学科	160	7	3	1	2	13	0	8	4
保健医療学部計		1,070	36	16	12	15	79	3	36	18
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数									14	7

合 計		36	16	12	15	79	3	50	25
-----	--	----	----	----	----	----	---	----	----

なお、大学院の担当教員は令和元(2019)年 5 月 1 日現在で 45 人であるが、その全員が学部と兼担している。大学院設置基準と本学大学院担当教員の現員数は、表 4-3 のとおりとなっている

表 4-3 大学院設置基準に基づく必要教員数と現員数（令和元年 5 月 1 日現在）

研究科・専攻		現員数				設置基準上の必要 研究指導 教員数	設置基準上の必要 研究指導 補助教員 数
		研究指導 教員数	研究指導 補助教員 数	講義のみ 担当の教 員数	計		
保健医療 学研究科	看護学専攻	10	6	2	18	6	6
	保健衛生学専攻	25	2	0	27	6	6
計		35	8	2	45	12	12

(b) 教員の資格等

教員の学位の種類及び分野と、担当する科目や専門分野との整合性については、学内に設置される教育職員選考委員会によって妥当性が吟味されている。

また、看護学科及び放射線技術科学科についてはそれぞれ保健師学校・看護師学校（看護学科）、診療放射線技師学校（放射線技術科学科）の指定を受けていることから、両学科における有資格者及び臨床経験を有する者の配置については、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」及び「診療放射線技師学校養成所指定規則」が求める内容に沿って、適切に行っている【資料4-2-2 指定規則に定める有資格者数】。

(c) 教員構成（専任・兼任、年齢）のバランス

教員組織を活性化するための適切な措置として、年齢、性別、出身大学等に関する偏向を防ぐため、任期制や公募制を取り入れ、原則、公募による本学の規定に沿った教育職員選考委員会による採用となっている。

専任兼任の比率については、表4-4に示すように、教養教育科目で専任教員の比率が低くなっているが、学科専門科目では高い【資料4-2-3 学部、学科の開設授業科目における専兼比率】。教養教育科目については一部、併設の短期大学からの教員が担当しているがバランスよく配置しており、また兼任教員との情報共有等にも配慮している。また、各学科では専任教員が学外実習施設側の指導者と合同で臨地（臨床）実習協議会を開催し、教育の質を確保する体制を取っている。

表4-4 全開設授業科目における専任教員の科目担当比率（令和元年度前期、令和元年5月1日現在）

	看護学科	放射線技術科学科	検査科学科	医療工学科
教養教育科目	17.39	21.74	21.74	23.91
共通教育科目	66.43	66.43	66.43	66.43
学科専門科目	73.11	95.92	92.14	88.37

教員の年齢構成(表 4-5)については、本学における 65 歳以上の教員の構成比が 13.9%と、全国平均(10.9%)を上回っている。これは、平成 30(2018)年度に開設した大学院の担当教員として、65 歳以上の教員も含めて配置していることに起因するものであり、一時的な状況である。令和 2(2020)年度には大学院の完成年度を超えることから、自己点検・評価の結果も踏まえ、教員の配置及び非常勤講師等の活用を含めて、年次ごとに見直す計画である。

表 4-5 教員の年齢別構成（令和元年 5 月 1 日現在）

		25 歳未満	25 ～ 29 歳	30 ～ 34 歳	35 ～ 39 歳	40 ～ 44 歳	45 ～ 49 歳	50 ～ 54 歳	55 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 歳以上
本学	人数	0	0	3	8	8	16	12	14	7	11
	比率	0%	0%	3.8%	10.1%	10.1%	20.3%	15.2%	17.7%	8.9%	13.9%
(私大) 全国	人数	263	2,974	8,538	12,430	14,184	14,045	13,631	14,035	13,157	11,421
	比率	0.3%	2.8%	8.2%	11.9%	13.6%	13.4%	13.0%	13.4%	12.6%	10.9%

※ 教員数には助手を含む。

※ 全国（私大）の人数は「平成 28 年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

教員の男女比率については、表4-6に示すように、看護学科における女性教員の比率が特に高いが、学部全体としては男性教員が約55%、女性教員が約45%と、バランスの良い結果となっている(文部科学省統計による私立大学における女性教員の割合は約28%)。

表 4-6 教員の男女比（令和元年 5 月 1 日現在）

		教員数及び割合		
		男性	女性	計
保健医療学部	看護学科	9 (24.3%)	28 (75.7%)	37
	放射線技術科学科	13 (86.7%)	2 (13.3%)	15
	検査科学科	11 (64.7%)	6 (35.3%)	17
	医療工学科	12 (92.3%)	1 (7.7%)	13

純真学園大学計	45 (54.9%)	37 (45.1%)	82
全国（私大）	75,771 (72.4%)	28,907 (27.6%)	104,678

※ 教員数には助手を含む。

※ 全国（私大）の人数は「平成 28 年度学校教員統計調査」（文部科学省）に基づく。

(d) 教育担当時間の配分

教育担当時間の配分については、教員によって著しく偏りが出ないように、各学科において学科全員の意見を集約しながら、かつ授業効果を勘案し調整している。しかしながら本学の場合、保健医療系大学として必要な演習、実験、実習等の科目数が多く、また各国家資格取得に必要な知識・技能の養成を各教員がそれぞれの専門性に応じて担当しているため、単純に教科目数だけから担当時間や責任と業務負担を計ることはできない。このため、専門領域によって若干の格差は生じるものの、全体としては各学科の学科長を中心に担当時間の配分について調整を行い、過度の格差が生じないように配慮している。

(e) 教員の採用及び昇任

教員の採用及び昇任に関する事項は、学則第8条2項【資料4-2-4】及び「職員選考規程」第5条【資料4-2-5】によって教育職員選考委員会の役割であることを規定している。本学の教員採用・昇任の方針は、「純真学園大学教育職員選考委員会規程」【資料4-2-6】及び「教育職員（教員）の昇任における申し合わせ事項」【資料4-2-7】によって示している。原則的に、大学設置基準に定める条件を満たし、かつ、本学の教育の理念を理解し、人格及び学識に優れ、研究、教育上の能力と熱意が認められる人材を求め、「資格・能力」「教育歴・研究歴」「研究業績」「社会活動」について審査・選考するとしている。

具体的な採用と昇任についての手順は、まず、学科長等から当該所属内で退職等による欠員が生じる場合やカリキュラム変更による増員の必要が生じた場合、新規採用や内部昇任について、文書によって副学長へ申し出る。副学長は学長及び理事長へ説明、確認をした後、採用においては、委員長（副学長）が選考委員会を招集し、規定に従って公募内容を審議し、選考委員を決定する。公募期限後、書類審査による一次選考を経て、二次選考では、選考委員による面接を行う。最終的には選考委員会のメンバー全員で無記名投票（審査結果）を行い、結果について集計した後、選考委員会で結果について審議により公平に決定する。この結果は学長へ報告され、理事会・理事長に報告後、最終的に理事長が任命する。

本学教員の昇任は、毎年、定例的な昇格の審査による。本学では全ての教員について毎年度、教育、研究、学内・社会貢献等の教育研究活動実績報告の自己申告を求め、学長、副学長、学部長で査定をしている。学内で昇任者に相当する該当者があるかについて、毎年、学科長等が規程に従って書面によって申し出る。該当者があった場合には、教育職員選考委員会は、上述の規程を勘案し、教員配置のバランスに配慮して決定する。

また、本学は開学時より、専任教員について任期制を採用している。任期制については、「純真学園大学教育職員の任期制に関する規程」【資料 4-2-8】及び「純真学園大学

任期を定めた教育職員の任用に関する細則」【資料 4-2-9】に基づき運用している。

そのほか、本学には以下のような教員を置くことができる。これらの教員の選考は関連する規程に基づき行っている。

- ・客員教授、客員准教授及び客員研究員【資料4-2-10 客員教授等に関する規程】
- ・特別任用教員【資料4-2-11 純真学園大学特別任用教員規程】
- ・非常勤講師【資料4-2-12 純真学園大学非常勤講師に関する規程】

名誉教授については、新しい大学のため現時点で規程はないが、令和元(2019)年度に導入する計画である。

(f) 教員の資質・能力向上への取組み 4（教員評価体制）

本学の教員評価体制は、純真学園大学の使命や目的の実現に、職位や所属学科等の一員として、ふさわしい貢献ができる人材を育成し、資質と士気の向上を図ることを目的としている。そのために教員個人の意欲・能力・成果を評価し、処遇に適正に反映させることを目指し、毎年、研究実績報告書【資料4-2-13】及び教育・研究活動等記録一覧表【資料4-2-14】の提出を求めている。この内容は年間の教育、研究、社会活動等全ての実績を記載し、それぞれ点数による算出ができるシステムになっており、教員は自らの年間活動を振り返りながら次年度の目標を立てることが可能である。教員評価制度は、法令で定められた認証評価の要請するところでもあり、教育の質を保証する基盤となる教員の資質・能力の向上を目指す制度上の工夫が各大学に求められているが、本学では、大学の進むべき方向について教員全体のベクトルを合わせるために、以下の視点から評定制度を構築している。

(g) 教員の職務の位置付け

教員は、「大学の目的」「基本理念」の実現のため、学生の質及び自らの向上を目指した教育研究を実践し、大学教育における適正な運営と厳正な成績管理を遂行して、学生にディプロマ・ポリシーに沿った能力を育成する義務がある。この点について具体的には、以下に示す内容を実践する。

- (1) 学生に一定の質を担保する教育実践
 - (2) 大学運営のために教員が構成員として果たすべき業務
 - (3) 高等教育実践者として、研究者・高度専門職者としての業務
- さらに具体的には以下の4点を評価基準とする。
- ①教育（大学教育職としての妥当な業務の達成）
 - ②研究（学術分野の専門家として妥当な業務）
 - ③学内運営（本学の教育職として各組織体を通じた業務）
 - ④社会貢献（教育職としての社会貢献）

(h) 評定について

評定は「教育」と「学内業務」に関して行うが、前述したように本学独自の年間教育

研究活動実績と学生による授業評価を参考に評定される。教育・研究活動等記録一覧表は当該年度1年間について記載するが、評定の参考となるデータを数値として可視化する仕組みとしている。第一次評定者は所属長であるが、大学教員の業務内容は全学規模の会議等を含め多岐にわたり、所属長が全てを把握できる状況にはない。そこで、職位やキャリアに応じた業務分担を前提に、一定程度の目安となる可視化されたデータ（ポイント）を参考にして評定する。ポイントは単に多ければよいということではなく、全学的視点から業務分担にフィードバックされるべきものと位置付けている。カテゴリ・ポイント制は評定の公正に資すると考えられる。

(i) 評定結果の活用

個々の教員は自己評定によって、本学の「使命・目的の実現に、職位に応じて、また所属学科等の一員として、ふさわしい貢献」ができているかどうか、自己点検・評価の機会とする。自己評定を基に、所属長による1次評定（学科長の評定は副学長）、副学長による2次評定（副学長の評定は学長）、学長による3次評定（学長の評定は理事長）が行われる。こうして、自己評定結果を大学の目的実現のためのモチベーションへと繋いでいる。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教員の資質向上、教育指導方法の検討・改善を図るため、開学時よりFD委員会を設置し、FD活動として授業評価アンケートの実施、相互授業参観を行い、教育・研究・大学運営に関する研修会の企画・運営・評価、事業計画に基づく学外研修への参加状況の把握等を行っている【資料4-2-15 純真学園大学FD委員会規程】。FD委員会は委員長（1人）、各学科選出の委員（4人）と、事務局から事務局長及び庶務課係長で構成されており、全学的な体制となっている。FD委員会の活動内容については、広報誌『純真の翼』【資料4-2-16】で周知を図っている。

(a) 授業評価アンケートの実施

科目ごとに実施された授業評価アンケート結果は、各科目担当者へフィードバックされ、次期セメスターからの授業構築に反映される。平成26(2014)年度からは、専任教員からFD委員会に対して、アンケート結果に基づいた教員からの意見・感想、実施した授業の自己評価内容、授業に対する改善点をまとめた「教員授業評価報告書」【資料4-2-17】を提出することとしており、教員自身のリフレクションの機会となっている。また、平成29(2017)年度後期より科目責任者だけでなく、該当科目の授業に関わったすべての教員に結果をフィードバックし、「教員授業評価報告書」を提出するとした【資料4-2-18 「教員授業評価報告書」提出に関する依頼】。授業評価アンケート結果をもとに選出されるベストレクチャー賞の表彰及び受賞者による公開講義を行っており、本取組みは各教員の授業デザインへの参考となり、新しい授業内容・方法へとつながっている。

(b) FD 研修会の実施（学内）

建学の精神である「気品・知性・奉仕」を兼ね備えた人材育成のために、教員の教育・研究能力の向上や事務職員を含めた管理運営や教育・研究支援の充実を図ることを目的に FD・SD(Staff Development)活動を実施している。教員を対象とした講演会・研修会として、①教育活動能力向上にむけた内容、②研究能力向上にむけた内容の企画・運営、③大学運営・組織構築に関する内容を FD 委員会が企画し、運営している【資料 4-2-19 平成 30 年度 FD 研修会一覧】。平成 30(2018)年度は 6 回/年の研修会を行った。また、大学全体だけでなく、各学科で特殊性を活かした学科別 FD 研修会を実施することで、学科の教育の充実につながっている【資料 4-2-20 学科別 FD 報告書】。

また出張等の業務のため FD 研修会に参加できなかった教職員については、研修会の様子を収録した DVD を視聴することによって情報の共有ができるようにしている。

FD 研修会実施後には内容に関する意見・感想等をアンケートにより収集しており、次年度の研修会計画に反映させている。また、アンケート結果は教授会で報告し、研修で得た知識・情報の定着を図り、人材育成のための学内環境の醸成を図っている【資料 4-2-21 平成 30 年度 FD 委員会の目標・活動評価】【資料 4-2-22 FD 研修会アンケート結果】。

(c) 学外での研修

教員の資質・能力向上への取組みは、個人レベルでの研修活動にとどまらず、大学組織全体の質向上のために、各委員会が学外研修参加のための予算措置をはかり、教職員の参加を支援している。公的資金による研究会、研修会への参加後には、出張報告書の提出を義務づけており、またその際に得られた情報は、FD 委員会での共有とともに FD/SD 研修会や学部運営会議等の機会にフィードバックしている【資料 4-2-23 出張報告書（第 24 回 FD フォーラム）】。

また、臨床経験の少ない教員、教育経験の少ない教員に対しては、研究日出張制度を設け、各自の課題解決のための学外研修の機会を与えている。

(d) 授業相互参観

平成 28(2016)年度後期より教員が学生に対して実際に行っている授業を、教員がピアレビューする教員間の授業相互参観を行っている。平成 30(2018)年度登録された授業科目は、前期 66 科目、後期は 43 科目であった。授業相互参観は前期 40 科目、後期 39 科目が開講した。参観した教員の延べ人数は前期 39 人、後期は 35 人であった【資料 4-2-24 平成 30 年度 相互授業参観実績】。実施後のレビューでは、参観した教員からは「他の教員の授業に参加することで、新たな授業方法を学ぶ機会になった」という意見や、小テストや復習の工夫、アクティブ・ラーニング、インターネットを用いた事後学修など、大変参考になったという意見が多かった。ピアレビューは、多様な授業デザインを知り、自らの教育方法や内容への課題を明確にする機会となっている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員の構成及び人数については、大学設置基準等の関係法令を遵守しつつ、年次ごと

の要請に対応して適正な整備に努めていく。

教員の活動評価制度については、毎年教員の教育・研究実績の報告を求め、教育、研究、学内運営、社会貢献の項目において客観性を取り入れて評価する体制を整備しているが、更なる改善を図る計画である。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上への取組みとして、SD 研修会を実施するほか【資料 4-3-1 平成 30(2018)年度中に実施した SD 研修会一覧】、FD 委員会が行う FD 研修会にも事務局職員が参加している。SD 研修会においては、職員の意識改革の一環として、部門を超えたワークショップを実施し、検討結果については発表まで行うことにより、現状での問題点を洗い出し、今後に改善することとした。

また、業務の円滑な遂行と改善のためには事務職員の高い能力が必要となるため、資質向上と能力開発を図る目的で日本私立大学協会をはじめとする各団体の企画する研修会等に積極的に派遣している。

そのほかに、事務局においては、毎日業務時間開始時に各部署の役職者を対象とする朝礼を行い、学園内高等学校、短期大学を含む当日の行事、注意事項、今週の行事予定等を共有している。各部署の役職者は、朝礼終了後、各部署において同様のミーティングを実施することにより、部署内における情報共有を図っている。また業務終了時間前においても同様に終礼を行うことにより、当日の重要事項や翌日の行事などを確認し連携を図っている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、職員の資質向上について、中期計画の重点事項として取り組むこととしている。職員が教員と協働して大学運営を行うために、個々の業務を自己点検・評価し、積極的に改善していくことにより職員の資質向上を目指し、最終的にチームビルディングにより自己の業務の範囲を限定することなく、新たな企画提案ができる職員チームを構築できると考える。

また、業務改善として、今までに構築してきたシステムを見直し、無理や無駄を洗い出すことにより業務の簡素化・合理化を図り、また、マニュアル化することにより担当者以外でも業務を担える環境作りを進めていく。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

学内外での研究を円滑に行うために、研究環境の整備として教員全員に対して研究日を年間 38 日間（夏季・冬季休暇中は除く）付与している。この研究日は毎週 1 日に相当し、学内外における自らの研究、研修会や学会への参加、博士等の未取得者は学位取得等に関して自由に使うことができる【資料 4-4-1 自主計画研修要領の手引き】。

また、学内での研究を実施するための研究室を教授から助教まで全員（助手を除く）に付与している。さらに教員が実験・演習などを行うための個人及び共同研究室を看護学科、放射線技術科学科、検査科学科、医療工学科の 4 学科共に領域ごとに配置している。例えば検査科学科においては 3 号館内に分析系、遺伝子系、形態系研究室をそれぞれ設置して教員及び学部の学生が自由に実験を昼夜行っている。研究室の管理運営は教員同士の話し合いの中で問題なく共有できている。

さらに、研究機器の購入は毎年 5,000 万円程度の予算化を行い、前述した 4 学科で順番・交代に高額機器を購入している。研究機器の一部は学生の研究や演習にも使用することがある。

平成 30(2018)年 4 月より臨床研究専門部会が設立され、国立病院機構九州医療センターとの共同研究が可能となった【資料 4-4-2 臨床研究専門部会規程】。共同研究を希望する者は、共同研究計画書を部会長に提出して臨床研究専門部会の審査を受け、その後九州医療センターの特別研究員としての認定を受けることによって、九州医療センターでの研究協力者への協力依頼やサンプル提供を受けることができるようになっている。この制度を利用して、すでに 2 例の共同研究が進められている。

研究活動の活性化に結びつく外部資金の導入の努力については、文部科学省科学研究費補助金をはじめ、積極的に奨励し、その獲得に努力している。平成 30(2018)年度実績として、科学研究費補助金の採択件数 10 件（新規・継続含む、採択金額 348 万 4 千円）、奨学寄附金 1 件（50 万円）を獲得している。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

倫理委員会では、研究倫理に関する規則を整備するため、平成 29(2017)年 2 月に改正された「人を対象とする医学研究に関する倫理指針」の内容を把握し、改正内容を基準とした申請書類の見直し（研究計画書に沿った項目立て、チェック形式、計画書と説明同意文書の雛形の作成）を行い、修正した研究計画書と新旧対照表を全教員へ配信している。さらに、研究倫理審査申請の前提条件として、研修会参加を義務付け、今年度よ

り倫理研修修了証の発行を行っている。平成 30(2018)年度からは、大学院生の研究に関しても、研究倫理審査の対象とした【資料 4-4-3 純真学園大学 倫理委員会規程第 4 条】。

外部資金導入に関しては、庶務課より研究資金申請に関する情報を通達し、その都度申請者の募集を行っている。特に、文部科学省の科学研究費補助金の申請に関しては学内説明会を実施し、手続き等の周知を行っている。その結果、平成 30(2018)年度は 2 件が採択された。

さらに研究倫理審査申請の前提条件として、平成 30(2018)年度からは CITI-Japan の運営する e-learning の導入を計画し、世界基準の研究倫理に関する理解を高めることを目的に受講を進めることとしている。受講を修了した者には、学長名で修了書を発行する予定であり、受講対象者として大学の全教職員ならびに大学院生を対象としている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(a) 基盤的な額及び運用

本学では、基盤（経常）的研究資金（以下「個人研究費」とする。）と競争的研究資金で構成される二つの研究費のシステムによって研究費を実質的に運用している【資料 4-4-4 純真学園大学 研究費助成に関する規程】。個人研究費は教授、准教授、講師、助教については一律 30 万円、助手については 15 万円を配分している。

(b) 学内の競争的研究助成の制度化の状況とその運用

学内での競争的研究助成の制度として、優秀個人研究費 2 件（1 件につき最高 50 万円）及び共同研究費 1 件（最高 200 万円）の制度を設け、専任教員が毎年 7 月末までに二つの研究費獲得に向け特定の研究テーマで申請し、審査、採択を通じて配分される研究費（以下「学内研究費」という。）を運用している【資料 4-4-5 『純真の翼』第 6 号 p.13】。この学内研究費は研究費の効果的な配分を目的とし、申請のあった研究内容を学長、副学長が主体となり審査・採択している。

学内研究費は採択された翌年の 4 月から使用が可能で、研究が終了した次の年度 6 月に研究成果報告会を開催し、教員全員に対して報告・発表することとしている。平成 30(2018)年度は、学術講演会開催時に講演の一部として発表した【資料 4-4-6 学術講演会チラシ】。更に当該分野の学会発表や学術雑誌投稿等を通じて学内外へ公表することとしている。

またこれとは別に、半期ごとに行われる授業評価アンケートを基に、学生からの授業評価の高い上位教員 3 人に対し、各 30 万円の教育研究費の配分を行っている。この実施にあたり、平成 24(2012)年度より「教育助成に関する規程」【資料 4-4-7】を施行している。

競争的研究資金は申請や審査を通じて支給されるため、申請による研究費の配分は研究領域の異なりを反映することができ、公正な審査を経ることで相対的に多額の研究費を得る分野が生ずることに合理性を与えている。

(c) 研究活動に関する報告書の提出

毎年、教員全員に1年間を通じた研究活動記録（成果のまとめ）を提出させて、研究活動へ意識づけするとともに昇任、昇給の対象資料として使用している【資料 4-4-8 研究実績報告書（書式）】。

（3）4-4 の改善・向上方策（将来計画）

研究活動においては、学内研究助成の充実と研究環境の整備を図り、研究活動のさらなる活発化を図ることによって教員全員が科学研究費等の外部資金の獲得に繋げていく。

【基準 4 の自己評価】

大学の教学マネジメントにおける大学の意思決定に係る学長のリーダーシップの発揮、学長への補佐体制（副学長と学部長の2人態勢）は構築しており、その組織運用・機能の円滑化は順調である。また、職員及び教員配置（採用、昇任を含む）、研修（FD、SDを含む）、研究環境の整備、研究資源への支援、研究倫理（研究倫理教育の受講率100%及び理解度80%以上の達成）への対応などについても、この基準における使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を規程に基づき適切に毎年実施している。さらに評価結果は本学ホームページで公開し、事業計画に反映させることでPDCAの仕組みを大学運営の改善・向上に繋げている。

科学研究費補助金の獲得は、平成30(2018)年度は新規で2件であった。今後、科研費採択向上に向けた取組みを行う予定である。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

「学校法人純真学園 寄附行為」第 3 条【資料 5-1-1】において、法人の目的を「この法人は、教育基本法および学校教育法に従って学校教育を行い、人間およびその社会をより良い方向に変革しうる人材の育成を目的とする。」として明確に定めている。本学園の経営は教育基本法及び学校教育法を遵守し、同法の趣旨に従って堅実に運営されている。また、本学の建学の精神である「気品・知性・奉仕」を尊重することにより、私立大学としての自主性を確立するとともに、教育機関に求められる公共性を高めるための組織体制や諸規程を構築して、高等教育機関として社会の要請に応え得る経営を行っている。

また、経営の規律及び誠実性を担保するため、「学校法人純真学園 就業規則」第 32 条、第 39 条【資料 5-1-2】において職員の服務心得及び禁止・制限事項を定めているほか、公益通報や競争的資金の取扱いに関する規程等を整備し、関係法令とともに遵守している【資料 5-1-3 学校法人純真学園 公益通報規程】【資料 5-1-4 純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程】。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学校法人純真学園寄附行為に規定された最高意思決定機関として「理事会」を設置し、またその諮問機関として「評議員会」を設置している。理事会のもとに管理運営に必要な機関として法人事務局の中に総務課、財務課を置いて、目的達成のための運営体制を整えている。

これらの管理組織は教育組織及び大学事務局と連携して本学園の将来へ向けた中長期計画を策定するとともに、中長期計画に基づく具体的な単年度ごとの事業計画を策定している。これらの計画を基にして将来に向けた目的実現への努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している。

管理運営体制は図 5-1 で示すとおりである。

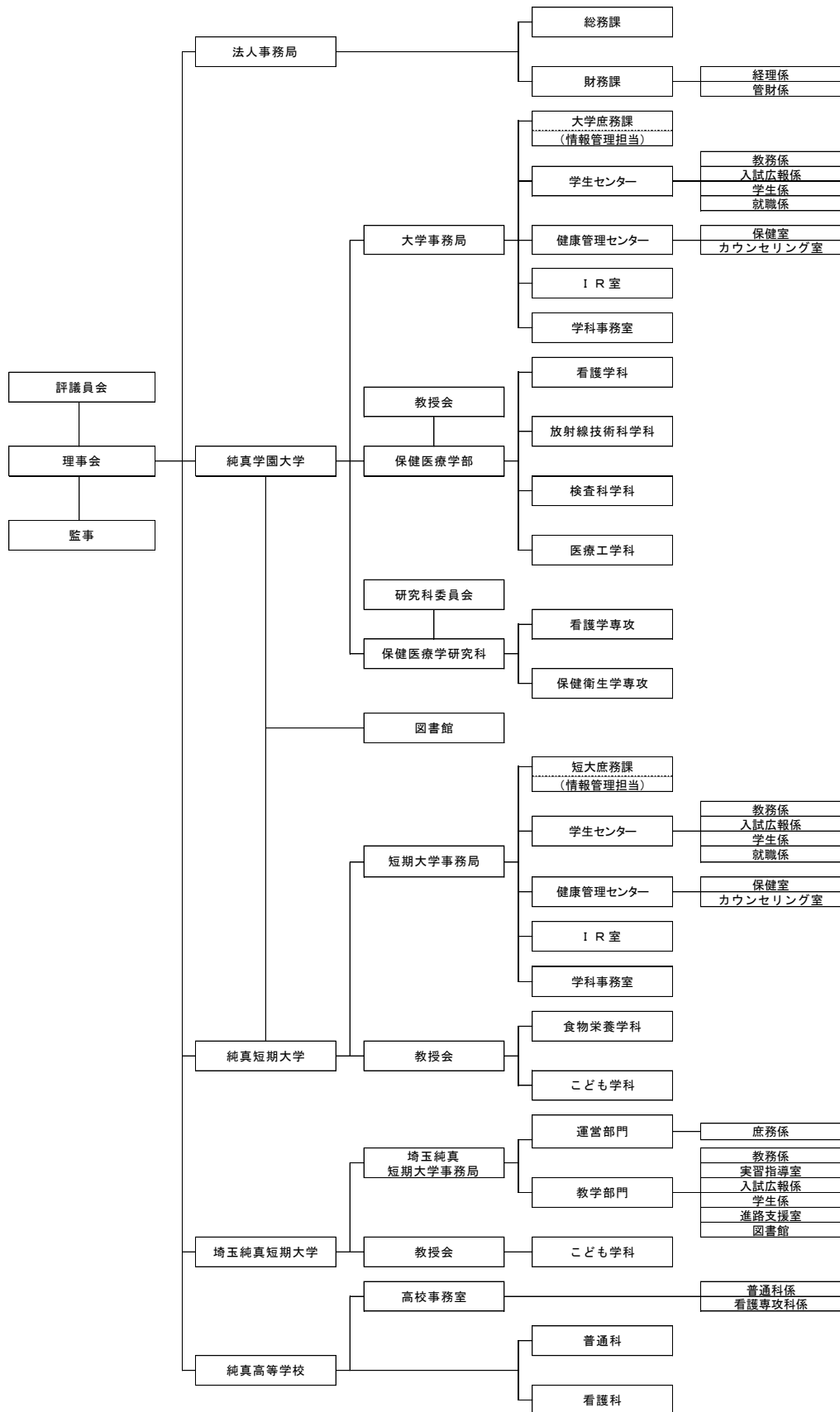


図 5-1 学校法人純真学園 組織図

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(a) 環境保全への配慮

キャンパス環境の整備については、キャンパス内各所に花や植物を植えるなど美化に努めている。環境整備にあたっては近隣のシルバー人材センターと契約しており、校内の定期的な清掃は高い頻度で実施され、敷地内の樹木の手入れや除草作業も定期的に行われている。また、学生の自主的な活動として、ガーデニングサークルによる花の栽培等も行われている。

省エネルギー対策としては、学園全体の取組みとしてクールビズ（夏季）を導入し、節電協力の掲示等を各所に貼付して省エネ意識を喚起している。また、大学開学前の平成 21(2009)年度より法人として電力使用量を監視するためのシステム「ECO ネットシステム」を導入しており、特に電力使用量の大きい純真学園本館と 1 号館を 24 時間体制で監視している。電力使用量が設定値を超えた場合は警報が鳴るため、過剰な電力の使用を抑制するとともに、日ごろから教職員の節電への意識醸成につながっている。

純真学園本館及び 3 号館については、新築当初より雨水を利用した中水（再生水）システムを導入し、トイレの排水に利用している。

本学の教育研究活動によって生じる廃棄物（生活系廃棄物、実験系廃棄物、医療系廃棄物）の処理については、「純真学園大学 排水水および廃棄物管理規程」【資料 5-1-5】及び関連法令に基づき適切に処理している。

教職員、学生とも、保健医療系大学にふさわしい清潔さの維持を心がけ、西鉄大橋駅の清掃ボランティアや周辺環境も含めた清潔なキャンパス維持を心掛けている。学内の建物内に関する清掃については専門業者に外部委託している。

(b) 人権についての配慮

基本的人権の尊重に則り、以下の配慮を行っている。

各種ハラスメントについては「学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程」【資料 5-1-6】に定め、ハラスメント防止並びにハラスメントが発生した場合の迅速な対応を行うこととしている。また、学生に対してハラスメント防止の周知を図るために、後援会とともに全学年に対し 4 月のオリエンテーションで学生生活に関する小冊子「学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい」（以下、「スタートブック」とする。）【資料 5-1-7】を配布して啓発を行うとともに、学生相談窓口や学生相談室の案内【資料 5-1-8 学生相談室のご案内】を行い、防止に努めている。

個人情報の取扱いについては、「学校法人純真学園 個人情報保護規則」【資料 5-1-9】を定め、情報管理担当部署により、個人情報の適正な保護、管理、教育訓練、安全対策等の措置を行っている。また、学生に対して「スタートブック」の中にネットリテラシー・防犯編を入れ、学生に起きやすい事例を提示し、各学年担任及び SG 担任を通じて指導を行っている。更に、学外実習に伴う個人情報の取扱いについては、各学科の実習要綱等で周知・指導を行っている【資料 5-1-10 臨地実習要綱（平成 29 年度 新カリキュラム、看護学科）pp.9-11、p.27】【資料 5-1-11 臨床実習事前教育 医療分野における個人情報保護について】【資料 5-1-12 検査科学科の教育課程を修める上で知りえた個人情報の守秘義務について（説明書）】【資料 5-1-13 臨床実習指導書（医療工学科）

p.4】。

(c) 安全への配慮

本学は診療放射線技師の養成を行う放射線技術科学科を設置しているため、関係法令に基づきエックス線装置並びに放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、教職員、学生及び大学周辺の環境や住民を含む公衆の安全を確保することを目的とした「純真学園大学 放射線障害予防規程」【資料 5-1-14】を制定するとともに、放射線管理責任者を置いて放射線障害の防止に努めている。また、放射線安全管理業務及び放射線障害防止に関する事項を取り扱う委員会として、放射線安全管理委員会を設置している【資料 5-1-15 純真学園大学 放射線安全管理委員会規程】。

また、本学における遺伝子組換え実験に関する安全対策として「純真学園大学 遺伝子組換え実験安全管理規程」【資料 5-1-16】を制定するとともに、安全主任者の任命や「純真学園大学 遺伝子組換え実験安全委員会」を設置して、環境保全や安全への配慮を行うとともに緊急時の対応も定めている。

学内外に対する危機管理体制の整備については、平成 25(2013)年度に「純真学園大学 危機管理対策委員会規程」【資料 5-1-17】を制定し、火災、地震等の災害時の危機管理体制を整備している。また定期的な防災訓練を実施して、教職員及び学生等の安全確保を図っている。このほか、教職員で構成する自衛消防組織によって日常の火災予防や災害時の対応にあたることとしており、夜間の警備については外部の警備会社に委託している。

地震への対応については、毎年新入生に「大地震対応マニュアル」を配布している【資料 5-1-18 大地震対応マニュアル（学生配布用）】。また、平成 26(2014)年度に 1 号館の耐震補強工事を実施し、建物の安全性を高めている。

また、ここ近年の震災を踏まえて、緊急連絡／安否確認システム「エマージェンシーコール」の運用を行っており、平成 30(2018)年 9 月に実施した避難訓練に際しては、同システムを用いて教職員及び学生の安否確認訓練を実施した。加えて、地震発生時の対応に関するフローチャートの整備も行っている【資料 5-1-19 地震対応のフローチャート】。

このほか、自動体外式除細動器（AED: Automated External Defibrillator）を表 5-1 のとおり、キャンパス内に現在 20 台（うち大学の専用・共用施設内に 13 台）、学生と教職員の動線を考慮して配置している。また万一の場合を想定して、教職員向けの心肺蘇生法や AED の使用方法の講習会を実施している【資料 5-1-21 平成 30 年度 教職員向け AED 講習会 報告書】。

社会情勢の変化によって危機管理のあり方も変化していることから、さまざまな状況に迅速に対応できるように安全管理に対する施策を検討・実行し、学生が安心して教育を受けられる環境保全の確保に努めている。

表 5-1 AED 設置場所（大学専用・共用施設）

平成 30 年 5 月 1 日現在

建物	設置場所	建物	設置場所
1 号館	講義棟 3 階体育館入口	2 号館	1 階エントランス
	講義棟 4 階エントランス		3 階エレベーターホール
	講義棟 5 階健康管理センター	3 号館	4 階エレベーターホール
	講義棟 6 階エレベーターホール	短大棟	2 階純真レストラン
	講義棟 8 階エレベーターホール	純真学園 本館	1 階受付
	研究棟 4 階給湯室前		3 階エレベーターホール
			5 階エレベーターホール

（3）5-1 の改善・向上方策（将来計画）

現在の管理運営体制を今後も維持しながらも、時代の要求、変化に合わせて適宜規程等の見直し・整備を行い、内部統制の確立に努めコンプライアンス遵守の組織風土を醸成する。また、平成27(2015)年度に作成した純真学園大学5ヶ年計画（中長期計画）に沿って、年度ごとに目標を明確にし、大学運営のさらなる向上を目指していく。

平成 26(2014)年度に大学の学年進行が終了したことから、今後の大学規模の拡大、既存建物の改修・改築等と学生への教育環境の改善、事務組織の一元化・簡素合理化等、今後予想される改善方策と将来を見通した健全な財務管理等バランスを保つことのできる将来計画の策定に取り組んでいる。

また、平成 26(2014)年度末に廃止した学部長職を平成 30(2018)年度より再度復活させており、内部統制、ガバナンスをさらに強化する予定である。

「平成 28 年熊本地震」の発生を踏まえ、危機管理対策委員会を中心に震発生時の対応に関するフローチャートの整備を進めるとともに、そのフローチャートの実効性を高めるため、避難訓練に加えて学生及び教職員への安否確認訓練を実施するなど、今後も大規模災害時の状況把握とその後の対応を迅速に行うための体制整備に努めていく。

現在の管理運営体制を原則として、今後も維持するとともに、IR 室等の充実等によって本学に関連する諸問題や社会情勢の変化に迅速に対応できるよう、今後とも積極的に取り組み、本学の目的を達成していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

（2）5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人の最高意思決定機関である理事会を必要に応じて開催しており、適切に運営

されている。理事会は、寄附行為第15条第2項において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」ために設置することが規定されている【資料5-2-1 学校法人純真学園寄附行為】。

理事の定数は寄附行為第5条において5人以上8人以内と規定されている。理事のうち1人を理事長として、理事総数の過半数の議決により選任する。理事の選任は、寄附行為第6条において、①この法人の設置する学校の学校長1人以上2人以内（1号理事）、②評議員のうち評議員会において選任した者2人以上3人以内（2号理事）、③学識経験者のうちから理事会において選任した者2人以上3人以内（3号理事）としている。令和元(2019)年5月現在は、1号理事1人、2号理事2人、3号理事3人の計6人である。

理事会開催にあたり寄附行為第20条において、理事長は

- ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ② 事業計画
- ③ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ④ 寄附行為の変更
- ⑤ 合併
- ⑥ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑦ 収益事業に関する重要事項
- ⑧ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑨ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

の各号に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聞くこととされ、寄附行為第33条の規定により毎会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け、理事会での議決を得た事業実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

また、理事会は寄附行為第15条第9項により、理事総数の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないとされているところ、平成30(2018)年度中に11回開催された理事会への理事の出席状況は実出席率平均96.9%と極めて高く【資料5-2-2 平成30年度理事会の開催状況】、また、寄附行為第15条第10項に基づき、欠席者からは「回答書・委任状」を徴した上で、議題各項目に対する意思確認を確実にやっている。

以上のように、寄附行為は適切に整備されており、理事会を必要に応じて開催し、安定した業務執行がなされている。

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

理事会は寄附行為に基づき適切に運営されており、理事の出席数も良好である。また本年度、外部からの意見を積極的に取り込むため、公認会計士及び社会福祉法人理事長の2人を学外理事として選任した。これらの学外理事から助言・提言を得ることで、主に財務面、短期大学の運営面への効果が期待できる。

今後も大学を取り巻くめまぐるしい環境の変化に迅速に対応し得る体制を堅持し、更なる発展を目指して継続的な検証と見直しを図っていく。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長は寄附行為に基づいて本学園の業務を総理し、本学園の管理運営において適切なリーダーシップを発揮している。また、理事長が本学の学長を兼務していることにより、法人と大学の意思疎通を円滑なものとしている。

学長については、平成 27(2015)年 4 月に改正施行された学校教育法その他関連法令の趣旨に基づき、別項で述べたとおり、学長を頂点とする組織体制の整備によってリーダーシップを発揮する環境を整えている。

教授会は教育研究に係る重要事項の審議を行っており、学内の全教授が構成員となっている【資料 5-3-1 教授会規程第 2 条】。

学部運営組織体については、副学長、各学科長及び事務局長により組織された学部運営会議Ⅰと、副学長、各委員会の委員長及び事務局長により組織された学部運営会議Ⅱを設置しており、各部門間の連絡調整を円滑に行う体制が整備されている【資料 5-3-2 学部運営会議規程】。

また、平成30(2018)年度、純真学園大学大学院が開学したことにより、学長、副学長兼研究科長、委員会構成員、事務局長により組織された研究科委員会【資料 5-3-3 研究科委員会規程】及び副学長兼研究科長、研究科長補佐、教務・学生・入試・広報・就職の各部長、事務局長により組織された研究科運営委員会【資料 5-3-4 研究科運営会議規程】が設置され、学部同様に研究科運営が円滑に実施できるよう体制が整備された。

ボトムアップについては、教授会や学部運営会議、各種委員会、学科会議、研究科委員会、研究科運営会議等を通じて、教員の意見を汲み上げる仕組みが構築されている。また、事務局職員の意見の汲み上げについては、教授会や学部運営会議、各種委員会等に事務局長又は各委員会業務を所管する係の担当者が正規メンバー、あるいは事務担当者として出席することにより担保されている。

本学は在籍学生数が 1,000 人程の大学であることから、教員組織と事務局組織とが近い距離にあり、教職員が互いに情報共有できる環境にあるといえる。このため、教職員間のコミュニケーションも比較的容易であり、このことは本学の教学部門と管理運営部門の連携強化にもつながっている。

更に、法人及び各部門間は平成27(2015)年から、法人事務局と福岡地区の各設置校（本学、純真短期大学、純真高等学校）の間で定期的に連絡会議を開催し、法人と各学校間との情報の交換・共有化を図っている。

月例で開催される連絡会議には、法人本部長及び法人本部次長、大学・短大各事務局長、高校事務長で組織されており、各設置校の現況並びに問題点等を早期に把握、解決

する体制をとっている。

各設置校における職員からの意見、提案等についても、同連絡会議にて協議され、必要に応じて評議員会、理事会への上程事項として取扱い、事務部の問題点をいち早く解決している。

監事は、寄附行為第5条第1項第2号において定数を「2～3人」、さらに寄附行為第7条において「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」と規定されており、現員は3人である【資料5-3-5 理事・評議員・監事一覧リスト】。監事は寄附行為第14条に基づき、本学園の業務、財産状況について適宜監査を行っており、理事会及び評議員会に出席して、議案内容、審議状況等を確認するとともに必要な意見を述べている。監事の平成30(2018)年度理事会（11回開催）への出席状況は実出席率平均75.8%、評議員会（7回開催）への出席状況は実出席率平均74.1%の状況である【資料5-3-6 平成30年度評議員会の開催状況】。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

本学では学校法人の代表である理事長が大学学長を兼務し、経営管理部門と教学部門の調整を図っている。経営管理部門の運営には、法人事務局に法人本部長を配し、理事長の支援体制をとっている。また大学には、教学部門に副学長を置き、管理部門に事務局長を配して、学長による管理運営を補佐している。副学長及び事務局長は学園の評議員であり、大学運営について評議員会の席上で意見を述べる機会を有しており、法人の経営管理部門とのコミュニケーションが取れている。

監事については、前述のとおり3人が選任されている。また、寄附行為第14条並びに学校法人純真学園監事監査規程第2条及び第3条【資料5-3-7】に基づき法人業務、財産状況等について監査を実施しており、監査結果を当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に報告している。

評議員の選任区分は、寄附行為第22条において「この法人の職員のうちから5人～9人」（1号評議員）、「この法人の設置する学校の卒業生で年齢25才以上の者のうちから1人」（2号評議員）、「この法人に関係のある学識経験者から5人～7人」（3号評議員）と規定されている。令和元(2019)年5月1日現在では、1号評議員9人、2号評議員1人、3号評議員5人の計15人である。

寄附行為第20条において、予算、事業計画等の重要事項は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないと規定されている。また、決算、事業報告については、理事会承認後、評議員会に報告し、意見を求めている。

寄附行為第18条第8項において、評議員会は評議員総数の過半数の評議員が出席しなければならないと規定されている。評議員会は平成30(2018)年度に9回開催されたが、出席状況は良好で、実出席率平均は95.6%であった。

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化について、本学が中期計画に沿った運営を確実に行ない、それを検証し、PDCAを行なうことで発展向上に帰すると考え

ている。学園の各設置校においても中期計画を確実な履行とその状況を検証し、PDCAを進めていくことで、発展向上に向けて取り込んで行く。

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性については、現在のところ、大きな問題点はないものの、今後も監事及び評議員の選任にあたっては、規程に則り適正に行うことはもちろんのこと、その運営にあたっても、出席率等細部にわたってこだわりを持った上で適切に実施していく。

法人及び大学の管理運営は、評議員に大学等の教職員が選任されており、評議員会においても活発に意見交換がされており、大学教学部門及び管理部門からの提案など汲み上げる仕組みがある。監事は、業務面に係る理事会・評議員会に出席し、業務監査が行われている。財務面についても監事監査が行われ、理事長と監査法人を交えて財産の状況について意見交換がされている。

それぞれの特性を活かしながら機能させていくことと、必要に応じて適切に連携を取り、透明性の高い経営を進めていく。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

中長期的な財政については、完成年度以降も収支の均衡を前提とした中長期計画を作成しており、基本金組入前当年度収支差額がプラスとなるよう、収容定員の充足や教育研究の充実を図っていく【資料 5-4-1 消費収支計算書（事業活動収支計算書）（平成 23 年度～30 年度）】。

学生数は、完成年度以降も順調に推移し、大学の基本金組入前当年度収支差額はプラス（平成 30 年度：約 2 億 8,500 万円の黒字）を維持している。

表 5-2 学生数及び基本金組入前当年度収支差額の推移（最近 5 ヶ年、大学のみ）

	学生数 (5 月 1 日現在) (単位：人)	基本金組入前当年度収 支差額（実績） (単位：千円)	備考
平成 26 年度	1,043	518,812	完成年度
平成 27 年度	1,094	589,744	
平成 28 年度	1,123	134,470	
平成 29 年度	1,111	287,085	

平成 30 年度	1,123	285,288	
----------	-------	---------	--

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の平成 30(2018)年度の基本金組入前当年度収支差額は表 5-3 に示すとおり、約 2 億 2,100 万円のプラスである。この要因としては、前年度発生していた純真高等学校における武道館解体による建物処分差額（約 2 億 2,600 万円）の影響を受けなくなったことで支出が抑制されたことにある。

学園全体の財務比率は、人件費比率 55.1%（前年度：53.9%）、教育研究経費比率 29.6%（前年度：31.1%）、事業活動収支差額比率 6.5%（前年度：△1.8%）であり、前年度マイナスイナス計上であった収支差額比率も大幅に改善した。また積立率は、37.5%（前年度：36.5%）を確保している【資料 5-4-2 事業活動収支計算書関係比率(法人全体のもの)】。

これらの結果、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、法人全体では A3（正常状態）となっている。

表 5-3 学園全体の収支状況（最近 5 カ年）

	実績（単位：千円）			
	事業活動収入※1	事業活動支出※2	基本金組入前当年度収支差額※3	
				前年度からの増減
平成 26 年度	3,955,919	3,576,071	379,848	383,845
平成 27 年度	3,963,375	4,230,866	△267,491	△647,339
平成 28 年度	3,518,629	3,489,276	29,353	296,844
平成 29 年度	3,363,865	3,424,063	△60,198	△89,551
平成 30 年度	3,414,468	3,193,045	221,422	281,620

※ 1 平成 26(2014)年度以前は「帰属収入」。

※ 2 平成 26(2014)年度以前は「消費支出」。

※ 3 平成 26(2014)年度以前は「帰属収支差額」。

研究活動の活性化に結びつく外部資金の導入の努力については、文部科学省科学研究費補助金をはじめ、積極的に奨励し、その獲得に努力している。平成 26(2014)年度以降における文部科学省科学研究費補助金の採択件数は以下のとおりとなっている。

表 5-4 科学研究費補助金の獲得状況（最近 5 カ年）

	採択件数（件）			採択金額（千円）		
	新規	継続	合計	直接経費	間接経費	合計
平成 26 年度	3	11	14	6,760	2,028	8,788
平成 27 年度	6	7	13	5,790	1,737	7,527
平成 28 年度	7	5*	12	5,020	1,506	6,526
平成 29 年度	1	11*	12	3,720	1,116	4,836
平成 30 年度	2	8*	10	2,680	804	3,484

＊前任校からの継続を含む

そのほかの外部資金については、平成 30(2018)年度実績として、奨学寄附金 1 件（50 万円）を獲得している。

資産運用については、「学校法人純真学園 資金運用に関する取扱基準」【資料 5-4-3】を順守し、適切な運用が行われている。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

安定した財務基盤の確立を図るため、入学生確保による定常的な学生生徒納付金収入を得ることと、学生生徒納付金収入以外（私立大学等経常費補助金《特に私立大学等改革総合支援事業等の補助金》、寄付金）の収入を獲得することで事業活動収入の増加を目指す。

また、今後も中期計画を確実に履行することで、金融資産の積み上げに尽力していく。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理にあたっては、「学校法人純真学園 経理規程」【資料 5-5-1】、「学校法人純真学園 経理規程施行細則」【資料 5-5-2】、「学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程」【資料 5-5-3】に則って、学校法人会計基準に基づき適正に会計処理を行っている。

予算執行にあたっては、部門ごとに詳細に予算承認番号を付し、執行伝票（支払伺）の内容を大学庶務課において証憑に基づき点検し、更に事務局長が予算承認番号を確認し、業務計画に基づいた適切な支出であることを確認した上で、決裁を行っている。その後、支払伺は法人事務局に回付され、財務課経理係で予算承認番号、積算基礎、支出内容の適否、証憑との金額を点検後、財務課長が確認する仕組みで二重チェックを行っている。

執行された予算結果は、毎月初めに予算執行状況表（目的別予実対比一覧表）として財務課経理係から事務局長へ通知し、適切に管理を行っている。

毎月の執行状況は、財務課経理係より別途予算実績対比表を法人本部長・理事長の決裁を受け事務局長へ通知している。事務局長はその予実表に基づき、予算と著しくかい離している勘定科目について、再精査し、補正予算を財務課経理係へ通知している。経理係はその補正された数値を学園全体の計算書類（案）として取りまとめ、補正予算書として編成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園は法令に基づき、監事による業務・財務監査、監査法人による会計監査が行われている。監事監査は、理事会及び評議員会に出席するとともに、設置校に出向き学校長（理事）と面談し、業務監査を行っている。また財務状況の監査は、毎年度決算時に財務課長から説明を受け監査を行っている。監査法人の監査は、理事長との面談、内部統制の状況と会計処理について行われ、その結果を「監査概要書」【資料 5-5-4】にまとめ、監事に報告するとともに意見交換がされている。

（3）5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び学内の関連諸規程に基づき、適切に行われている。今後も引き続き会計処理を適切に実施するとともに、監査法人による外部監査、監事による監査等を通じて、本学の業務の適正かつ効率的な運営を図っていく。

〔基準 5 の自己評価〕

理事会、評議員会は寄附行為に基づいて適切に開催しており、経営と教学が一体化して運営している。監事の監査も業務監査、財務監査及び教学監査が行われており、適切に機能している。

財政も収容定員の充足率が高いこと及び遊休資産などの活用、売却などにより、資金の積み上げを行ない、退職給与引当特定資産も適切に計上している。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」において、法人全体では A3（正常状態）となっている。しかし、積立率については全国平均を下回っているため、資金の蓄積に向けて安定した財務経営を目指していく。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では開学年度の平成 23(2011)年度より、学内に自己点検・評価委員会を設置し、これを内部質保証のための委員会組織として位置づけている。同委員会の構成員は「自己点検・評価委員会規程」【資料 6-1-1】に定めており、学長を委員長とし、副学長、学科長、教務部長、学生部長、入試部長、広報部長、就職部長、図書館長、事務局長、その他教授会に設置された各種委員会の委員長、及び本学の教職員のうちから学長が指名した者により構成され、令和元(2019)年度は 23 人である。なお、平成 27(2015)年 4 月からは自己点検・評価委員会構成員の 1 人を LO（自己評価担当者）に任命している。また、オブザーバーとして IR 室職員も委員会に出席している。

各委員の配置は、学内の状況を点検評価の場に引き出す機能を意図して構成されており、委員は現状の把握、点検・評価の実施、改善策案の提示等を、学内のそれぞれ関係する部署と共同して取りまとめるとともに、報告書を作成する。なお、自己点検・評価書の作成に必要な各種資料については、各基準項目に関係する業務を担当する係が執筆担当者と連携しながら作成・準備し、事務局長及び IR 室が集約を行っている。また、基準項目ごとに作成された報告書をもとに、自己点検評価の責任者である委員長（学長）が評価の確認・確定、改善等の確認を行っている。このため、委員長は大学の目標の設定や改善策を実施・活動する権能を有する責任者として位置づけられている。

このように自己点検・評価書の作成にあたっては、自己点検・評価委員会を中心に各委員会及び法人・大学の各事務局が連携しながら実施する責任体制が構築されている。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

これまでの自己点検評価活動に加え、平成 30(2018)年度から第 3 期の認証評価システムへ改正された点を踏まえ、今後更なる向上を目指すために継続すべき事項、改善・修正すべき事項等を検討し、全学的な PDCA サイクルを構築していく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、学則第2条【資料6-2-1 大学学則】において、「教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育および研究、組織および運営並びに施設および設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と明記しており、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うことを定めている。

この規定に基づき、自己点検・評価委員会は、平成 23(2011)年の開学以来、年度ごとに自己点検・評価報告書を取りまとめている。自己点検・評価活動にあたり、具体的な基準として公益財団法人日本高等教育評価機構(JIHEE)が定める 6 基準(①使命・目的、②学生、③教育課程、④教員・職員、⑤経営・管理と財務、⑥内部質保証)並びに大学独自基準(「地域貢献」及び「自校教育」)を採用している。この基準に基づき、学部、学科、研究科、委員会、事務部門等、学内の各組織における各年度の活動内容の取りまとめを行うとともに、その根拠となる資料を整備していることから、自己点検・評価活動は本学の全学的な取組みとして位置付けられており、またその成果は各部局の戦略の策定や展開に活かされている。

自己点検・評価活動において取り纏められ、また活用されているエビデンスのうち、各種データについては、次項で述べるIR活動に基づくデータをはじめとする本学独自の調査を通じて適正に得られたデータ、及び「学校基本調査」(文部科学省)や「学校法人基礎調査」(日本私立学校振興・共済事業団)等の公的調査、さらにはマスコミ各社が行う大学アンケート等の公共性の高い諸調査に対する回答データ等が用いられている。

また本学では、開学時から各種委員会、学部運営会議、教授会等の会議体の議事録、関係書類等の保存や学内での共有について整備を進めており、学内のコミュニティサイトに順次開示することによって全教職員への周知を図っている【資料6-2-2 純真学園情報共有サイト】。

作成した自己点検評価書は、学内の全教職員に配布して情報共有を図るとともに、本学ホームページ上に掲載することによって、広く学外へも情報公開している【資料 6-2-3 本学ホームページ>情報公開>14.純真学園大学自己点検評価書】。また財務指標等についても同様に本学ホームページで公開している【資料 6-2-4 本学ホームページ>情報公開>11.財務情報】。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では平成 27(2015)年 4 月に学長の指示のもと、本学の教育、研究、学生支援、経営等に関するデータ及び情報を管理・分析し、本学の内部質保証、計画立案、政策形成及び意思決定を支援することを目的とした「IR 室」を設置している。

IR 室の業務内容は「純真学園大学 IR 室規程」【資料 6-2-5】に定められているが、その中には情報公開や認証評価への対応、入学者や休学者・中退者に関する調査等も含まれていることから、日頃より大学の教育活動に関する幅広いデータの収集を行っている。

IR 室職員は本学が運用している教務システムの閲覧権限を有しており、各種成績デー

タや学籍異動に関するデータを直接参照できるほか、入試、学生支援、進路に関する各種データについても、関係部署からのデータ提供を受けることにより参照が可能である。

また、IR 室では Web アンケートシステム「E2Servey」を導入しており、学生の学修成果や満足度等に関する各種アンケートの実施に利用しているほか、FD 委員会が実施する「授業評価アンケート」についても同システムを利用している。

「E2Servey」を用いて実施した各種アンケートについては、システム上で集計の上、簡易分析まで表示されるが、より詳細な分析については IR 室職員が作業を行い、関係部署へのフィードバックを図っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価活動の要となるエビデンスの収集にあたっては、今後も日本高等教育評価機構の基準に準拠することで、必要となる情報の収集に万全を期すとともに、各種会議体や委員会等の議事録をはじめとするその他のエビデンスについても確実に収集・蓄積することを通じて、エビデンスの質・量とも一層高めていく。

また、自己点検評価の客観性や妥当性を担保し、大学のより良い改善につなげていくためにも、作成した自己点検評価書の内容について学内での共有を徹底するとともに、広く学外への情報提供も行っていく。

IR 室では、独自に収集している各種アンケートデータに加え、必要に応じて学内の各部署で扱っている教育、研究、学生支援、経営等に関するデータの提供を受けることにより、学内外の様々な要望に合わせたデータの集計・分析を行っているが、これらの業務の効率化を図るために、学内に散在している各種データを一覧として整理していく。また、これらデータの有機的な統合を行うため、既存システムのより効果的な活用方法や、新規の分析ツールの導入の検討を含めて検討を進めていく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

法人全体としては、毎年度『事業計画』【資料 6-3-1】及び『事業報告書』【資料 6-3-2】を作成し、自己点検評価を行っている。

本学の建学の精神に基づく教育目的・社会的使命を達成するために、また、3 のポリシーを起点とした教育の改善・向上を目的として、自己点検・評価活動を毎年実施し、次年度の活動に活かす PDCA サイクルを構築している。

また本学では、将来計画協議会にて 5 年毎に中期計画を策定し、毎年、計画の進捗状況と見直しを行っている。中期計画に則って各学科及び各委員会が年度の方針・目標と

してそれぞれ「3つの目標」を設定し、年度末に目標の達成度の提示及び総括を行っている【資料 6-3-3 平成 30 年度 各学科・各委員会目標（達成度）】。「3つの目標」は、本学の建学の精神や使命、教育研究上の目的を達成するための各学科、各委員会における具体的な行動計画を示すものであり、これにより、各学科・各委員会の目標や達成度を可視化するとともに、活動内容を自己点検・評価し、次年度の活動につなげるという PDCA サイクルを構築している。

（3）6-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検評価はそれ自体が目的でなく、点検・評価の結果を如何に改善に繋げていくかが重要であり、特に教育の質保証については、アセスメント・ポリシーを定め、ディプロマ、カリキュラム、アドミSSIONの各ポリシーが常に PDCA サイクルに組み込まれ、適切に機能しているかを評価し改善を図っていく。

【基準 6 の自己評価】

本学では開学年度の平成 23(2011)年度より、学内に自己点検・評価委員会を設置し、これを内部質保証のための委員会組織として位置づけている。並行して「中期計画」に応じて、学内の各組織が年次毎に現状確認と自己評価を行い、学部運営会議、理事会に報告することで確認されている。この二つの評価体制により、内部質保証のための組織の整備、責任体制が確立されている。

本学は大学の使命・目的に則して、自主的かつ適切に毎年度自己点検・評価を行っており、それらは情報・データを収集・分析し、エビデンスに基づいたものとなっている。作成した自己点検評価書は、学内の全教職員に配布して情報共有を図るとともに、本学ホームページ上で公開している。また、財務指標等についても同様に本学ホームページで公開している。

平成 27(2015)年度に設置した IR 室においては、本学の内部質保証、計画立案等を支援する体制を構築し、運用している。

こうした取組みの結果、本学は、日本高等教育評価機構による平成28(2016)年度の認証評価において、条件なしの「認定」となり、各基準項目で多くの点に高い評価を得た。特に、共通教育科目に6科目編成の「純真学」科目群を新設し、合同授業として特色ある全学的な教育の取組みをしていることを高く評価された。

今後も引き続き、自己点検・評価の結果と中期計画における実践・評価・フィードバックの PDCA サイクルを連動させた取組みを更に推進し改善に役立てていく。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1 地域への貢献

A-1-① 活動方針と組織

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 活動方針と組織

本学における地域貢献活動は、次の二つに大別できる。まずは、学園訓の一つである「奉仕」の具体的活動を行う地域の「ボランティア活動及びその支援活動」である。そして保健医療系大学としてその専門性を地域に還元すべく「健康保健関連分野での地域連携に関する活動」を行っている。

本学の地域貢献については、広報委員会が担当している。平成 30(2018)年度の広報委員会は広報部長を委員長とし、各学科の学科長、入試委員長、学外実習対策委員長、進路対策委員長が委員として加わっている。また事務局からは事務局長・事務局次長、入試広報係及び庶務課（情報管理担当）の事務職員が出席している【資料 A-1-1 広報委員会規程】。

なお、平成 24(2012)年度までは地域貢献活動を扱う委員会等が明確に定められていなかったが、平成 25(2013)年 4 月 1 日付で広報委員会規程を改正したことに伴い、広報委員会の審議事項に公開講座や地域活動に関する事項が追加され、担当が明確化した。また、本学が毎年夏に開催している「サイエンスキャンプ」については、平成 24(2012)年度の初回開催時より企画・立案・運営に関する組織として「サイエンスキャンプ委員会」を立ち上げていたが、委員会規程が未整備だったことから、新たに「サイエンスキャンプ委員会規程」を制定し、平成 28(2016)年 4 月から施行している【資料 A-1-2 サイエンスキャンプ委員会規程】。

A-1-② 地域貢献に関する具体的取組み

A-1-②(i) 大学独自の活動による地域貢献への取組み

(a) ボランティア活動に関する取組み

学生が組織する学友会や各サークルが主にその役割を担っている。地域の技師会、看護協会等が主催する学会や勉強会の運営補助、各団体の広報活動等に参加することによって、それぞれの職業を認知してもらえるような活動を実施している。加えて、純真学科科目群の開講科目「ボランティアとキャリア形成」でボランティア活動について学ぶとともに、地域へのボランティア活動への積極的参加を促している【資料 A-1-3 「ボランティアとキャリア形成」シラバス】。

(b) 自治体との連携

本学は開学以来、地元である福岡市南区と南区にキャンパスを構える各大学及び短期大学で構成する「南区大学連絡会議」に、併設の純真短期大学とともに参加してきたが、本学を含む参加各校が特色ある専門分野や学生の活力を区のまちづくりに活かし、また、各校がより一層住民や地域に開かれた大学として、人材育成や学術研究を充実・発展させることを目的として、平成28(2016)年12月に「福岡市南区大学連絡会議構成校と福岡市南区との連携に関する協定書」を締結している【資料A-1-4】。そして、この協定書に付属する覚書により、本学は保健医療、健康福祉、栄養に関することや環境保全、ボランティア活動等について連携・協力を行っていくこととしている【資料A-1-5 純真学園大学と福岡市南区との連携協定書に関する覚書】。また、この協定締結に合わせて、本学と福岡市南区との間で「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書」の調印を行った【資料A-1-6】。これは、福岡市南区及びその周辺地域において大規模災害が発生し、南区役所の施設機能が著しく失われた際に、本学園施設に南区災害対策本部を移転させることにより、南区における災害対応業務の円滑な遂行を図ることを目的としている。

(c) 健康福祉関連分野における地域貢献に関する取組み

平成25(2013)年度より開催している地域貢献を目的とした「公開講座」は、平成30(2018)年度で6回目を迎えることとなった。平成27(2015)年度までは、地域の方々に役立つ最新医療情報や、メディアで取り上げられ話題となっている疾病等でテーマを決め、座学を中心とした講座を年に1回開催していたが、平成28(2016)年度からは実施方法を変更し、本学教員の専門とする領域で地域に貢献できる講座を、小規模でも年に複数回開催することによって、より多くの方々に喜んで頂けるような講座企画とした。

母性看護学の教員を中心にボランティアの学生も含めて、福岡市、特に南区中心の妊婦の方とそこそご主人を対象にした育児体験教室を実施しており、毎回満席で参加者にも大変好評なプログラムとなっている【資料A-1-7 『純真の翼』第6号 p.37】。

平成30(2018)年度の育児体験教室は合計6回開催した。基本的内容は、ご夫婦で赤ちゃんのお風呂の入れ方（沐浴）を体験し、妊婦の方には授乳の仕方、そしてご主人には妊婦体験ジャケットを着て妊婦の生活をイメージしてもらうなど、様々な体験を準備した。適宜、学生の提案を取り入れ、ご主人を対象としたミルク作り体験や、妊娠中に準備しておく物品とその価格調査、腰痛体操やアロマ体験等、様々な内容を組み込んだ。交流会では、夫婦間で感謝の思いを伝える時間や、助産師への質問を気軽にできる時間を作り、育児不安の軽減を試みた。参加者全員の体験が可能な内容は、高い満足度につながっていた。また、学生たちのマンツーマンによる説明は丁寧でわかりやすく、一生懸命さは参加者の高い好感度にもつながっていた。さらに、看護学実習室に備わる新生児モデルや育児用品の展示は、参加者に育児をイメージさせるのに効果的で、終了後の参加者アンケートでも大変好評であった。毎回全員が今後もこのような体験型の教室の開催を希望しており、地域の妊婦と夫のニーズの高さを確認している【資料A-1-8 第1回～第6回育児体験教室参加者 アンケート結果】。

さらにボランティアとして参加した学生たちは、妊婦や夫とのかかわりを通して出

産・育児を間近に控えた現在の心境や思いを知り、妊娠期の支援の必要性をより現実的に実感することができていた。また、毎回、参加者による学生への評価が高いことから、教室の企画・運営に対する強い責任感とやりがいを感じていることがわかった。母性看護学を学ぶ上でも、教育的効果の高い貴重な学修機会となっている。

表 A-1 育児体験教室の実施概要（平成 30 年度）

実施回数	開催日時	内容
1	平成 30 年 5 月 26 日（土） 13:00～16:00	新生児人形を使った沐浴練習／育児体験ベビーで授乳(母乳、哺乳瓶)の練習／赤ちゃんの抱き方やおむつ交換の練習／妊婦ジャケットを使ったパパの妊婦体験／交流会
2	平成 30 年 6 月 23 日（土） 13:00～16:00	
3	平成 30 年 9 月 1 日（土） 13:00～16:00	
4	平成 30 年 10 月 7 日（日） 13:00～16:00	
5	平成 30 年 12 月 15 日（土） 13:00～16:00	
6	平成 31 年 3 月 2 日（土） 13:00～16:00	

A-1-②(ii) 大学が有する物的・人的資源の地域への提供

広報委員会を中心とした取組みのほかに、本学が有する物的・人的資源（教室・ホール等の施設及び本学教員）を地域・社会に提供している。

教室・ホール等の施設については、平成 30(2018)年度実績として 27 件の貸出を行った。その内訳は以下のとおりである。

表 A-2 大学施設の貸出件数（平成 30 年度実績）

学会 研究会	講習会 研修会	試験関係	グラウンド の年間利用	テニスコート の年間利用	その他	計
3	8	8	1	5	2	27

このほか、平成 27(2015)年 11 月に福岡県南警察署との間で、大規模災害により警察署長者の機能が失われた場合に、要請に基づき本学園内施設の一部について使用を認める「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書」を締結した【資料 A-1-9 大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書(写し)】。また前述のとおり、平成 28(2016)年 12 月には福岡市南区との間で、大規模災害によって南区役所の施設機能が著しく失われた際に、要請に基づき本学園施設に南区災害対策本部を移転させることを定めた「大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書」を調印している。

また本学教員については、個々に専門性や経験を活かした社会活動・社会貢献を行っており、その活動範囲は各種専門団体や学会等の役員・委員、国・地方自治体等での活動、NPO 法人やボランティアでの活動等多岐にわたっている【資料 A-1-10 本学教員の学会活動・社会貢献活動】。

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は建学の精神の1つに「奉仕」を掲げており、また保健医療系大学でもあることから、大学の使命としても本学の知的・人的・物的資源を地域へ提供していくことは重要である。令和元(2019)年度もこれまでと同様に南区大学連絡会議へ継続して参画し、南区役所、南区警察署、南区内の大学、高校、中学校、小学校と連携を図りながら、地域の活性化につながるような公開講座や社会貢献活動としてのボランティア活動への参加などを企画していく予定である。そのうえで、地域住民のニーズに応えられる企画を計画していきたい。

A-2 地域への情報発信

A-2-① 学術講演会等による社会への知の還元

A-2-② 健康保健関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）

A-2-③ 健康保健関連分野での啓発活動

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-① 学術講演会等による社会への知の還元

本学は、大学の使命の一つとして地域への情報発信にも力を入れており、「サイエンスキャンプ」、「学術講演会」や「南区こども大学」そして前項でも取り上げた「公開講座」等の社会への知の還元に取り組んでいる。

(a) サイエンスキャンプ

平成 24(2012)年度よりスタートしたサイエンスキャンプでは、本学の先進的な研究テーマに取り組む教員が協力して、夏休み期間中の 8 月に高校 1・2 年生を対象とした先進的科学技術体験プログラムを企画・実施しており、地元地域への社会貢献と併せて「未来の科学者を育成すること」を目標としている。メインテーマは「生命を科学する」と題し、毎年度、臓器を特定しサブテーマを決めて実施している（表 A-3）。

なお、本事業は平成 25(2013)年度より福岡市教育委員会の後援を得ており、平成 26(2014)年度からは福岡市南区、西日本新聞社、公益社団法人福岡県看護協会、公益社団法人福岡県診療放射線技師会、一般社団法人福岡県臨床衛生検査技師会、一般社団法人福岡県臨床工学技士会の後援を得ている。さらに平成 29(2017)年度以降は、福岡県教育委員会及び福岡市の後援が追加された。

表 A-3 サイエンスキャンプのサブテーマ（平成 24 年度以降）

回数	実施年度	サブテーマ
第 1 回	平成 24 年度	心臓の「なぜ？」に答えます
第 2 回	平成 25 年度	腎臓の不思議“ホメオスタシス（恒常性の維持）”に答えます

第 3 回	平成 26 年度	生命活動に欠かせない呼吸“肺の不思議”を考える
第 4 回	平成 27 年度	脳の不思議について考えよう
第 5 回	平成 28 年度	心臓ってすごいんだ！
第 6 回	平成 29 年度	消化器を旅してみよう
第 7 回	平成 30 年度	医療とロボット

表 A-4 サイエンスキャンプ参加者数の推移

回数	実施年度	参加者数（人）				備考
		高校生	中学校 教員	その他	計	
第 1 回	平成 24 年度	7	-	-	7	
第 2 回	平成 25 年度	7	-	-	7	
第 3 回	平成 26 年度	8	9	2	19	「その他」の内訳：高校生保護者 1、高校教員 1
第 4 回	平成 27 年度	20	25	-	45	
第 5 回	平成 28 年度	14	26	-	40	高校生の参加申込 21 人 (7 人が当日欠席)
第 6 回	平成 29 年度	36	13	-	49	
第 7 回	平成 30 年度	12	-	1	13	「その他」の内訳： 進路指導教員 1 人

第 7 回目となった今回のサイエンスキャンプでは、これまでのテーマから一新し、手術ロボットなど先端医療技術がますます医療現場に導入される現状を踏まえて「医療とロボット～賢く速いロボットを作ろう～」をテーマとして設定し、ロボットの組み立てとプログラミングを体験する機会とした。また、看護・診療放射線・臨床衛生検査・医療工学の各分野におけるロボットの応用についても扱った【資料 A-2-1 『純真の翼』第 6 号 p.41】。

これまでの継続した取り組みの結果、サイエンスキャンプは少しずつ地域の方に認知されるようになってきた。また将来は本学で学びたい、あるいは医師、看護師、医療技術者になりたい、などの声も届き始めており、「未来の科学者育成を育成」「地域コミュニティへの貢献」の思いが少しずつ、成果として現れ始めている【資料 A-2-2 「サイエンスキャンプ 2018」報告書】。

(b) 学術講演会

学会や研究会企画での学術講演会は数多く見受けられるが、本学のような地域貢献の目的で大学が企画し開催しているところは数少ない。先に紹介した公開講座は、聴講対象を地域・近隣住民、福岡市民とし、本学教員の研究や専門分野を中心とした内容をわかりやすく噛み砕いて、一般市民の方に伝える企画である。一方、この学術講演会は聴

講対象を臨地実習先の医療専門職や臨床教授などの専門の先生方、そして本学の教員及び学生としており、よりアカデミックで最先端の研究を紹介する講演会として企画、開催している。したがって、講師はその専門分野において第一線で、世界的に活躍されている著名な方を迎え、講演をいただくことが大きな特徴でもある。

また、平成 29(2017)年度以降は、1 年次開講科目「純真学園大学現代教養講座」の授業の一部としてこの学術講演会を加えており、必須科目の授業として学生が世界最先端の研究にふれる機会としている。

6 回目の開催となる「学術講演会 2019」は、平成 31(2019)年 2 月 2 日（土）に純真学園本館 6 階純真ホールにて開催した。今回は 4 人の先生方にご講演いただき、本学からは 3 人（看護学科教授・放射線技術科学科講師・検査科学科准教授）と、特別講師として九州大学大学院農学研究院生命機能科学部門教授に『ゲノム編集技術に応用された CRISPR～その発見から今日まで～』をご講演いただいた【資料 A-2-3 『純真の翼』第 6 号 p.38】。

(c) 南区こども大学

本学を含む福岡市南区の 7 つの大学・短期大学で平成 28(2016)年 12 月より子育て支援や健康づくりなど、多分野での協力関係を結んでいる「包括連携協定」に基づいて、平成 29(2017)年度より「南区こども大学」を実施した。本学では平成 30(2018)年 8 月 24 日（金）に「パソコンでロボットを動かしてみよう」「レントゲンの仕組みを学んで、撮影してみよう」の 2 つのプログラムを実施し、小学生 20 人の参加があった【資料 A-2-4 『純真の翼』第 6 号 p.40】。

参加したこども達からは「レントゲンで撮影できて楽しかった。将来は病院で働きたい」「パソコンでプログラミングして車が動いたのでうれしかった」といった感想を頂いた。

A-2-② 健康保健関連分野での地域貢献（健康フェスティバル）

本学は建学の精神の一つに「奉仕」を掲げており、保健医療系大学でもある本学の知的・人的・物的資源を地域へ提供することを目的に、平成 28(2016)年度から「健康フェスティバル」を開催している。

平成 30(2018)年度は、西鉄大橋駅西口広場を会場として 10 月 6 日（土）10:00～15:00 の日程で実施予定だったが、台風 25 号が福岡県へ接近した影響により中止となった【資料 A-2-5 『純真の翼』第 6 号 p.38】。

A-2-③ 健康保健関連分野での啓発活動

本学では平成 24(2012)年度以降 7 年間、継続した子宮頸がん予防の啓発に関する取り組みを行っている。

主な取り組みとしては、本学及び併設の短期大学の合同で毎年 10 月に開催される学園祭に際して子宮頸がん予防に関する啓発イベントを開催し、移動検診車による子宮頸がんの検診、子宮頸がんに関するパネル展示、電子顕微鏡を用いたがん細胞等の観察等を行っている【資料 A-2-6 2018 純真学園祭パンフレット p.9】。子宮頸がん検診は原則と

して福岡市内に在住している 20 歳以上の女性が対象（原則予約制、有料）だが、本学が費用負担することにより、大学生については本学以外の学生、また福岡市外の居住者であっても学生証を提示することにより無料で受診できる。本啓発イベントは、大学を中心として、福岡市南区保健福祉センター、福岡県すこやか健康事業団との連携にて展開している。平成 30(2018)年 7 月 10 日に子宮頸がん検診事業連携会議を開催し、平成 29(2017)年度の振り返り及び平成 30(2018)年度の検診事業打ち合わせを行った【資料 A-2-7 平成 30 年度 純真学園大学学園祭 子宮頸がん検診事業 連携会議議事録】。平成 30(2018)年 10 月の学園祭当日は、学生サークルによる子宮頸がん予防に関するパネル展示やプレゼンテーション、受診者へのパンフレット配布等を行い、検診者増加に貢献した。さらに、本事業に賛同した西日本新聞社の協力にて、景品付きゲームの開催や学生の活動に関する広報記事を掲載してもらうことができた。その結果、平成 30(2018)年度は 66 人の学生と 13 人の一般市民が子宮頸がん検診を受診した【資料 A-2-8 2018 年度 純真学園大学学園祭における子宮頸がん検診事業 評価】。

また、平成 26 (2014) 年に「学生の主体的活動への支援に関する協定書」を大学と締結した NPO 法人キャンサーサポート（がん患者支援団体）との連携により、学生 26 人がリレーフォーライフジャパン福岡（平成 30(2018)年 9 月 8 日・9 日）でのボランティア活動に取組み、開催事務局から感謝の意が伝えられた。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

若い世代の子宮頸がん検診受診率向上は、全国でも検診率の低い福岡市の重要な課題であり、本学での実績が注目されている。近隣大学への事業拡大については、連携組織である福岡市南区保健福祉センターに具体的なアプローチを依頼している。大学生の検診促進とともに、保育園を対象とした広報活動など、一般市民の受診者増加を視野に入れた取組みも検討している。

公開講座及び学術講演会の広報の手法や、参加者より記入いただいたアンケートを分析した結果などを基にして、広報委員会や下部組織の実行委員会にて改善点を検討し、次の企画等に反映をすることで、少しずつであるが参加者数の増加や本学の認知度の向上に繋がっている。

公開講座においては、他大学が行っているような 1 テーマを複数回に渡って行う講義形式を本年度から採用し、近隣住民より定評のある「育児体験教室」を 6 回開催することで、合計 100 人を超える地域の方々の参加があった。今後もできる限り日程を調整しながら地域住民の要望に応じていきたいと考えている。

学術講演会では、学外の最先端の研究を行っている講師を招聘しているために回数を増やすことは難しいが、学外実習先の職員の方々がより参加しやすい時期、時間、場所そしてテーマなど再度検討することも引き続き必要であるとする。

子宮頸がん予防の啓発活動については、結果として一般市民、大学生とも受診者は前年度より減少した。このうち大学生については、学内におけるピアエデュケーションサークルの啓発活動を教職員も更に支援することとしている。一方、本活動に対する地域での認知度は確実に広がっており、筑紫地区自治会からは今後、地区単位で積極的に広報し、学園祭での子宮頸がん検診を活用したい旨、南区保健福祉センターに申し出が寄

せられている。また本検診イベントの継続は、確実に地域住民の子宮頸がん検診の促進につながることを期待できることから、南区健康づくり課においても、今後は近隣大学への情報提供や各地区自治会での広報活動にさらに力を入れたいとの提案が寄せられているところである。

本学の地域貢献は、サイエンスキャンプ、学術講演会、南区こども大学、公開講座、子宮頸がん予防の啓発活動、そして今年度からは健康フェスティバルと、目的や内容、そして対象などを多様にして、毎年継続して開催していくことが重要であると考えている。続けることで地域住民の本学の認知はさらに深まり、参加者が増えることで本学の地域貢献の度合いも大きくなっていくと考えている。

学外から多くの参加をいただくための広報の方法や、新しい企画を行うことも重要である。また、頂いたアンケートの意見も反映しながら改善していくことも大切である。少しずつではあるが大学の個性を強調し、より深く保健医療に特化したテーマを企画していきたいと思っている。

【基準 A の自己評価】

学生及び教職員による各種の地域活動を通じて、本学の存在、活動について、地域住民の方々に理解、協力が得られてきている。本学の学生にとってもこうした地域貢献活動に参加することは、職業意識の涵養や専門の学びの定着の機会であるほか、コミュニケーション力の養成、社会人としての心構えのトレーニングにもなる。本学の学園訓にある奉仕の精神をもとに、より多くの学生が地域貢献活動に主体的に参加するように、入学時から学友会等を通じて今後も意識付けを行っていく必要がある。加えて、教職員にとっても地域に開かれた大学づくりを目指していく上で地域活動は重要であり、災害などの非常事態時の避難場所としての役割や官民一体となった街づくりにも参画していく。

基準 B. 自校教育

B-1 自校教育

B-1-① 自校教育の構築と評価

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 自校教育の構築と評価

(a) 純真学の構築

平成 28(2016)年度より、本学独自の 4 学科合同カリキュラムとして純真学科目を設置している。本科目は、大学の特徴を知ることとを目的とした単なる自校教育に留まらず、ディプロマ・ポリシーと社会人基礎力の育成を鑑みた人間教育を目的としている。

純真学科目は、独自の学修目標を持つ 4 つの必修科目と 2 つの選択科目で構成され、1 年次から 3 年次まで、各学年にて開講される【資料 B-1-1 純真学概念図・純真学科目一覧】。「純真学入門」は、学長自らが教壇に立ち、学園訓の理解と 4 年間の目標設定を促す授業で、初年次教育としての役割を担っている。学生は、入学時に大学創設者の思いと学園訓の意味を理解し、個々の目標に向き合っている。2 年次では、「ボランティアとキャリア支援」で奉仕活動の実際と意義を学び、「異文化交流」では海外研修を通して国際的視野を学ぶ。いずれも主体的な体験から学ぶことを重視し、最終授業にて学びの共有を図っている。同時にボランティア活動においては、大学の地域貢献としての意義も高く、学生の達成感やキャリアモデルとの出会いにもつながっている。また、学科合同クラスでの「コミュニケーション論」では、医療人に必要なコミュニケーションスキルの修得と異学科間での学生交流にもなっており、多職種連携教育における合同授業へとつながっている。「社会人セミナー」では、代表的な日本文化（茶道・書）に触れることで、気品や知性を考える機会を提供している。

(b) 純真学の評価

以上の純真学科目の運営・評価については、各科目責任者と純真学専門部会で担い、授業評価結果の分析とともに、毎年、より高い教育効果をめざした工夫や改善案を検討・展開している【資料 B-1-2 純真学専門部会 総括】。平成 30(2018)年度、3 年次生対象に開講した「総合純真学」では、歌舞伎鑑賞を通して一流の歌舞伎役者の歴史と技に触れ、「医療専門職としての一流とは何か」についてグループ討議を行い、あらためて学園訓の意味と医療人としての志を新たにすることができた。

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

純真学完成年度を迎え、すべての純真学科目における効果と課題、改善策について検討が可能となり、純真学専門部会の役割が明確化した。今後は、新たなカリキュラムが目指す教育に沿って、純真学科目の構成や科目展開を再検討する。引き続き、本科目が持つ自校教育・初年次教育・キャリア支援教育の 3 つの要素を鑑み、各教育効果を可視

化できる評価方法を検討する。

【基準 B の自己評価】

純真学科目開講以降、継続した授業評価の結果から、学生は建学の精神と大学で学ぶ意味を理解していることが分かり、自校教育としての科目の役割を十分に果たしている。特に、入学直後に開講する「純真学入門」は、個々の学修目標や志を具現化する科目として適切な時期に開講しており、学修支援科目としても評価できる。さらに、各科目の中で設けた教養やボランティア活動に触れる機会は、各学科で目指す職業観の育成につながっている。一連の純真学科目の最終目標である「人間力」の育成については、今後どのような指標によって評価可能かを検討する必要があるものの、純真学科目で学修する他職種への理解とコミュニケーション力、職業観の育成は、いずれも多職種連携教育やキャリア教育とともに強化可能な能力であり、各担当者との情報共有の上、協働カリキュラムを目指すことが期待できる。

V. 特記事項

1. 国際交流

本学では、国際交流事業を担う中心組織として国際交流推進委員会を設け、海外の大学の教育研究諸機関との提携や交流協定の締結を通じて純真学園大学の国際交流を積極的に進めるとともに、現職教員を含む短期研修生の派遣や受入れを行うことにより、医療教育と研究実践の向上や人材の育成に努めている。また、国際交流に関する専用のHPを開設し、本学における取組みを国内外に広く公開しており、開設当初から韓国やアメリカ合衆国をはじめ、特にアジア圏の医療系大学から提携の申し出が多く寄せられている。現在までに大韓民国4校、台湾1校、中華人民共和国2校、及びアメリカ合衆国（ハワイ）1校の各大学とMOUを締結し、本学学生の短期海外研修を行うとともに、相手国の短期研修生の受入れを行っている。

平成30(2018)年度の国際交流については、以下の事業を展開した。

- ① 西安医学院（中華人民共和国）とのMOU締結及び交流
- ② Central Philippine University との交流
- ③ 大韓民国での海外短期研修実施（於：春海保健大学校、仁済大学校及び同大学校附属病院）
- ④ 春海保健大学校（大韓民国）の短期海外研修による本学訪問

このうち①の西安医学院については、平成30年5月29日にMOUを締結して学生短期研修交流及び教員間短期交流を行うことなどを取り決めた。その一環として、同年11月7日に西安医学院から副学長、看護学部長、医療技術学部長の3人が本学を訪れ、本学の施設や授業の見学、意見交流会等を行った。

②のCentral Philippine University との交流については、平成30年8月6日に同大学より学長以下3人の教員が本学を訪れ、本学教員との交流を行った。

③の大韓民国での海外短期研修については、平成28(2016)年度より開講している「純真学」科目群の一つである「異文化交流」（2年次、選択科目、1単位）の授業の一環として、学生52人が4日間の日程で春海保健大学校、仁済大学校及び同大学校附属病院を訪問した。各施設において講義と実習を行い、現地の大学生や教員との交流を深めながら、韓国における実際の医療現場を見学することで、日本における医療との比較や目標としている医療職の立場の違いについて学びを深めた。

④の春海保健大学校の短期海外研修による本学訪問については、同大学校より学生15人と教職員3人が本学を訪れ、本学の施設設備や授業風景などを見学するとともに国際交流会を行った。

Ⅵ. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	【大学の目的】 本学の目的は、学則第 1 条（目的）において規定している。	1-1
第 85 条	○	【教育研究上の基本組織（学部）】 本学の設置する学部については、学則第 1 条第 2 項（目的）、及び保健医療学部規則において規定している。	1-2
第 87 条	○	【修業年限、その特例】 本学の修業年限は、学則第 18 条（修業年限）において規定している。	3-2
第 88 条	—	【修業年限、その特例】 本学では編入学の制度を設けていない。	3-2
第 89 条	—	【修業年限、その特例】 本学では早期卒業に関する制度を設けていない。	3-2
第 90 条	○	【入学資格】 本学への入学資格は、学則第 21 条（入学資格）において規定している。	2-1
第 92 条	○	【学長、教授等必要な職員】 本学の教職員については、学則第 8 条（教職員）において規定している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	【教授会の設置】 本学の教授会については、学則第 13 条（教授会）、及び教授会規程において規定している。	4-1
第 104 条	○	【学位の授与】 本学が行う学位の授与については、以下において規定している。 ・ 大学学則第 46 条（学位の授与） ・ 大学院学則第 20 条（学位） ・ 学位規程第 2 条（学位の名称）	3-1
第 105 条	—	【履修証明書の交付】 本学は履修証明書の交付を行っていない。	3-1
第 108 条	—	【編入学】 本学では編入学の制度を設けていない。	2-1
第 109 条	○	【自己点検・評価】 ・ 本学の自己点検・評価については、学則第 2 条（自己点検・評価）、及び自己点検・評価委員会規程に基づき実施している。 ・ 自己点検・評価の結果については、本学ホームページ上にて公開している。 ・ 文部科学大臣の認証を受けた者（公益財団法人日本高等教育評価機構）による認証評価を受審している（直近では平成 28（2016）年度に受審）。	6-2
第 113 条	○	【教育研究活動の公表】 本学教育研究活動の状況については、本学ホームページにて公表している。	3-2

純真学園大学

第 114 条	○	【事務職員】事務職員の配置については、学則第 8 条第 1 項第 2 号（教職員）及び第 12 条（大学事務局）、また「純真学園大学の事務組織に関する規程」において規定している。	4-1 4-3
第 122 条	—	【編入学】 本学は編入学の制度を設けていない。	2-1
第 132 条	—	【編入学】 本学は編入学の制度を設けていない。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	【学則記載事項】以下のとおり記載している。 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項 → 学則第 15 条（学年）、第 16 条（学期）、第 17 条（休業日）、第 18 条（修業年限） 二 部科及び課程の組織に関する事項 → 学則第 5 条（学部、学科及び学生定員） 三 教育課程及び授業日時数に関する事項 → 学則第 32 条（教育課程の編成）、第 33 条（授業科目）、第 34 条（授業の方法等）、第 35 条（単位の計算方法）、第 36 条（履修方法等） 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項 → 学則第 37 条（単位の授与）、第 38 条（単位の認定要件）、第 39 条（入学前の既修得単位数の取扱い）、第 43 条（成績の評価基準）、第 44 条（卒業の要件）、第 45 条（卒業） 五 収容定員及び職員組織に関する事項 → 学則第 5 条（学部、学生及び学生定員）、第 12 条（大学事務局） 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項 → 学則第 20 条（入学の時期）、第 21 条（入学資格）、第 22 条（入学志願の手続）、第 23 条（入学者の選考）、第 24 条（入学手続及び入学許可）、第 26 条（休学）、第 27 条（復学）、第 29 条（自主退学）、第 30 条（除籍）、第 31 条（転学等）、第 44 条（卒業の要件）、第 45 条（卒業） 七 授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項 → 学則第 60 条（諸納入金） ※ 詳細については、「諸納入金納入規程」にて規定	3-1 3-2

純真学園大学

		八 賞罰に関する事項 → 学則第 53 条（表彰）、第 54 条（懲戒）、第 55 条（懲戒による退学） 九 寄宿舎に関する事項 → 学則第 58 条（学生寮） ※ 詳細については、「純真学園 向野寮規則」「純真学園 筑紫丘寮規則」にて規定	
第 24 条	○	【指導要録】学籍簿、成績表、学生カード、健康診断書により保存・管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	【学生に対する懲戒の手続きの決定】本学学生に対する懲戒手続については、学則第 54 条（懲戒）において規定している。	4-1
第 28 条	○	【備えるべき表簿】備えるべき表簿については、各管轄部署において作成・保管している。	3-2
第 143 条	—	【教授会の権限】本学では代議員会等を設置していない。	4-1
第 146 条	—	【修業年限及びその特例に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 147 条	—	【修業年限及びその特例に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 148 条	—	【修業年限及びその特例に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 149 条	—	【修業年限及びその特例に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 150 条	○	【入学資格に関する細目】入学資格については、学則第 21 条に規定している。	2-1
第 151 条	—	【入学資格に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 152 条	—	【入学資格に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 153 条	—	【入学資格に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 154 条	—	【入学資格に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 161 条	—	【編入学、転学等】本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 162 条	—	【編入学、転学等】本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 163 条	○	【学年の始期、終期】本学の学年の始期及び終期は、学則第 15 条において規定している。	3-2
第 164 条	—	【履修証明書の交付に関する細目】本学は該当する制度を設けていない。	3-1
第 165 条の 2	○	【三つの方針】大学の学部・学科、及び大学院の研究科・専攻ごとに「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」「アドミッションポリシー」を定め、本学ホームページ等で公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3

純真学園大学

第 166 条	○	【自己点検・評価に関する細目】本学の自己点検・評価体制については、自己点検・評価委員会を設置しており、また自己点検・評価の項目については、日本高等教育評価機構が定める項目を用いている。	6-2
第 172 条の 2	○	【教育研究活動等の情報の公表】教育研究活動等の状況に関する情報は、本学ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	【卒業証書の授与】学則第 45 条（卒業）及び第 46 条（学位の授与）に基づき授与している。	3-1
第 178 条	—	【高等専門学校卒業者の編入学】本学は該当する制度を設けていない。	2-1
第 186 条	—	【専修学校（専門課程）修了者の編入学】本学は該当する制度を設けていない。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	【趣旨】本学は、学校教育法、大学設置基準その他関係法令に基づき設置し、運営している。	6-2 6-3
第 2 条	○	【教育研究上の目的】学部・学科の教育研究上の目的については、保健医療学部規則第 3 条（学部における教育研究上の目的）及び第 4 条（学科における教育研究上の目的）において規定している。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	【入学者選抜の方法】入学者選抜の方法については、入学者選抜規程に基づき厳正に実施している。	2-1
第 2 条の 3	○	【教職員間の連携・協働体制】本学の組織は教員と職員が連携し、適切に運営している	2-2
第 3 条	○	【教育研究上の基本組織（学部）】本学の学部については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）及び保健医療学部規則第 3 条（学部における教育研究上の目的）に基づき設置しており、教員組織・教員数その他については大学設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	【教育研究上の基本組織（学科）】本学の学科については、学則第 5 条（学部、学科及び学生定員）、保健医療学部規則第 2 条（学科）及び第 4 条（学科における教育研究上の目的）に基づき設置しており、教員組織・教員数その他については大学設置基準をはじめ関係法令の定める要件を満たしている。	1-2

純真学園大学

第 5 条	—	【教育研究上の基本組織（学部以外の基本組織）】 本学は学部以外の基本組織を有していない。	1-2
第 6 条	—	【教育研究上の基本組織（学部以外の基本組織）】 本学は学部以外の基本組織を有していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	【教員組織の編成】 本学の教員組織は、学部・学科の教育研究上の目的及び大学設置基準をはじめ関係法令の定める要件に応じて設けており、また必要な教員数も適正に配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	【授業科目の担当】 本学で開講される授業科目については、その内容に応じて適正に教員を配置している。	3-2 4-2
第 11 条	—	【授業を担当しない教員】 本学の専任教員は全員授業を担当している。	3-2 4-2
第 12 条	○	【専任教員】 本学の教員については、原則として学校法人純真学園就業規則第 39 条第 6 号において兼職・兼業することを禁じられており、また教員全員が本学のための専任教員となっている。	3-2 4-2
第 13 条	○	【専任教員数】 本学の専任教員数については、大学設置基準が求める人数を満たしている。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	【学長の資格】 学長の資格については、学長選考規程第 4 条において規定している。	4-1
第 14 条	○	【教授の資格】 本学における教授の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 15 条	○	【准教授の資格】 本学における准教授の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 16 条	○	【講師の資格】 本学における講師の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	【助教の資格】 本学における助教の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	【助手の資格】 本学における助手の資格については、教育職員選考基準内規第 2 条第 3 号において規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	【収容定員】 本学の収容定員については、学則第 5 条（学部、g 学科及び学生定員）において規定している。	2-1
第 19 条	○	【教育課程の編成方針】 本学の教育課程は、教育研究上の目的、カリキュラムポリシー、及び関係法令に基づき体系的に編成している。	3-2
第 20 条	○	【教育課程の編成方法】 本学教育課程の編成方法については、学則第 34 条（授業の方法等）、第 36 条（履修方法等）、保健医療学部履修規程第 2 条（教育課程）において適切に定めている。	3-2
第 21 条	○	【単位】 本学における単位の計算方法については、学則第 35 条（単位の計算方法）において規定している。	3-1

純真学園大学

第 22 条	○	【一年間の授業期間】年間の授業期間は、大学設置基準に基づき、学年暦に定めている。	3-2
第 23 条	○	【各授業科目の授業期間】各授業科目の授業期間は、学年暦により、定期試験期間を除き十五週を確保している。	3-2
第 24 条	○	【授業を行う学生数】授業を行う学生数は、授業の内容や教育効果を考慮し、適切に定めている。	2-5
第 25 条	○	【授業の方法】授業の方法については、学則第 34 条（授業の方法等）に規定するとともに、講義要項（シラバス）において科目ごとに明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	【成績評価基準等の明示等】成績評価基準等については講義要項（シラバス）に明記しており、入学時に冊子として新入生へ配布するとともに、Web シラバスとしても公開している。	3-1
第 25 条の 3	○	【教育内容等の改善のための組織的な研修等】教育内容等の改善のための組織的な研修のため、本学に FD 委員会を設置し、研修会や公開授業等を実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	【昼夜開講制】本学では昼夜開講制を実施していない。	3-2
第 27 条	○	【単位の授与】単位の授与については、学則第 37 条（単位の授与）において規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	【履修科目の登録の上限】履修科目の登録の上限については、保健医療学部履修規程第 4 条に定めている。	3-2
第 28 条	○	【他の大学又は短期大学における授業科目の履修等】他の大学又は短期大学における授業科目の履修等に関する取扱いについては、学則第 41 条（他の大学等における授業科目の履修等）において規定している。	3-1
第 29 条	○	【大学以外の教育施設等における学修】大学以外の教育施設等における学修に関する取扱いについては、学則第 42 条（大学以外の教育施設等における学修）において規定している。	3-1
第 30 条	○	【入学前の既修得単位等の認定】本学入学前に他の大学又は短期大学で修得した単位に関する取扱いについては、学則第 39 条（入学前の既修得単位数の取扱い）において規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	【長期にわたる教育課程の履修】本学は長期履修制度を設けていない。	3-2
第 31 条	○	【科目等履修生等】科目等履修生については、学則第 49 条（科目等履修生）において規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	【卒業の要件】本学卒業の要件については、学則第 18 条（修業年限）及び保健医療学部規則第 11 条（卒業）において規定している。	3-1
第 33 条	—	【授業時間制をとる場合の特例】本学では授業時間制を設けていない。	3-1

純真学園大学

第 34 条	○	【校地】 本学の校地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を含んでいる。	2-5
第 35 条	○	【運動場】 本学の運動場は、基準 2-5-①に示したとおり、本学（筑紫丘キャンパス）からバスで 15 分の場所に設けている（面積：9,503.2 m ² ）。	2-5
第 36 条	○	【校舎等施設】 本学の校舎等施設は、大学設置基準に則り適正に設置している。	2-5
第 37 条	○	【校地の面積】 本学の校地面積は 33,049.3 m ² （専用面積 26,175.9 m ² 、共用面積 6,873.4 m ² ）であり、本学の基準面積 10,150 m ² を上回っている。	2-5
第 37 条の 2	○	【校舎の面積】 本学の校舎面積は 31,851.1 m ² （専用面積 23,985.8 m ² 、共用面積 7,865.3 m ² ）であり、本学の基準面積 12,604.2 m ² を上回っている。	2-5
第 38 条	○	【図書等の資料及び図書館】 図書等の資料及び図書館の設備・人員については、大学設置基準に則り適正に整備・配置している。	2-5
第 39 条	—	【附属施設】 本学は、附属施設の設置を要する学部・学科を有していない。	2-5
第 39 条の 2	—	【薬学実務実習に必要な施設】 本学は、該当する学部・学科を有していない。	2-5
第 40 条	○	【機械、器具等】 本学は、大学設置基準並びに関係法令に基づき必要な種類・数の機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	【二以上の校地における施設整備】 本学は、筑紫丘キャンパスと百道浜キャンパスのそれぞれにおいて必要とされる施設・設備等を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	【教育研究環境の整備】 本学は大学設置基準に則り、必要な経費を確保して教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	【大学等の名称】 本学の大学名は学園訓・建学の精神に基づき定めており、また学部学科の名称については、教育研究上の目的に合わせた適切な名称として定めている。	1-1
第 41 条	○	【事務組織】 本学は、その事務を遂行するため、事務組織に関する規程に基づき事務組織を設けており、専任の職員を配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	【厚生補導の組織】 本学は、厚生補導を行う組織として事務局内に学生センター学生係を設け、専任の職員を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	【社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制】 本学学生が卒業後社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うため、教育課程の実施面においては教務委員会・純真学専門部会・IPE 専門部会が各学科及び事務局（教務	2-3

純真学園大学

		係)と連携しており、また厚生補導面においては学生委員会が各学科及び事務局(学生係)と連携している。	
第42条の3	○	【研修の機会等】 本学職員に必要な知識及び技能を修得する場として、学内でSD研修会を開催するとともに、外部機関が開催する研修を活用している。	4-3
第43条	—	【共同教育課程の編成】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-2
第44条	—	【共同教育課程に係る単位の認定】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第45条	—	【共同学科に係る卒業の要件】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第46条	—	【共同学科に係る専任教員数】 本学は、共同教育課程を編成していない。	3-2 4-2
第47条	—	【共同学科に係る校地の面積】 本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第48条	—	【共同学科に係る校舎の面積】 本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第49条	—	【共同学科に係る施設及び設備】 本学は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第57条	—	【外国に設ける組織】 本学は、外国に学部、学科等を編成していない。	1-2
第58条	—	【学校教育法第百三条に定める大学についての適用除外】 本学は大学院のみを有する大学に該当しない。	2-5
第60条	—	【段階的整備】 本学は、新たな大学の設置、又は薬学を履修する課程の設置のいずれにも該当していない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	【学士の学位授与の要件】 学位授与の要件については、学則第46条(学位の授与)及び学位規程において規定している。	3-1
第10条	○	【専攻分野の名称】 学位に付記する専攻分野の名称は、各学科の教育課程に合わせた適切な名称としている(学位規程第2条)。	3-1
第13条	○	【学位規程】 本学は学位に関する事項を処理するため、学位規程を定めて適正に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

純真学園大学

	状況		基準項目
第 35 条	○	【役員】本法人の役員については、寄附行為第 5 条（役員）において規定している。	5-2 5-3
第 36 条	○	【理事会】本法人の理事会については、寄附行為第 15 条（理事会）において規定している。	5-2
第 37 条	○	【役員の職務】本法人における役員の職務については、寄附行為第 11 条（理事長の職務）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）において規定している。	5-2 5-3
第 38 条	○	【役員の選任】本法人における役員の選任については、寄附行為第 6 条（理事の選任）及び第 7 条（監事の専任）において規定している。	5-2
第 39 条	○	【役員の兼職禁止】寄附行為第 7 条（監事の選任）に基づき、監事は本法人の理事、評議員又は職員以外の者から選出している。	5-2
第 40 条	○	【役員の補充】役員の補充については、寄附行為第 9 条（役員の補充）において規定している。	5-2
第 41 条	○	【評議員会】本法人の評議員会については、寄附行為第 18 条（評議員会）において規定している。	5-3
第 42 条	○	【評議員会】評議員会の諮問事項については、寄附行為第 20 条（諮問事項）において規定している。	5-3
第 43 条	○	【評議員会】評議員会の意見具申等については、寄附行為第 21 条（評議員会の意見具申等）において規定している。	5-3
第 44 条	○	【評議員の選任】本法人における評議員の選任については、寄附行為第 22 条（評議員の選任）において規定している。	5-3
第 45 条	○	【寄附行為変更の認可等】寄附行為の変更については、寄附行為第 40 条（寄附行為の変更）において規定し、適切に実施している。	5-1
第 46 条	○	【評議員会に対する決算等の報告】評議員会に対する決算等の報告については、寄附行為第 33 条第 2 項（決算及び実績の報告）において規定している。	5-3
第 47 条	○	【財産目録等の備付け及び閲覧】本法人の財産目録等については適正に作成・備付し、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	【会計年度】本法人の会計年度については、寄附行為第 36 条（会計年度）において規定している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	【目的】本学大学院の目的については、大学院学則第 1 条（目的）において規定している。	1-1

純真学園大学

第 100 条	○	【教育研究上の基本組織】本学大学院における教育研究上の基本となる組織については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-2
第 102 条	○	【入学資格】本学大学院における入学資格については、大学院学則第 11 条（入学資格）において規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	【入学資格】本学大学院における入学資格については、大学院学則第 11 条（入学資格）において規定している。	2-1
第 156 条	—	【入学資格】該当しない。	2-1
第 157 条	—	【入学資格】該当しない。	2-1
第 158 条	—	【入学資格】該当しない。	2-1
第 159 条	—	【入学資格】該当しない。	2-1
第 160 条	—	【入学資格】該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	【趣旨】本学は学校教育法及び大学院設置基準に基づき設置し、適正に運営している。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	【教育研究上の目的】本学大学院が設置する研究科の教育研究上の目的については、大学院学則第 6 条第 2 項（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	【入学者選抜】本学大学院における入学者選抜については、入学者選抜規程に基づき厳正に実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	【教員と事務職員等の連携及び協働】本学大学院の組織は教員と職員が連携し、適切に運営している。	2-2
第 2 条	○	【大学院の課程】本学大学院の課程は、大学院学則第 5 条（課程）において規定している。	1-2
第 2 条の 2	—	【専ら夜間において教育を行う大学院の課程】該当しない。	1-2
第 3 条	○	【修士課程】本学大学院の修士課程については、大学院学則第 5 条（課程）、第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）、及び第 8 条（標準修業年限等）において規定している。	1-2
第 4 条	—	【博士課程】本学大学院は博士課程を有していない。	1-2
第 5 条	○	【研究科】本学大学院の研究科については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	1-2
第 6 条	○	【専攻】本学大学院の研究科に置かれる専攻については、大学	1-2

純真学園大学

		院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	
第 7 条	○	【研究科と学部等の関係】本学大学院の研究科と学部学科は連携し、適切に運営している。	1-2
第 7 条の 2	—	【複数の大学が協力して教育研究を行う研究科】該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	【研究科以外の基本組織】該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	【教員組織】本学大学院の教員は学部の教員が兼任しており、研究目的・分野に応じて適切な人数を配置している。	3-2 4-2
第 9 条	○	【教員組織】本学大学院の教員については、大学設置・学校法人審議会による教員審査を経た者を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	【収容定員】本学大学院の収容定員については、大学院学則第 6 条（研究科、専攻、分野及び学生定員）において規定している。	2-1
第 11 条	○	【教育課程の編成方針】本学大学院の教育課程は、専攻・分野ごとに定められたカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成されている。	3-2
第 12 条	○	【授業及び研究指導】大学院の授業科目は、大学院保健医療学研究科履修規程第 2 条別表第 1・第 2 において規定している。	2-2 3-2
第 13 条	○	【研究指導】研究指導は、大学院設置基準第 9 条に適合する教員により行われている。	2-2 3-2
第 14 条	○	【教育方法の特例】本学大学院における教育方法の特例については、大学院学則第 14 条（教育方法の特例）において規定している。	3-2
第 14 条の 2	○	【成績評価基準等の明示等】成績評価基準等については講義要項（シラバス）に明記しており、入学時に冊子として新入生へ配布するとともに、Web シラバスとしても公開している。	3-1
第 14 条の 3	○	【教育内容等の改善のための組織的な研修等】教育内容等の改善のための組織的な研修のため、本学に FD 委員会を設置し、研修会を実施している。	3-3 4-2
第 15 条		【大学設置基準の準用】大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修については以下のとおり定めている。 ・各授業科目の単位 → 大学院保健医療学研究科履修規程別表第 1・第 2 において規定している。	2-2 2-5 3-1 3-2

純真学園大学

		・授業日数・授業期間 → 大学学則第 16 条（学期）を準用し（大学院学則第 25 条）、学年暦において規定している。 ・授業を行う学生数 → 授業を行う学生数は、授業の内容や教育効果を考慮し、適切に定めている ・授業の方法及び単位の授与 → 授業の方法については、大学学則第 34 条（授業の方法等）を準用する（大学院学則第 25 条）とともに、講義要項（シラバス）において科目ごとに明示している。 単位の授与については、大学学則第 37 条（単位の授与）を準用している（大学院学則第 25 条）。 ・他の大学院における授業科目の履修等 → 大学院学則第 16 条（単位互換による他の大学の大学院における授業科目の履修等）において規定している。 ・入学前の既修得単位等の認定 → 大学院学則第 17 条（入学前の既修得単位等の認定）において規定している。 ・長期にわたる教育課程の履修 → 大学院学則第 8 条（標準修業年限等）において規定している。 なお、科目等履修生等については受入れを行っていない。	
第 16 条	○	【修士課程の修了要件】修士課程の修了要件については、大学院学則第 19 条（修了の要件）において規定している。	3-1
第 17 条	—	【博士課程の修了要件】本学大学院は博士課程を有していない。	3-1
第 19 条	○	【講義室等】必要とされる講義室等については適切に設置している。	2-5
第 20 条	○	【機械、器具等】必要とされる種類・数の機械・器具等については適切に設置している。	2-5
第 21 条	○	【図書等の資料】必要とされる図書、学術雑誌、視聴覚資料等については適切に備えている。	2-5
第 22 条	○	【学部等の施設及び設備の共用】筑紫丘キャンパスにおける施設設備等については、学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	○	【二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備】筑紫丘キャンパス、百道浜キャンパスのいずれについても、教育研究上必要とされる施設設備についてはそれぞれ適切に設置している。	2-5
第 22 条の 3	○	【教育研究環境の整備】本学大学院は大学院設置基準に則り、必要な経費を確保して教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	【研究科等の名称】本学大学院の研究科等の名称は、教育研究上の目的に合わせた適切な名称として定めている。	1-1
第 23 条	—	【独立大学院】本学は独立大学院に該当しない。	1-1

純真学園大学

			1-2
第 24 条	—	【独立大学院】 本学は独立大学院に該当しない。	2-5
第 29 条	—	【通信教育を行う課程を置く大学院の施設】 本学大学院は、通信教育を行う課程を有していない。	2-5
第 31 条	—	【共同教育課程の編成】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-2
第 32 条	—	【共同教育課程に係る単位の認定等】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 33 条	—	【共同教育課程に係る修了要件】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	3-1
第 34 条	—	【共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備】 本学大学院は、共同教育課程を編成していない。	2-5
第 42 条	○	【事務組織】 本学大学院の事務組織は大学と共通して設けられている。	4-1 4-3
第 43 条	○	【研修の機会等】 本学職員に必要な知識及び技能を修得する場として、学内で SD 研修会を開催するとともに、外部機関が開催する研修を活用している。	4-3
第 45 条	—	【外国に設ける組織】 本学大学院は、外国に研究科、専攻その他の組織を有していない。	1-2
第 46 条	—	【段階的整備】 本学大学院は、開設初年度より必要とされる教員組織、校舎等の施設及び設備を整備している。	2-5 4-2

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	（修士の学位授与の要件） 本学における修士の学位授与の要件については、大学院学則第 19 条（修了の要件）及び第 20 条（学位）において規定している。	3-1
第 4 条	—	（博士の学位授与の要件） 本学大学院は博士課程を有していない。	3-1
第 5 条	○	（学位の授与に係る審査への協力） 学位の授与に係る審査への協力については、学位審査規程第 4 条第 2 項において規定している。	3-1
第 12 条	—	（学位授与の報告） 本学大学院は博士課程を有していない。	3-1

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人純真学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2019 純真学園大学大学案内 純真学園大学大学院保健医療学研究科（パンフレット）	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	純真学園大学 学則 純真学園大学大学院 学則	

純真学園大学

	学生募集要項、入学者選抜要綱	
【資料 F-4】	平成 31 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（指定校推薦入試）	
	平成 31 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項（公募推薦入試・一般入試・大学入試センター試験利用入試・社会人入試）	
	平成 31 年度純真学園大学大学院保健医療学研究科学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2019 年度学生便覧（純真学園大学保健医療学部、純真学園大学大学院保健医療学研究科）	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2019 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 30 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ： ・2019 純真学園大学大学案内 p.25	
	キャンパスマップ： ・2019 年度学生便覧 p.29	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など）	
	学校法人純真学園 法人規程一覧表	
	純真学園大学 規程一覧表	
	純真学園大学大学院 規程一覧表	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・評議員・監事一覧リスト	
	平成 30 年度理事会の開催状況	
	平成 30 年度評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 30 年度決算関係書類、監査報告書	
	平成 29 年度決算関係書類、監査報告書	
	平成 28 年度決算関係書類、監査報告書	
	平成 27 年度決算関係書類、監査報告書	
	平成 26 年度決算関係書類、監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2019 年度講義要項（純真学園大学保健医療学部） 2019 年度講義要項（純真学園大学大学院）	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	純真学園大学 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー（2019 年度学生便覧 pp.39-42） 純真学園大学大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー（2019 年度学生便覧 pp.103-107）	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	純真学園大学大学院 設置に係る設置計画履行状況報告書（令和元年 5 月 1 日現在）	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	〇〇〇〇〇〇	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考

純真学園大学

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	純真学園大学学則	資料 F-3 に同じ
【資料 1-1-2】	純真学園大学保健医療学部規則	
【資料 1-1-3】	本学ホームページ＞情報公開＞1. 大学の教育研究上の目的に関すること	
【資料 1-1-4】	2019 純真学園大学大学案内	資料 F-2 に同じ
【資料 1-1-5】	2019 年度学生便覧	資料 F-5 に同じ
【資料 1-1-6】	2019 純真学園大学大学案内	資料 F-2 に同じ
【資料 1-1-7】	『純真の翼』 第 6 号	
【資料 1-1-8】	純真学園大学 ディプロマポリシー	資料 F-13 に同じ
【資料 1-1-9】	純真学園大学 将来計画協議会規程	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	「純真学入門」シラバス	資料 F-12 に掲載
【資料 1-2-2】	純真学園大学設置認可申請書（設置の趣旨）	
【資料 1-2-3】	純真学園大学大学院設置認可申請書（設置の趣旨）	
【資料 1-2-4】	純真学園大学 5 ヶ年計画	
【資料 1-2-5】	純真学園大学 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー／純真学園大学大学院 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー	資料 F-13 に同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	平成 31 年度純真学園大学保健医療学部学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-1-2】	平成 31 年度純真学園大学大学院保健医療学研究科学生募集要項	資料 F-4 に同じ
【資料 2-1-3】	純真学園大学・純真短期大学説明会のお知らせとご参加のお願い（平成 29 年 5 月）	
【資料 2-1-4】	純真学園大学説明会のお知らせとご参加のお願い（大阪）	
【資料 2-1-5】	純真学園大学説明会のお知らせとご参加のお願い（広島）	
【資料 2-1-6】	純真学園大学 入学者選抜規程	
【資料 2-1-7】	純真学園大学大学院 入学者選抜規程	
【資料 2-1-8】	純真学園大学 入試委員会規程	
【資料 2-1-9】	純真学園大学 入試判定会規程	
【資料 2-1-10】	純真学園大学大学院 入試判定会規程	
【資料 2-1-11】	入試問題作成・校正・採点マニュアル	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	オフィスアワー一覧表	
【資料 2-2-2】	純真学園大学大学院 ティーチング・アシスタント取扱規程	
【資料 2-2-3】	平成 30 年度前期 ティーチング・アシスタント実施計画	
【資料 2-2-4】	平成 30 年度後期 ティーチング・アシスタント実施計画	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2019 大学案内 p.15	資料 F-2 に掲載
【資料 2-3-2】	2019 年度学生便覧 p.18、pp.24-25	資料 F-5 に掲載
【資料 2-3-3】	純真学園大学 進路対策委員会規程	
【資料 2-3-4】	純真学園大学 国家試験対策委員会規程	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	純真学園大学 学生委員会規程	

純真学園大学

【資料 2-4-2】	2019 年度学生便覧 p.1、pp.17-19	資料 F-5 に掲載
【資料 2-4-3】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	エビデンス集（データ編）表 2-7 に同じ
【資料 2-4-4】	平成 31 年度学生募集要項（指定校推薦入試） p.7	資料 F-4 に掲載
【資料 2-4-5】	平成 31 年度学生募集要項（公募推薦入試・一般入試・大学入試センター試験利用入試・社会人入試） p.11	資料 F-4 に掲載
【資料 2-4-6】	2019 年度学生便覧 p.6	資料 F-5 に掲載
【資料 2-4-7】	2019 年度学生便覧 pp.6-7	資料 F-5 に掲載
【資料 2-4-8】	純真学園大学学友会会則第 2 条	
【資料 2-4-9】	2019 年度 純真学園大学サークル一覧	
【資料 2-4-10】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	エビデンス集（データ編）表 2-8 に同じ
【資料 2-4-11】	賞状（学生部長賞、写し）	
【資料 2-4-12】	学生相談室、医務室等の状況	エビデンス集（データ編）表 2-9 に同じ
【資料 2-4-13】	2019 大学案内 p.23	資料 F-2 に掲載
【資料 2-4-14】	2019 住まいのご案内	
【資料 2-4-15】	2019 年度学生便覧 p.11	資料 F-5 に掲載
【資料 2-4-16】	『純真の翼』第 6 号 p.48	資料 1-1-7 に掲載
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	キャンパスマップ	資料 F-8 に同じ
【資料 2-5-2】	2019 年度学生便覧 pp.30-34（筑紫丘キャンパス見取図）	資料 F-5 に掲載
【資料 2-5-3】	校地、校舎等の面積	エビデンス集（データ編） 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式 1（平成 31 年 5 月 1 日現在）に同じ
【資料 2-5-4】	2019 年度学生便覧 p.35（百道浜キャンパス見取図）	
【資料 2-5-5】	2019 大学案内 p.23	資料 F-2 に掲載
【資料 2-5-6】	純真学園図書館運営委員会規程	
【資料 2-5-7】	平成 30 年度図書館運営状況	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート（質問項目）	
【資料 2-6-2】	学生満足度調査（質問項目）	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	純真学園大学 ディプロマポリシー	資料 F-13 に同じ
【資料 3-1-2】	純真学園大学大学院 ディプロマポリシー	資料 F-13 に同じ
【資料 3-1-3】	純真学園大学 保健医療学部履修規程	
【資料 3-1-4】	純真学園大学 入学前の既修得単位等の認定に関する規程	
【資料 3-1-5】	純真学園大学大学院 保健医療学研究科履修規程	
【資料 3-1-6】	純真学園大学大学院 入学前の既修得単位等の認定に関する規程	
【資料 3-1-7】	純真学園大学大学院 長期履修学生に関する規程	
【資料 3-1-8】	純真学園大学大学院 学位審査規程	
【資料 3-1-9】	2019 年度学生便覧 p.66	資料 F-5 に掲載
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	純真学園大学 カリキュラムポリシー	資料 F-13 に同じ

純真学園大学

【資料 3-2-2】	2019 年度講義要項 pp.403-414	資料 F-12 に掲載
【資料 3-2-3】	2019 年度講義要項 pp.388-400	資料 F-12 に掲載
【資料 3-2-4】	純真学園大学大学院 カリキュラムポリシー	資料 F-13 に同じ
【資料 3-2-5】	純真学園大学 保健医療学部履修規程第 4 条	資料 3-1-3 に同じ
【資料 3-2-6】	純真学園大学 教育助成に関する規程	
【資料 3-2-7】	平成 30 年度 相互授業参観実績	
【資料 3-2-8】	純真学園大学 放射線技術科学科 平成 30 年度臨床実習協議会プログラム	
【資料 3-2-9】	2019 年度（前期）臨床実習要項（純真学園大学保健医療学部検査科学科）	
【資料 3-2-10】	純真学園大学保健医療学部検査科学科 平成 30 年度臨地実習協議会・指導者会議プログラム	
【資料 3-2-11】	平成 30 年度 医療工学科 病院実習施設協議会プログラム	
【資料 3-2-12】	「多職種連携医療論Ⅱ」シラバス	資料 F-12（大学院講義要項）に掲載
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平成 30 年度 学生の学修成果の把握に関するアンケート（質問項目）	
【資料 3-3-2】	平成 30 年度後期授業評価アンケート（質問項目）	
【資料 3-3-3】	平成 30 年度後期教員授業評価報告書（書式）	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	純真学園大学 学長選考規程	
【資料 4-1-2】	純真学園大学 副学長選任規程	
【資料 4-1-3】	純真学園大学 学部長選任規程	
【資料 4-1-4】	純真学園大学大学院 研究科長選任規程	
【資料 4-1-5】	純真学園大学 役職者等選任規程	
【資料 4-1-6】	純真学園大学 学部運営会議規程	
【資料 4-1-7】	純真学園大学 将来計画協議会規程	
【資料 4-1-8】	純真学園大学 中期計画策定委員会規程	
【資料 4-1-9】	純真学園大学 自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-10】	純真学園大学 IR 委員会規程	
【資料 4-1-11】	純真学園大学 教育改革検討委員会規程	
【資料 4-1-12】	純真学園大学 福田昌子記念育英学生規程	
【資料 4-1-13】	純真学園大学 教授会規程	
【資料 4-1-14】	純真学園大学大学院 研究科委員会規程	
【資料 4-1-15】	純真学園大学組織図	
【資料 4-1-16】	純真学園情報共有サイト（トップページ）	
【資料 4-1-17】	純真学園大学 組織規程	
【資料 4-1-18】	理事・評議員・監事一覧リスト	資料 F-10 に同じ
【資料 4-1-19】	純真学園大学 教務委員会規程	
【資料 4-1-20】	純真学園大学 IR 室規程	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	教員組織	エビデンス集（データ編） 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式

純真学園大学

		1（平成31年5月1日現在）に同じ
【資料 4-2-2】	指定規則に定める有資格者数	
【資料 4-2-3】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	エビデンス集（データ編）表 4-1 に同じ
【資料 4-2-4】	純真学園大学学則第 8 条 2 項	資料 F-3 に掲載
【資料 4-2-5】	純真学園大学 教育職員選考規程	
【資料 4-2-6】	純真学園大学 教育職員選考委員会規程	
【資料 4-2-7】	教育職員（教員）の昇任における申し合わせ事項	
【資料 4-2-8】	純真学園大学 教育職員の任期制に関する規程	
【資料 4-2-9】	純真学園大学 任期を定めた教育職員の任用に関する細則	
【資料 4-2-10】	純真学園大学 客員教授等に関する規程	
【資料 4-2-11】	純真学園大学 特別任用教員規程	
【資料 4-2-12】	純真学園大学 非常勤講師に関する規程	
【資料 4-2-13】	研究実績報告書（書式）	
【資料 4-2-14】	教育・研究活動等記録一覧表（書式）	
【資料 4-2-15】	純真学園大学 FD 委員会規程	
【資料 4-2-16】	『純真の翼』第 6 号 p.16	資料 1-1-7 に掲載
【資料 4-2-17】	平成 30 年度後期 教員授業評価報告書（書式）	資料 3-3-3 と同一
【資料 4-2-18】	「教員授業評価報告書」提出に関する依頼（平成 30 年 3 月 1 日付）	
【資料 4-2-19】	平成 30 年度 FD 研修会一覧表	
【資料 4-2-20】	学科別 FD 報告書	
【資料 4-2-21】	平成 30 年度 FD 委員会年間目標ならびに総括・評価	
【資料 4-2-22】	FD 研修会アンケート結果	
【資料 4-2-23】	出張報告書（第 24 回 FD フォーラム）	
【資料 4-2-24】	平成 30 年度 相互授業参観実績	資料 3-2-7 に同じ
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	平成 30(2018)年度中に実施した SD 研修会一覧	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	自主計画研修要領の手引き	
【資料 4-4-2】	臨床研究専門部会規程	
【資料 4-4-3】	純真学園大学 倫理委員会規程第 4 条	
【資料 4-4-4】	純真学園大学 研究費助成に関する規程	
【資料 4-4-5】	『純真の翼』第 6 号 p.13	資料 1-1-7 に掲載
【資料 4-4-6】	純真学園大学 学術講演会 2019 チラシ	
【資料 4-4-7】	純真学園大学 教育助成に関する規程	資料 3-2-6 に同じ
【資料 4-4-8】	研究実績報告書（書式）	資料 4-2-13 に同じ

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人純真学園 寄附行為	資料 F-1 に同じ
【資料 5-1-2】	学校法人純真学園 就業規則	
【資料 5-1-3】	学校法人純真学園 公益通報規程	
【資料 5-1-4】	純真学園大学 競争的資金等の取扱い規程	
【資料 5-1-5】	純真学園大学 排水水および廃棄物管理規程	
【資料 5-1-6】	学校法人純真学園 ハラスメント取扱規程	
【資料 5-1-7】	学生生活スタートブック 学生生活は危険がいっぱい	
【資料 5-1-8】	学生相談室のご案内	

純真学園大学

【資料 5-1-9】	学校法人純真学園 個人情報保護規則	
【資料 5-1-10】	臨地実習要綱（平成 29 年度 新カリキュラム、看護学科） pp.9-11、p.27	
【資料 5-1-11】	臨床実習事前教育 医療分野における 個人情報保護について（放射線技術科学科）	
【資料 5-1-12】	検査科学科の教育課程を修める上で知りえた個人情報の守秘義務について（説明書）	
【資料 5-1-13】	臨床実習指導書（医療工学科） p.4	
【資料 5-1-14】	純真学園大学 放射線障害予防規程	
【資料 5-1-15】	純真学園大学 放射線安全管理委員会規程	
【資料 5-1-16】	純真学園大学 遺伝子組換え実験安全管理規程	
【資料 5-1-17】	純真学園大学 危機管理対策委員会規程	
【資料 5-1-18】	大地震対応マニュアル（学生配布用）	
【資料 5-1-19】	地震対応のフローチャート	
【資料 5-1-20】	純真学園大学 平成 30 年度 教職員向け AED 講習会 報告書	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人純真学園 寄附行為	資料 F-1 に同じ
【資料 5-2-2】	平成 30 年度理事会の開催状況	資料 F-10 に同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	純真学園大学 教授会規程第 2 条	資料 4-1-13 に掲載
【資料 5-3-2】	純真学園大学 学部運営会議規程	資料 4-1-6 に同じ
【資料 5-3-3】	純真学園大学大学院 研究科委員会規程	資料 4-1-14 に同じ
【資料 5-3-4】	研究科運営会議規程	
【資料 5-3-5】	理事・評議員・監事一覧リスト	資料 F-10 に同じ
【資料 5-3-6】	平成 30 年度評議員会の開催状況	
【資料 5-3-7】	学校法人純真学園 監事監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	消費収支計算書（事業活動収支計算書）（平成 23 年度～30 年度）	
【資料 5-4-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	エビデンス集（データ編）表 5-3 に同じ
【資料 5-4-3】	学校法人純真学園 資金運用に関する取扱基準	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人純真学園 経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人純真学園 経理規程施行細則	
【資料 5-5-3】	学校法人純真学園 固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	平成 30 年度の監査概要について	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	純真学園大学 自己点検・評価委員会規程	資料 4-1-9 に同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	純真学園大学学則第 2 条	資料 F-3 に掲載
【資料 6-2-2】	純真学園情報共有サイト（トップページ）	資料 4-1-16 に同じ
【資料 6-2-3】	本学ホームページ＞情報公開＞14.純真学園大学自己点検評価書	

純真学園大学

【資料 6-2-4】	本学ホームページ>情報公開>11.財務情報	
【資料 6-2-5】	純真学園大学 IR 室規程	資料 4-1-20 に同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2019 年度事業計画	資料 F-6 に同じ
【資料 6-3-2】	平成 30 年度事業報告書	資料 F-7 に同じ
【資料 6-3-3】	平成 30 年度 各学科・各委員会目標（達成度）	

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域への貢献		
【資料 A-1-1】	純真学園大学 広報委員会規程	
【資料 A-1-2】	資料 A-1-2 サイエンスキャンプ委員会規程	
【資料 A-1-3】	「ボランティアとキャリア形成」シラバス	資料 F-12 に掲載
【資料 A-1-4】	福岡市南区大学連絡会議構成校と福岡市南区との連携に関する協定書	
【資料 A-1-5】	純真学園大学と福岡市南区との連携協定書に関する覚書	
【資料 A-1-6】	大規模災害時における純真学園施設の使用に関する覚書	
【資料 A-1-7】	『純真の翼』第 6 号 p.37	資料 1-1-7 に掲載
【資料 A-1-8】	第 1 回～第 6 回育児体験教室参加者 アンケート結果	
【資料 A-1-9】	大規模災害時における純真学園施設の使用に関する協定書（写し）	
【資料 A-1-10】	本学教員の学会活動・社会貢献活動	
A-2. 地域への情報発信		
【資料 A-2-1】	『純真の翼』第 6 号 p.41	資料 1-1-7 に掲載
【資料 A-2-2】	「サイエンスキャンプ」2018 報告書	
【資料 A-2-3】	『純真の翼』第 6 号 p.38	資料 1-1-7 に掲載
【資料 A-2-4】	『純真の翼』第 6 号 p.40	資料 1-1-7 に掲載
【資料 A-2-5】	『純真の翼』第 6 号 p.38	資料 1-1-7 に掲載
【資料 A-2-6】	2018 純真学園祭パンフレット p.9	
【資料 A-2-7】	平成 30 年度 純真学園大学学園祭 子宮頸がん検診事業 連携会議議事録	
【資料 A-2-8】	2018 年度 純真学園大学学園祭における子宮頸がん検診事業 評価	

基準 B. 自校教育

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 自校教育		
【資料 B-1-1】	純真学概念図・純真学科目一覧	
【資料 B-1-2】	純真学専門部会 総括	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。